

令和元年 第 2 回

定 例 会

議 会 会 議 録

小 国 町 議 会

第 1 日

令和元年第2回小国町議会定例会会議録

(第 1 日)

1. 招集年月日 令和元年 6月10日(月)

1. 招集の場所 おぐに町民センター 3階 301号室 議場

1. 開 会 令和元年 6月10日 午前10時00分

1. 閉 会 令和元年 6月10日 午後 2時40分

1. 応招議員

1番 時 松 昭 弘 君	2番 江 藤 理一郎 君
3番 穴 見 まち子 君	4番 久 野 達 也 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 大 塚 英 博 君
7番 西 田 直 美 君	8番 松 本 明 雄 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 松 崎 俊 一 君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 時 松 昭 弘 君	2番 江 藤 理一郎 君
3番 穴 見 まち子 君	4番 久 野 達 也 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 大 塚 英 博 君
7番 西 田 直 美 君	8番 松 本 明 雄 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 松 崎 俊 一 君

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

書 記 朝 日 さとみ 君 臨時職員 秋 吉 由起子 君

1. 欠席職員

議会事務局長 藤 木 一 也 君 会計管理室長 加 祥 一 恵 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 邊 誠 次 君	教 育 長 麻 生 廣 文 君
総 務 課 長 小 田 宣 義 君	教 委 事 務 局 長 石 原 誠 慈 君
政 策 課 長 佐 々 木 忠 生 君	産 業 課 長 木 下 勇 児 君
情 報 課 長 北 里 慎 治 君	税 務 課 長 橋 本 修 一 君
建 設 課 長 秋 吉 陽 三 君	住 民 課 長 時 松 洋 順 君
福 祉 課 長 生 田 敬 二 君	保 育 園 長 河 津 公 子 君

会議録署名議員の氏名

議長は今期定例会の会議録署名議員に次の2名を指名した。

2番 江 藤 理一郎 君

8番 松 本 明 雄 君

1. 会期の決定

今期定例会の会期を 6月10日から 6月17日までの8日間とする。

1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。

別紙議事日程のとおり

議事の経過 (r. 1. 6. 10)

議長（松崎俊一君） 改めまして、おはようございます。

開会に先立ち、一言、御挨拶申し上げます。

あじさいの花が咲きほころび、夜にはホテルがちらほら見えるようになりました。議員各位におかれましては、令和元年第2回小国町議会定例会にお越しいただき、ありがとうございます。今回は町長も新しく就任され、新しい課長も出席いただいております。また、議会も定員が12名から10名となりました。特に議員につきましては、一人一人の責任も大きくなったと感じています。また、来月には参議院選挙が行われます。各位お忙しいなかですが、慎重審議をお願い申し上げ、冒頭の御挨拶といたします。

それでは、開会のはじめに渡邊町長より御挨拶をいただきたいと思っております。

町長（渡邊誠次君） それでは改めまして、皆さま、おはようございます。

まずは、一昨日でしたか、殿町公園それから下町公園の清掃ボランティア活動にたくさんの方の御参加をいただきまして、本当にありがとうございました。また、そのあと私が熊本市内のほうに行って帰ってきたときには、宮原8部の老人会の方たちが森林組合の前の十字路で綺麗な花を植栽されておりました。また、昨日は212号線沿いでは、朝早くから本当に清掃活動等をしておられました。まさに、言葉どおり自ら進んでの精神に頭が下がるところでございます。それぞれの地域や団体でボランティア活動をなされていると思っておりますけれども、活動の際には怪我事故等々のないように御祈念を申し上げたいと思っております。また、私といたしましても何等かの応援ができないかというふうを考えているところでございます。まずは、感謝を申し上げたいと思っております。

さて、本日は令和元年第2回小国町議会定例会の本会議でございます。御多用のなかにお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。本日御審議いただきます議案につきましては、条例改正が3本、条例の廃止が1本、総合事務組合の事務の変更及び規約の一部変更につきまして1本、それから補正予算、人事案件が4本、報告事項が2本、それから議会からの発議ということになって上程をさせていただきます。

また、その一般会計の補正予算の前に私の施政方針を述べさせていただきたいと思っております。御拝聴いただきまして、御審議御意見等々よろしくようお願い申し上げます。お世話になります。

議長（松崎俊一君） ありがとうございました。

ただいま出席議員は10人です。定足数に達していますので、令和元年第2回小国町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

議長（松崎俊一君） 本日の議事日程については、お手元に配付してありますとおりです。

議長（松崎俊一君） 日程第1、「会議録署名議員」を指名いたします。

2番 江藤理一郎君

8番 松本明雄君

にお願いをいたします。

議長（松崎俊一君） 日程第2、「会期の決定」についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期については、去る5月31日に議会運営委員会が開かれ、会議規則第7条の委員会報告書のとおり、本日6月10日から6月17日までの8日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月17日までの8日間と決定しました。

本会議は、本日と11日、12日に開くこととし、もし会期末を待たずに議了したときは、そのときに閉会をいたしたいと思えます。

議長（松崎俊一君） 日程第3、「議案第25号 小国町税条例等の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

税務課長（橋本修一君） それでは議案集1ページをお願いいたします。朗読させていただきます。

議案第25号 小国町税条例等の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和元年6月10日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

お配りしております条例集の右肩25と記載されておりますのが、改正条例本文となります。今回の改正条例は施行期日やこの一部改正の時期が異なることから、1条から4条までの構成となっております。説明資料は総務課資料1と税務課資料（1）の税条例の改正概要でございます。また税務課資料（2）には新旧対照表となっております。

それでは、総務課資料1、1ページをお願いいたします。上段でございます。

まず、提案理由でございます。地方自治法の一部を改正する法律等が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、小国町税条例の一部について改正を行うものでございます。

次に主な改正内容でございます。3点でございます。1点目は、個人町民税の非課税措置の追加でございます。単身児童扶養者を非課税措置の対象にするものでございます。

2点目は、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減措置でございます。特定期間、これは平成31年4月10日から令和2年9月30日までの期間でございます。この期間に取得した自家用自動車の税率を1%分軽減するものでございます。

3点目は同じく軽自動車税です。種別割のグリーン化特例（軽課）の見直しでございます。現行制度の特例措置を2年間延長するものでございます。

次に税務課資料（1）の税条例の改正概要をお願いいたします。先ほど話しました1点目の個人町民税の非課税措置の追加でございますけれども、表の中段より下の第24条がこの規定になります。この単身児童扶養者とは事実婚状態でないことを確認したうえで支給される児童扶養手当の支給を受けているひとり親で、前年の所得金額が135万円以下の方でございます。上から2行目の第36条の3の2とその下の第36条の3の3、これは扶養親族申告書にこの単身児童扶養者の記載事項が追加されるものでございます。

次に先ほどお話ししました2点目でございますけれども、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減措置でございます。表の5行目、附則第15条の2がこの規定でございます。環境性能割の現行税率の1%適用のものが減額によって非課税になり、7行目の附則第15条の6は現行税率2%適用のものが1%になるものでございます。

次に先ほどお話ししました3点目でございます。軽自動車税の種別割のグリーン化特例経過の見直しで、表の中段あたりですね、8行目の附則第16条がこの規定になります。現行の特例措置を2年間延長し、令和2年度、令和3年度も適用するものでございます。また表の11行目、ちょっと下のほうになります、同じ附則第16条の規定は令和4年度5年度のグリーン化特例の経過対象を電気自動車等に限るという規定でございます。

その他、この表の1番上の第36条の2、これは申告書記載事項の簡素化、また一番下の第4条による改正は、大法人に対する電子申告についての宥恕措置を規定するものでございます。

この他、法改正に合わせての規定の整備整理を行うものでございます。

以上で、提案理由、改正内容の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長（松崎俊一君） これより議案第25号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） この税条例の改正についてですが、単身児童扶養者のいわゆるひとり親世帯の非課税措置対象への追加ということで、所得135万円以下の収入の低所得の人については非課税措置に追加するということが、非常に大事な内容も含まれていると思うのですが、同時に軽自動車税の部分についてです。やはり、これは軽自動車を買ったときの税金が、グリーン化特例などで安くなりますよという話なんですけれども、基本的に車を買うお金もないような大変な人、あるいは新車は高く買えないという人については、何も恩恵を得ることができないと思うんですよね。そういうなかで一つ確認なのでございますけれども、それぞれ附則第15条、それから16条で

すけれども、このことによって小国町の収入ですね、税収というか小国町に軽自動車税で入ってくる額がどれほど減ることが予測されるのかお聞かせください。

税務課長（橋本修一君） まず、軽自動車の環境性能割のほうですけれども、これは今年の10月1日からの今まで自動車取得税というのが今、県の税金でございますが、普通車と軽自動車合わせた取得に対して自動車取得税として県が徴収しまして、そして県の方と市町村の方を案分しまして、各市町村に配られるのはその額を市町村の道路の延長や面積やそれによって配分されてくるのが自動車取得税、それは現行の制度でございますが、今度10月1日から変わるのが、それが環境性能割となりまして、普通車の部分は今までどおり県税でございます。軽自動車分が町税になりまして、実際の市町村の自動車の取得分に対して環境性能割に係るというものでございます。実際、どれだけ台数がというのは、はっきりはまだ分かりません。今までは配分できておりましたから、年間800台ほどは販売台数とか、小国町の場合はですね、1年間800台ぐらいは販売台数があるというふうには聞いております。

今回、軽減措置で大体非課税部分と燃費性能に対して1%部分、2%部分ありますけれども、それが1%分が非課税になって2%分が1%になるということでございますので、税率が基本的に1%分非課税になる分は安くなるということで、取得価格が100万円の場合は1万円安くなるということですね。取得価格はその車種によっていろいろありますので一概には言えませんが、この1%減税によってどれだけ安くなるというのは、まだ何ともはっきりは分かりません。ただまず、環境性能割でどれだけ入ってくるかもはっきりは今のところ分かりません。先ほど言ったように、台数自体がどれだけ取得するというのがはっきり分かりませんので、この環境性能割に関しては、この軽減措置で安くなるのは、取得価格の1%分が非課税になるということで、その分が減るということでございます。

種別割のほうですけれども、これは今の軽自動車税のことを種別割というふうになります。現在、もうこの措置は平成28年から始まっておりますので、平成30年度の状況でいいますと、この経過、安くなる部分に対してこれは金額的には税額にして安くはなっております。26万5千円でございます

以上でございます。

5番（児玉智博君） 取得割のほうについてなんですけれども、大体、こういう法改正をするときというのは、財務省もある程度の影響なんかも考えて改正をすると思うんですね。大体、年間約800台前後新車購入があるということであれば、大体それを割り当てて、国の計算方式に準じれば大体どれくらい変わるのかというのは分かるものではないかなと思うのですが、分からないものなのですか。

税務課長（橋本修一君） 先ほど話しましたように、800台で全て課税の対象なら税率1%でございますので800万円ですね。でも、その中には非課税部分もあれば取得価格が、例えば中古

の場合は50万円以下の部分は免税になりますので、ですから、今年の最初のほうに県から一応目安として金額が来たのは、環境性能割は500万円ぐらい入ってくるのではないかと。今、現在自動車取得税のほうは普通車と軽自動車合わせて1千800万円ぐらい入って来ておりますので、そのうちの軽自動車税がいくらというのは詳細に分かりません。これはあくまでも試算でございますけれども、先ほど言ったように500万円ぐらいは環境性能割で入ってくるのではないかと。ただ、そのときはこの軽減措置をする前の金額でございます。今回の軽減措置で1%分が非課税になる、2%分が1%になるということでございますので、その500万円がたぶん200万円とか300万円とか、そんなふうになるのではないかとという予測はしております。

5番（児玉智博君） 最後に、この附則第16条でグリーン化特例の軽課対象が電気自動車等に限るとなっております。今後、もしかしたらというか時代の流れからしてガソリン車というのは、ある程度の中長期的にはなくなっていく流れになるのかもしれませんが、しかし今現在、大体その電気自動車の登録というのは小国町では年間、今言われた800台のうちの何台ぐらいで推移しているのか分かりますか。

税務課長（橋本修一君） 電気自動車の件数は、今のところ小国町所有が3台ほどありますが、その他は今のところ小国町はありません。軽自動車の電気自動車はありません。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第25号、小国町税条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） 日程第4、「議案第26号 小国町環境にいいこと推進会議設置条例を廃止する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

政策課長（佐々木忠生君） おはようございます。議案集の1ページ下段をお願いいたします。

朗読いたします。

議案第26号 小国町環境にいいこと推進会議設置条例を廃止する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町環境にいいこと推進会議設置条例を廃止する条例を別紙のとおり提出する。

令和元年6月10日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

資料といたしましては、総務課資料1、条例集右肩26の廃止条例本文です。

本日は総務課資料1、第2回小国町議会定例会議案条例により説明をさせていただきます。

それでは総務課資料1、1ページ下段を御覧ください。提案理由です。平成31年度以降の環境モデル都市の取り組みについて国は関与せず、設定自治体の自主的取り組みとしております。他方、今後の取り組みの一つの選択肢として、環境モデル都市の取り組みを自治体SDGsの推進に発展させることが国から提示されています。そこで小国町としましては、平成26年に策定しました5カ年間の第一次環境モデル都市行動計画の第二期行動計画の策定は行わず、平成31年度以降は環境モデル都市の取り組みを小国町SDGs未来都市計画に移行することといたしました。よって、環境モデル都市に特化した本条例の廃止を行うものです。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議長（松崎俊一君） これより議案第26号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第26号、小国町環境にいいこと推進会議設置条例を廃止する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） 日程第5、「議案第27号 小国町課・園設置条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

総務課長（小田宣義君） おはようございます。議案集をお開き願います。

議案集は2ページになります。

議案第27号 小国町課・園設置条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町課・園設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和元年6月10日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

先ほどの環境にいいこと推進会議設置条例の廃止に伴いまして、政策課の中にあります事務分掌の中で「エ 環境モデル都市推進に関すること」とあります。この文言を「環境モデル都市推進」から「SDGs 未来都市推進」に変更するものでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（松崎俊一君） これより、議案第27号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第27号、小国町課・園設置条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） 日程第6、「議案第28号 小国町介護保険条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

福祉課長（生田敬二君） おはようございます。議案集をお願いいたします。

2ページの下段でございます。朗読をさせていただきます。

議案第28号 小国町介護保険条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町介護保険条例の一部を改正する条例を

別紙のとおり提出する。

令和元年6月10日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

本条例改正案につきましては、今年10月の消費税率の改定に伴いまして、介護保険の関連法令等の一部改正にあたり、所得の低い方の介護保険料の軽減評価が図られるということによるものでございます。

条例集では最後の10ページ右肩に28と記載されておりますが、こちらに改正文を記載してございます。別にお配りをしております福祉課資料1の新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。介護保険条例の第3条に保険料率が定められております。保険料は所得階層別に9段階の負担率をもって算定をされておりますけれども、これまでは第1段階、一番低い所得層の方になりますが、こちらの第1段階のみの軽減措置がされておりました。改正前条例の第3条第2項によるものでございます。

今回の条例改正案におきましては、第一段階の方の保険料をさらに軽減するとともに、第2段階及び第3段階の方についても軽減の対象とされるものでございます。改正後条例案の第3項第4項として、二つの項を加えるというものでございます。

具体的には、福祉課資料2を御覧いただきたいと思っております。本町の介護保険料基準額、第5段階となりますけれども、この基準額を基に算出した年額保険料の金額で申し上げますと、第1段階の3万6千720円が3万600円、第2段階の6万1千200円が5万1千円、第3段階の6万1千200円が5万9千160円に減額改定をされるものでございます。

なお、冒頭でお話ししましたように今回の条例改正案につきましては、10月の消費税率の改定による増収財源をもちまして、低所得者の保険料軽減強化を図るとされておりますので、本年度に関しましては10月からの半年、6カ月間の期間が対象にされるということでございまして、軽減幅が半分の水準に設定されております。改正案本文にありますように、この改正は交付の日から施行し、令和元年度の保険料から適応をするものでございます。

説明は以上となります。御審議、よろしく願いいたします。

議長（松崎俊一君） これより、議案第28号について質疑に入ります。

5番（児玉智博君） 改めましてお配りいただいた福祉課資料2を見てみますと、65歳以上の人たちはこんなに介護保険料を払っているのかと、改めて介護保険料の高さというのを感じているところがあります。今回は、政令が改正されたことにより、そのまま小国町もそれに従って改正をするものということでありました。しかし、もちろん消費税を利用して負担が軽減されるということなので、改正そのものはいいことだと思うのですが、しかし軽減される人たちが、いわゆる生活保護受給世帯とか低所得者の人たちの第一段階から第三段階まで、結局、世帯で非課税の

人しか対象になっていないんですよね。それは私、一番矛盾を感じるのは、介護保険料というのは世帯課税ではなくて65歳以上の人の個人に賦課される保険料なんですけれども、個人だけを見てみますと第三段階は課税年金収入額と合計所得金額が120万円を超える人は、5万9千160円になるのに対して、課税年金収入額と合計所得金額が80万円以下の人は7万3千440円で、これ据え置かれるのですよね。要するに、この違いは世帯が住民税課税世帯なのか、非課税世帯なのかという違いはあるにしても、これ合計所得金額が120万円を超す人は下がるのに、80万円以下の人は据え置かれる場合があるというのでは、これは非常に私は矛盾を感じるわけなんですけれども、この点について、本当にこの軽減措置だけで十分と思うかどうかというので、お答えいただきたいと思います。これは、政策的な部分になるかもしれませんが、町長でも結構なんですけど、町長が答えられなければ担当課長お願いします。

福祉課長（生田敬二君） 介護保険料の負担につきましては、第五段階の基準額、これは市町村ごとに異なる金額でございます。これを基に算定をされることとなります。第一段階から第九段階の「対象者」という欄の、これ定義の部分ですけれども、こちらのほうは政令で定められておりますので、十分かどうかというのにはお答えは難しいところなんですけれども、本町はその基準に従っての算定をしているということで、介護保険の場合が歳出というか、その給付の料で介護保険料が決まって参ります。ですので、この金額がどうこうというのは、ここでは差し控えさせていただきますかと思っております。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第28号、小国町介護保険条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） 日程第7、「議案第29号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

総務課長（小田宣義君） 議案集をお開き願います。議案集は3ページになります。

議案第29号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

地方自治法第286条第1項の規定により、令和元年8月31日限りで、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、熊本県市町村総合事務組合規約の一部を次のとおり変更する。

令和元年6月10日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

その下になります。

熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

熊本県市町村総合事務組合規約の一部を次のように変更する。

別表第2第3条第10号に関する事務の項中「、合志市」を削る。

附則

施行期日 1. この規約は、令和元年9月1日から施行する。

経過措置 2. 改正後の熊本県市町村総合事務組合規約別表2の規定は、この規約の施行の日以後に発生した交通事故により災害を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務の共同処理について適用し、施行日前に発生した交通事故により災害を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務の共同処理については、なお従前の例による。

提案理由といたしまして、一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要があります。

これが議案を提出する理由です。よろしく願いいたします。

議長（松崎俊一君） これより、議案第29号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） これは、基本的にこの合志市が決めたことですので、ここで反対だとかそういうことを言うつもりはないのですが、ただ、どういう経過でこうなったのかを確認しましたところ、いわゆる今説明があったとおり交通事故の被害に遭われた住民の方に、死亡した場合で10万円ぐらいで、怪我をした場合はもうちょっと低いということなんですけれども、そういう見舞金を支払う制度なんです。結局これが合志市の場合は実際、その利用も少ないということで、監査委員が今の時代は自賠責保険もあって任意保険もあって、それに対応をするから、もう必要はないのではないかという指摘を受けて、合志市はこれから抜けることになったそうなんですよね。ただ、ここで確認したいのが、これは見てみますと県内14ある市の中で、最大の熊本市、そして2番目の八代市あるいは荒尾なんかも既に抜けていて、人口が増えている合志市も今回抜

けると。そうなったときに、これの保険というか共済制度そのものが今後維持できるのかという心配があるわけですが、その点について小国町はどのように認識されるのでしょうか。

総務課長（小田宣義君） 御指摘のとおり、合志町、私も内情をちょっと聞いてみました。中身といたしましては、この組合的には昭和45年に交通事故の共済を目的に設立されております。そして、現在の加入が構成団体数が38です。市が7つ、そして町村が31となっております。合志市の担当も私もちょっと聞いてみたのですけれども、辞めた理由といたしましては、負担金で運営しているところがあります。そして、なおかつ合志市が事故が少ないとは言いませんけれども、請求が少なかった。付託金に応じまして請求額のほうが段々減ってきたので、一応今回から辞めるということになっております。

これは小国町にも言えまして、ほかの構成町村にも言える話だと思います。今、小国の現状でいきますと、平成30年度で負担金額を28万7千480円この団体に支払っております。それに対して請求が24万5千円ということで、その前の平成29年度が同じ負担金額に対しまして請求額が21万5千円。少し負担額よりも少ない請求にはなっておりますけれども、まだ考える時には町民にまた少しでも金額が渡るようにしたいと思っておりますので。まだ検討段階には入っておりませんが、いずれかの時期にはどこかで検討しなくてははいけません。ただこの実績等を見まして、また今後検討していきたいと考えております。

以上です。

5番（児玉智博君） やはり、問題は、私は今回この議決が出てきたから、この共済制度を知ったわけです。それまでは知りませんでした、そういうものがあるとかですね。やはり、町民の人たちにしっかりとそういう制度があるんです、ということを周知していく必要があるのではないかとはいえるんですね。実際、なかなか任意保険も今、高いですから、特に若い人ほど保険料が高くなりますので、どうしても自賠責にしか入っていない人もいます。また、残念ながら飲酒運転というものもなかなかなくなるわけでは、あと無免許運転とかの交通違反ですね。そういうなかで、やっぱり事故に遭った場合は保険金が降りない場合もありますので、そういうときに交通事故の被害に遭われた方にとっては、これは本当に大事な制度であると思うわけです。ですから、やっぱりそういう被害に遭われながら、これはどうしても申請主義になっていますから、こちら側から「交通事故に遭われましたね」ということで、もう自動的に降りるものではありませんので、やっぱり一番大事なのはそういう制度があるということを周知していくことではないかと思っておりますので、これは要望になりますが、しっかりとそういう周知もしていただきたいと思っております。

総務課長（小田宣義君） 御指摘のとおり、今までも周知はある程度は行って実際に請求にも来ておりますので、今まで以上に周知を心掛けたいと考えております。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第29号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） 日程第8、「議案第30号 令和元年度小国町一般会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

先ほどありました町長からの施政方針並びに執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） 御説明の前に、私から施政方針と申しますか、これからの町政運営等々気持ちも含めて少しお話を申し上げたいというふうに思っております。

本日ここに、令和元年6月第2回小国町議会定例会が開催されるにあたり、令和元年度補正予算案等の議案の御審議をお願いするとともに、本年4月に町議選挙が執行されたために、本定例会で施政方針を申し述べ、議員の皆さま並びに町民の皆さまに一層の御理解と御協力をお願い申し上げる次第でございます。

先の選挙におきましては、皆さまの御支援のもと、今後4年間の町政を担わせていただくことになりました。町長としての重責を感じ、身の引き締まる思いとともに町民の皆さま、そして先人が積み上げてこられた歴史と伝統や文化を大切にしながら、これからの令和の時代を見据えて、小国町の未来のために、次世代のために、どのようにつくり、どのように発展させていくのかを考えて参ります。誠心誠意努めて参りますので、よろしく御願い申し上げます。

本町といたしましても、人口の減少という最大の壁に強い信念を持って立ち向かい、持続的な経済成長を実現していくために、人づくりへの挑戦、また産業成長への挑戦を実現拡大し、経済と自然、そして次世代へと継承するバランスを模索して参りたいと考えております。

また、住民の皆さま、関係各位と連携を取りながら、災害や変化に強いまちづくり、魅力ある独自性に飛んだまちづくりを目指して、挑戦できる町の体制を築いて参りたいと思います。山紫水明の小国町を、もっと住み良しの国、もっと来て良しの国にするために、北里柴三郎博士の力もお借りして住み良しの来て良しの心地いい地域を企画、また目指して参りたいと思っております。

す。

まだまだ自分としてはできているわけではございませんけれども、財政の状況をしっかりと勉強して把握して、高齢化の進展に伴う社会保障関係経費や老朽インフラ対策に伴う財政需用の更なる増加などにより、一層今後厳しい財政運営が予想されているところでございます。基本的な財政規律を前提といたしまして、身の丈に合った予算を編成する一方で、災害等不慮の事態に対応できる資金を確保することが目下の課題でございます。財政調整基金残高を注視しながら確保し、安定的な行財政運営に努めて参りたいと思っております。財政健全化と町政の重要課題への対応を両立させるためには、職員一人一人がまずはコスト意識、そして経営感覚を持つことが大切でございます。多様化する行政ニーズの中で優先すべきものを見極めて、職員、施設又は財源を活用して、創意と工夫で限りある資源のなか無限の課題に立ち向かってまいります。

それでは、本年度小国町一般会計予算編成における予算概要を述べさせていただきます。本年度におきましては、統一選挙の年であり、また3月第1回定例会におきましては、骨格予算となっておりましたので、本定例会で本年度の中心となる事業の予算を追加し、御提案をさせていただきます。予算編成につきましては、先ほども述べましたとおり国や県の動きを含めて有利な補助、起債等を考慮して最少の経費で最大の効果を上げるようなことができるよう、事業の推進に努めて参りたいと思っております。しかしながら、町の財政情勢は依然として厳しく、歳出抑制を図りましたけれども、本年度も財政不足が生じたために基金の一部を繰入れる編成となっております。限られた中で、町民のために有効な予算として計上をさせていただきますので、どうかよろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

ここにおられる議員の皆さまをはじめ、町民の皆さまにおかれましては、これからの町の取り組みにつきまして、御理解と御協力をお願ひ申し上げたいと思ひます。今回の肉付予算の主な取り組みにつきましては、令和元年度小国町の主な取り組みということで書いてありますので、見ていただきたいというふうに思ひます。どうかよろしくお願ひ申し上げます。お世話になります。

総務課長（小田宣義君） それでは、議案集をお開き願ひます。4ページをお願ひいたします。

議案第30号 令和元年度小国町一般会計補正予算（第1号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和元年度小国町一般会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

令和元年6月10日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

それでは、別冊の補正予算書のほうをお開き願ひたいと思ひます。

1ページです。

令和元年度小国町一般会計補正予算（第1号）

元号を改める政令の施行に伴い、「平成31年度小国町一般会計予算」の名称を「令和元年度小国町一般会計予算」とし、元号による年表示についても「平成」を「令和」に読み替えるものとする。

令和元年度小国町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億2千770万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億4千580万7千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 既定の債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和元年6月10日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

それでは、ページをめくりまして第1表としまして2ページから4ページに、歳入歳出のそれぞれの款項の区分及び金額を記載しております。

5ページには、債務負担行為補正を記載しております。

6ページには地方債の追加変更を記載しております。

7ページから8ページは、歳入歳出の補正予算事項別明細書となっております。

それでは、歳出のほうから順次説明させていただきます。

12ページをお開きください。この12ページ以降から20ページまでに出てくる給与、職員手当、共済費等につきましては、4月の人事異動による職員の配置変更が主な理由となります。

12ページの下段になります。4企画費として350万円を計上させていただいております。主な内訳といたしまして、ふるさと寄附金広告料として200万円、これはふるさと納税増収のための広告費です。財源はふるさと寄附金を充当予定です。もう一つです。地方創生移住支援事業補助金として100万円。この移住支援事業は、東京から小国町へ移住した方に交付金を支給する事業で、1世帯分の補助金になります。財源は国が2分の1、県が4分の1、残りは町の一般財源となります。

13ページの上段をお願いいたします。13地域情報基盤管理運営費です。工事請負費として2千900万円を計上させていただいております。これは映像センターの機器を更改するもので

す。今後5年間で段階的に更改していきます。財源は過疎債と光ファイバー使用料になります。その下にあるSDGs推進費をお願いいたします。514万5千円を計上させていただいております。主な内訳といたしまして、アドバイザーボード。これは外部の有識者による諮問委員会等の設置を行う費用弁償として101万6千円。二酸化炭素排出削減の普及啓発を目的に、省エネ住宅普及啓発業務委託料として147万2千円。まち・ひと・しごと創生総合戦略5カ年計画のフォローアップ及び今後の5カ年計画に向けた総合戦略計画策定調査業務委託料として100万円です。財源といたしましては、策定調査委託は一般財源、ほかの2つは国の間接補助事業になります。

14ページ中段をお願いいたします。民生費のなかの障害者福祉費で234万円を計上させていただいております。これは障害者福祉システムの導入負担金となります。各種障害者手帳の保持者の管理と重度医療費助成の支払い業務を行う電算システムを導入するものです。財源は一般財源になります。

次に15ページの上段をお願いいたします。医療費一部負担金です。医療費システム導入負担金で257万8千円を計上させていただいております。これも乳幼児・児童・ひとり親医療費受給者の管理と医療費助成の支払い業務を行う電算システムの導入です。財源は一般財源になります。その下の段にある児童福祉総務費をお願いいたします。施設型保育給付費委託料として131万4千円を計上させていただいております。保育園を利用していなかった町内の在住児童が保護者の都合により、町外の保育園を利用するための委託保育費になります。財源は国が2分の1、県が4分の1、残りが町の一般財源となります。

次に15ページの一番下の段をお願いいたします。予防費として134万6千円を計上させていただいております。主なものといたしましては、予防接種委託料として102万3千円です。国が高齢者肺炎球菌予防接種の対象年齢を70歳以上も5歳刻みで受診できるよう経過措置を延長したことによる委託料の増額となります。財源は一般財源です。

16ページの下段、林業振興費をお願いいたします。林業振興費で195万5千円を計上させていただいております。内訳といたしましては、平成25年から事業を展開しています。誕生祝としての小国産材の記念品代及び新たな記念品の開発に係る経費になります。財源は一般財源です。その下です。林道費で250万円を計上させていただいております。除草作業等委託ということで維持管理が難しい路線について木材搬出道の除草作業を行う経費となります。今年度は林道の29路線を計画しております。財源は一般財源です。その下です。治山事業費で1千200万円を計上させていただいております。家屋裏の崩壊危険箇所を補助事業により改善するものです。財源としましては県が3分の2、分担金が10%、残りが起債となっております。

16ページの一番下から17ページの上段になります。商工振興費です。466万5千円を計上させていただいております。内訳の主なものといたしましては、プレミアム付き商品券関係で

260万5千円。これは10月に予定されております消費税の増税に対し、子育て世帯、0歳から2歳の乳幼児や低所得者世帯への消費に与える影響の緩和を目的に実施するものです。財源は国の全額補助になります。なお、9月以降にはこのプレミアム付き商品券の事業費等の補正予算の上程を考えておりますので、その際は、またよろしく願いいたします。もう一つは、ふるさとの祭り補助金180万円です。小国町の秋祭りとして位置付けており、大字協議会等の参画もあり、町民参加型の祭りとして実施してきております。今年度も引き続き実施するため、補助を行うものです。財源は一般財源になります。

17ページの2段目になります。観光費です。600万2千円を計上させていただいております。内訳の主なものといたしましては、杖立温泉環境整備補助金100万円。これはふるさと納税で杖立温泉の景観整備を目的に寄附金を募っており、集まった寄附金を関係団体へ交付し、景観整備を行うものです。財源はふるさと寄附金になります。もう一つは、大相撲阿蘇小国場所開催補助金500万円です。12月に開催予定の令和元年度冬巡業大相撲小国場所の開催経費を補助するものです。財源はネットワーク基金になります。

17ページの一番下の段になります。道路維持費として1億1千900万円を計上させていただいております。内訳の主なものといたしましては、橋梁長寿命化計画策定業務委託料で1千700万円。これは小国町の橋梁166橋の具体的な個別計画を策定するものです。財源は国が63.25%で残りは一般財源になります。次に道路維持工事で8千500万円。これは道路舗装維持管理計画に基づき、速やかに補修の必要がある路線の舗装打ち替え工事を行うもので、今回は町道岳の湯線の1千500メートルを計画しております。財源は国57.5%、残りは辺地債を充当する予定です。次に除草作業等委託料1千300万円、これは町道の必要な除草を行うもので、町道上田西里線、西里田原線、黒渕下城線、坂下宇土線、滝ノ上簿瀬線を計画しております。財源は一般財源になります。道路台帳補正業務及び除雪作業委託料につきましては、通常の町道管理経費としてあわせて400万円計上させていただいております。財源は一般財源です。

18ページ上段をお願いします。道路の新設改良費です。2億3千780万円を計上させていただいております。設計委託は町道下滴水線の下滴水橋の実施設計で3千万円。町道改良工事ははげの湯線約700メートルの工事を行うものです。財源は国が63.25%で残りは過疎債、辺地債を充当する予定です。

中段をお願いします。住宅管理費です。1億6千327万4千円を計上させていただいております。内訳の主なものといたしましては、柏田団地の外壁改修工事の経費として1億5千670万円。住宅本体の長寿命化を図るために、今年は1号棟と3号棟の改修工事を計画予定です。財源は国が2分の1、残りは公営住宅建設事業債を充当する予定です。次に老朽化住宅解体撤去工事として670万円。今年は桜ヶ丘団地のうちの2棟4戸と福坂団地1棟4戸の解体撤去を計画しております。財源といたしましては、国が2分の1、残りは一般財源になります。

18ページの下から2段目をお願いいたします。消防費で140万円を計上させていただいております。3月議会に上程し、可決していただいた消防軽積載車購入の増額でございます。設計の見直しにより増額するものです。財源は緊急防災事業債を充当する予定です。

19ページの一番上の段をお願いいたします。9教育費、2事務局費の中の小国高校支援補助金です。300万円を計上させていただいております。この補助金は平成31年3月にバス購入支援の目的で寄付があったものを小国高校へ補助するものです。財源は繰越金です。

19ページの中段をお願いいたします。小学校の学校管理費です。142万2千円を計上させていただいております。この主なものとして、教材備品購入費の100万円になります。平成30年度で教育費充当の目的で寄付があったものを、今回電子黒板1台の購入に充てるものです。財源はネットワーク基金となります。次に中学校学校管理費です。526万1千円を計上させていただいております。主なものとして、体育館のトイレ改修関係470万円になります。老朽化したトイレの大便器3台の洋式化と電灯をLEDに交換いたします。このトイレは災害時には避難所としても使用いたしますので、財源は緊急防災事業債を充当する予定です。

19ページが一番下をお願いいたします。文化財保護費です。旧国鉄宮原線幸野川橋梁調査業務委託料として400万円を計上させていただいております。現在の県道の上に架かるアーチの部分は老朽化が進んでおり、2番目のアーチの下を通るルートでの付替えを、現在県が進めてきております。町として、橋梁の付替えのための耐久性を調査するものです。財源は過疎債を充当する予定です。

以上で歳出の説明を終わります。なお、議員の皆さまには資料として骨格予算に肉付予算を加えた前年度との比較表及び肉付予算分の課ごとの調書も配付させていただいておりますので、併せて参考にしていただきたいと思います。

次に歳入についての説明になります。

9ページをお願いいたします。この9ページから11ページが今回の補正に対する歳入となります。先ほどから説明させていただきましたが、歳入に伴う補助金等の説明がここに掲載されております。今回、補正額の補助金以外の歳入不足分につきましては、前年度繰越金を充当する予定としております。

以上で、簡単ではありますが、今回の一般会計補正予算の概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（松崎俊一君） ここで暫時休憩をいたします。11時15分から開会します。

（午前11時05分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時15分）

議長（松崎俊一君） これより議案第30号について質疑に入ります。

ページを追っていきたいと思います。

まず歳出のほうからいきたいと思います。よろしくお願いします。

ページが12ページですね。12ページの議会費から14ページ上段の総務費、目の戸籍住民登録費ですかね。12ページの議会費から14ページの戸籍住民登録費までをお願いします。質問漏れの時間も取りますので、御了解いただきたいと思います。

4番（久野達也君） それでは、お尋ねしたい部分としまして、13ページの地域情報基盤管理運営費の部分ですけれども、工事請負費として2千900万円、地方債充当ということで御説明いただきました。そのなかで、5カ年程度で映像機器整備を行うということでしたけれども、今分かっている範囲で、この5カ年の事業での総事業費あるいは今後の機器更新等、長期的に見ましてお尋ねしたいと思います。と、申しますのも、いわゆる「おぐにチャンネル」おぐチャンの料金改定等も行っております。その中でも、今後の維持管理費に充当したいという御説明等もいただいておりますけれども、大体、運営していくのにどの程度の見通しをお持ちなのか。また、事業計画等により平準化、これらについてお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

情報課長（北里慎治君） お答えしたいと思います。

平成31年度から5年間の機器更改につきましては、1億8千930万円ほどを見込んでおります。それを5カ年で割っていこうというふうに思っております。金額につきましては、今年2千900万円ですが、来年からは少し上がりますが、なるべく平準化をしていこうというふうに思っております。

それと、先ほど平準化についての料金のことも出ましたが、一体いくらで料金を考えているかということも御質問ありましたが、一応今年4月使用分から1千300円に上げさせていただきまして、近隣町村を見たときに月額1千500円が多かったのでございますが、10月の消費税の改定もありますので、小国町としましては1千300円でいかせていただいたということでございます。

それと全体的に経費等を含めたところの大体一人あたりいくらぐらいが妥当なのかとか、かかるのだろうかというような計算につきましては、現在まだそこまでの試算はしておりません。今後、いろんな利用も考えまして、今年こういうふうに5カ年計画で上げますので、そのあとの部分を含めて運営という形を考えていくかということにつきましては、今後慎重に考えていきたいと思っております。

以上です。

4番（久野達也君） 御説明いただきましたけれども、いわゆる、これ5カ年で事業計画を行っていくということであれば一つの備品なのか、あるいはいろんな備品が積み重なっての5カ年なのか、それによって例えば債務負担行為が必要な部分が生じたり、あるいは債務負担行為ではなくてもこういったような5カ年の継続事業になることが想像されているのであれば、まずもって総

事業費の部分の説明もいただくとありがたかったなとは思っております。よろしく願いいたします。

情報課長（北里慎治君） 申し訳ありませんでした。

一応、工事として発注することによりまして過疎債の対象になるということは財政当局とも話ではできましたので、備品という扱いではなくて工事で発注しようというふうになった経緯でございます。中身につきましては、普通のパソコンぐらいの大きさのものが並んでいくような形になります。そしてまた大きいものもありますので、一つ一つが見方によれば備品かなというものもあるかもしれませんけれども、そういう対応でやらせていただいたということでございます。

以上でございます。

6番（大塚英博君） 6番、大塚でございます。

SDGsの推進費の中のエコハウス設備補助金ということで質問をしたいと思います。今回は上限を5万円というふうに設定しております。今までのエコハウスの設備補助金という要綱から見ますと、今度は5万円というふうに10万円が5万円に削減をされました。その中でエコハウスの設備設置の補助金の趣旨というものは、町民のクリーンエネルギー利用を積極的に支援し、環境に対して負荷の少ない循環型社会の形成及び環境保全意識の高揚を図るため、ペレットストーブ、薪ストーブ、又は高断熱窓を設置する者に対して、予算の範囲内で補助金を交付するというところでございます。そういうなかで、これからは高齢者住宅というものがたぶん増えてくるだろうと考えます。それと同時に、国のほうも住宅の購入者等の支援というものを抱えております。どのくらい希望者が殺到しているのか。それに対して減額するのか。そうでないほかの理由があったら、答えていただきたいと思っております。

政策課長（佐々木忠生君） エコハウス設備補助金ということで、昨年までは確かに木質の薪ストーブ、ペレットストーブ、高断熱窓に対して設置費の上限10万円ということで、補助を出しておりました。昨年の実績も10件ほどの実績になっております。本年度より上限5万円という部分で、上限のほうを押さえまして、なかなか財政上厳しい折でございますので、5万円に落としても件数を増やしていきたいというような部分で、今回は上限5万円の10件分の50万円を予算を計上させていただいております。

やはりクリーンエネルギーの活用という部分で、先ほど環境モデル都市からSDGsの取り組みの中で進めていくという部分で、この事業がもともと太陽光の発電の補助から始まっていて、少し町民の方にいろいろこういう事業の部分が広まってきたのかなと。この補助がなくても入れられるご家庭も出てきたかなというふうに思っておりますので、今回はできれば5万円のほうにさせていただいて、ソフト的な普及促進のほうにまた力を入れていきたいなと思っております。

6番（大塚英博君） 省エネ住宅普及啓発業務委託料というのが147万円出ております。そういうふうな中で、やっぱりエコハウスの設備というものに対する補助金を5万円という中で、や

っぱり件数というものを多くしていただきたいなど。そして、これは一つの以前からの目玉でございますので、これに対してはやっぱりいろんな方法で周知していただいて、そしてなるだけ新しい住宅を建てる方においては、そういうふうな補助がありますよということ。そして一番問題なのは、小国は特に冬は寒いですから窓というのは北海道に行ったときの窓というのは二重窓で、非常に厚い窓でございます。断熱効果が非常にあります。私はそういうふうな窓というのも、これから先は普及していくのではないかなど。そういう面においては、なるだけ周知をしていただいて、そして件数のほうを増やしていただきたいというふうをお願いしたいと思います。

政策課長（佐々木忠生君） 先ほど委託の部分で、やはり今回は委託のなかで将来の担い手である中学生を対象として、昨年も行いましたけれども省エネ住宅等のワークショップやセミナーとかを開催をして、その子ども達が家に帰ってそういう省エネ住宅を普及してもらおうという目的で、委託料を組ませていただいております。今後、議員からもおっしゃられましたように、これ対して今度エコハウスの設備補助金というのがもう少し力を入れたほうがいいのではないかという部分の御指摘でございますけれども、これについては今から議会の御承認をいただければ順に補助の周知をしていきたいと思っております。当然、申込みの件数やいろいろ多ければ、また議会のほうに御相談をさせていただいて、補正等でも対応させていただければというふうに思っております。

8番（松本明雄君） 8番です。

今の関連ですけれども、今言われたとおり去年は中学生が3名ほど愛知に研修に行って、そのあとに家族の方も来て報告会もされていきました。それはいいんですけれども、もうちょっと数を多く近所があれば、去年は確か愛知かどこかに行かれたと思うんですけれども、九州内であれば数も3名の方が6名になるとか、多くの中学生が行ければ、また自分たちも家を建てるときに、省エネに関する知識ができると思っておりますので、その辺の検討もよろしくお願ひしたいと思っております。

政策課長（佐々木忠生君） 去年は確かにちょっと遠方のほうでした。本年度については、福岡の太宰府市のほうにもそういう省エネ住宅等がありますので、予算の範囲内です。本年度は中学生8人程度ぐらいを体験させればというふうに思っております。

以上です。

議長（松崎俊一君） 14ページ上段まで、よろしいですか。

それでは14ページ3の民生費、社会福祉総務費から15ページ衛生費の保健衛生総務費までいきたいと思っております。14ページ、15ページ。

5番（児玉智博君） それでは、私から衛生費の歯周疾患検診立替払助成金について聞きます。この事業はすでに後期高齢者医療保険で実施されております歯科口腔検診の現役世代版として行われるものでございますが、その対象は40歳、50歳、60歳、70歳の節目の人であるということでありました。歯科口腔検診については、私も前期に繰り返し実施を求めておりましたけれども、健康づくりの取り組みとして大きな前進であると思っておりますので、より多くの対象者が検診

に参加するよう取り組んでいただきたいと思います。

そこで1点目は、検診単価と対象者の人数。2点目は実施場所と実施期間。3点目は給付方法を御説明ください。

福祉課長（生田敬二君） 歯周病検診につきましては、議員からも要望があってありましたところで、今回から一般会計のほうで全住民の方というか節目年齢ではあるのですが、対象に実施することで補正予算を上げさせていただいております。実施単価につきましては、それぞれの歯科医療機関で多少変わってくると思いますが、大体3千500円程度ではないかという試算のもとに、上限を3千500円という形にしております。2千数百円で終わるものもあれば、ちょっと超えるものもあるようでございます。単価は以上です。

実施人数につきましては、すでに実施している市町村に問合せ等を行いまして、まだ働いている世代も方も多いものですから、非常に実施率は低いということございまして、今回の補正予算につきましては立替払助成金ということで、3千500円架ける30名、10万5千円ということで計上をさせていただいております。

実施方法、支給方法につきましては、償還払いということにしております。本町が行っているこういった検診でクーポンとかを発行することもございますが、例えば小国町に3軒の歯科診療所ございます。南小国に1軒ございます。ほかにかかる方もおりますので、全部契約をしてクーポンで払い戻しをするということではなくて、どこの医療機関にかかっても領収証を持ってきていただければ償還できるという形を取らせていただきました。

以上でございます。

5番（児玉智博君） 答弁漏れがあります。対象人数が30人ということはないと思うんですね。40歳と50歳と60歳と70歳の方が、そんなに人口は少なくないと思うのですが。

福祉課長（生田敬二君） 申し訳ございません。対象年齢の方が、40歳の方が50名、50歳の方が80名、60歳の方が90名、70歳の方が150名、合計で380名程度ということで考えております。先ほど、ちょっと申し上げましたけれども、受診率が非常に低いだろうということもありますけれども、町としましては少しでも受けていただけるように通知で周知を図ってきたいと思っております。

5番（児玉智博君） それでは、今言われましたが、検診受診率にするならば大体7.8、9%を目指しますということだと思いますけれども、やはり、それは最初からこういう低い目標を設定するのではなくて、やっぱりもうちょっとしっかり呼びかけて、歯科口腔検診の意義を御理解していただけて受けていただくように、それは努力すべきではないのかなと思います。

それで、今回40歳、50歳、60歳、70歳ということでしたけれども、やはりそういう日頃から意識している人は自分でちゃんと意識できていて、歯石も年に1回取りに行くとか、できている人はいいんですよ。やっぱり、それがまだそういうことに気づいていない人というか、で

きない人にこそ受けていただいて、それから意識啓発に結びつけていくということが重要なのではないかなと思います。

それでこれは、小国の人ではないのですけれども、私の知り合いの人で39歳と言っていたかな、もう高校卒業以来、歯科医院には1回も行ったことがないという人がいて、それがまだ若い頃に歯が痛かったけれども放っていたら痛くなくなったので、それから10年20年と放っておいたと。それで最近になってとても疼いたものだから39歳にして、本当に20年以上ぶりに歯科医に行ったら、もうちょっと早く来てくれれば抜歯しなくて済んだのですが、もうこれはどうしようもありませんね、ということで2本抜くことになったと。結局、部分入れ歯にするかブリッジするか、あるいはお金を出してインプラントにするかという選択を迫られたそうなのですが、やはりこれは若いうちからやったほうが良いと思うのですよ。せめて、40歳の前に30歳の節目にも検診を受けれるようにしたらどうかと思うのですが、今から御検討いただけないでしょうか。

福祉課長（生田敬二君） 前段のお話で受診率についてですけれども、30人組んであると回答いたしました。すでに実施をしている市町村に聞きますと、ほぼ受けているのが1%から2%ということでの実績もあっておりますので、うちとしてはもう少し受けていただきたいということで、ちょっと多めな形で予算計上をしたところでもございます。議員、おっしゃいますように口腔ケアについては、糖尿病や高血圧とかの生活習慣病であるとか、また心臓病の疾患への影響も大きいということで、日頃の正しい食生活であるとか口腔ケア清掃等、大切なものであるというふうに町としても認識しているところでございます。具体的に30歳という話も出ましたけれども、今回補正予算としていただけましたら、そちらのほうも検討をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（松崎俊一君） ほかに、ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、ページ16農林水産業費です。農林水産業だけでいきます。

5番（児玉智博君） 委託料の除草作業等委託料について質問します。

29路線で250万円ということでありましたが、これの積算根拠はどうなっていますでしょうか。

建設課長（秋吉陽三君） 積算根拠は林道の法面及び埋もれ留めにつきましては1メートルずつの除草の幅でございます。林道でございますので、切った草の片づけは考えておりません。

以上です。

5番（児玉智博君） これは1メートル当たりの単価がおいくらということですか。

建設課長（秋吉陽三君） 平米単価で積算しております。今、手元にございませぬので、のちほど

説明したいと思います。

5番（児玉智博君） それで、このあとに町道の草刈りも出てくると思うのですが、その町道の場合は随意契約ではありますけれども、きちんと何社かから見積もりが取られております。この林道費の除草作業等委託については旧来、見積もりが相見積を取ってなくて、もう特定の、あっさり言いますと小国町森林組合に毎年委託をしているという形でありました。やはり、競争性を持たせるという意味においても、これは見積もりを町道と同じように取るべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

建設課長（秋吉陽三君） 今、議員おっしゃるとおり、見積もりなり入札でやるということですが、路線が29路線と多い路線でございます。ですから、1路線あたりの作業量といたしましては少ないですね。ですから、今まではまとめて随契という形で行っていたわけですが、今後は地区あたりでの検討を行いまして、今度はそういうことで検討していきたいと思っております。

議長（松崎俊一君） ほか、よろしいでしょうか。

次にいきます。16ページの商工費、これは17ページまでですかね。商工費のみでいきます。

5番（児玉智博君） それではまず、商工振興費16ページの印刷製本費とその次、17ページのシステム改修負担金について聞きます。

この2つの予算は、10月に予定されております消費税10%への増税に伴い実施される景気対策の一つ、プレミアム付き商品券の発行準備のためのものであります。しかし、9日付の熊本日日新聞でも「消費増税反対6割」と4段抜きの見出しで伝えられているとおり、10月の増税は全く国民に受け入れられておりません。この記事は日本世論調査会が1日と2日に実施した調査を基に書かれたものでありましたが、注目すべきは景気の中折れを防ぐための経済対策にも61%が反対し、十分な理解を得られていない実態が浮き彫りになったとしているところであります。国民多数の声は、増税分を返すくらいなら、最初から増税すべきでないというものだと思います。

さて、プレミアム付き商品券は2万円で購入した券で2万5千円の買い物ができるというもので、上乗せ分の5千円を国費で負担する仕組みであります。対象は住民税非課税世帯、年収約260万円未満に加え、2歳以下の子どもを持つ世帯となっています。

そこで、まず第1点目は町はプレミアム商品券の効果をどのように考えていらっしゃるのでしょうか。また、前回2015年に発行したプレミアム付き商品券では、どれほどの効果があったと総括をしていますか。

第2点目、低所得者と幼児教育・保育の無償化の利益を受けられない2歳児以下の子どもがいる世帯の救済のために発行される商品券であります。そもそも2万円を出せない、また高齢世帯で自家用車がないために商品券を買いに行けない世帯については、どのような対応を考えていらっしゃるのでしょうか。

3点目、対象者が限定されるこの商品券では、使用して買い物をした場合、レジで「私は低所得者です」と言っているようなことになるのではないかという心配の声も出ておりますが、プライバシーへの配慮はどのように考えていらっしゃいますか。

情報課長（北里慎治君） お答えしたいと思います。

最初の前回のプレミアム商品券の総括という質問があったと思います。前回の総括的なことは知り得ておりませんので恐縮なんですが、確か前回は、プレミアム商品券はそういった縛りがなかったような感じがしております。ということは、買った方におかれましては広く町民の方、商店街を対象にして買われたと思いますので、経済効果、地元の商店街の方にとっても、かなりな商店としての活性化はできているのではないかなというふうには思っております。

それと、プライバシーのことが先ほど3点目でありました。プライバシーにつきましては、私も研修会に担当がそれぞれ行っております。3人がかりで行っておりますが、やっぱりそこが今論点のところでございます。今回は、広くこういう制度でその方が対象ですということで、その方が買われるということは広く知れ渡りますので、その方がいったときの対応というのはどうなるのかなということは、今研修の中でも議論されているようでございます。それについての結論というのは、まだいまのところは研修会の中でも出ておりませんが、そこはやっぱり慎重にいかなければいけないところでは、みんな認識はしているところでございます。

もう1点は、どういうふうに広げるかということだったですかね。

5番（児玉智博君） まだお答えいただけていないのが、まず一番最初に聞いた今回のプレミアム商品券の効果をどのように考えていらっしゃいますか。いくらぐらいの経済効果が、どういう場所であると考えているのかですね。

それと、もう一つが低所得者と幼児教育のところに出すわけですが、そもそも2万円出して買えないという世帯、あるいは高齢者で車がない世帯で買いに行けないという人たちには、どういう対応をするのですかと、お尋ねしました。

情報課長（北里慎治君） お答えしたいと思います。今回のプレミアム商品券は2万円ですから、2万円という感じではございません。5千円から買えるということでございます。4千円で5千円分の効果がありまして、それを5冊まで買えるということでございまして、一人について5冊までですから、今回申請するとき例えば5千円ですけど、と言っても対応できる。その方については確認しておいて、また期間内であれば追加でまた次の5千円を持ってきても対応できるというような体制を取りますし、そういうふうな制度となっております。なかなか、買いに来れない方についてはどうするかということにつきましては、そこにつきましては、こちらの今後検討していくところかなと思っております。

また今回、確かに世帯数と比べて大体3分の1ぐらいの世帯数ではないかなと思っておりますけれども、とにかく対象とするお買い物をしていただく商店というものが町内に限られておりま

すので、なるべくそこで買っていただけるように、商品券も購入していただけるようにいろいろな啓発といいますか、アピールしていきたいと思っております。

以上です。

5番（児玉智博君） このプレミアム商品券についても、また9月議会でプレミアム分の補正予算が出るということを言われておりました。それでは、今回この小国町でこのプレミアム商品券を発行するためにかかる予算の総額、これがいくらになるのかというのを最後にこの点でお答えいただきたいと思います。

それから、観光費のほうに入りまして、大相撲阿蘇小国場所開催補助金について、伺っておきたいと思います。全員協議会では12月に小国町で開催される相撲巡業の開催経費約2千200万円のうち、500万円を補助するものだという説明がございました。そこでこの小国場所の2千200万円の収支予算計画を明らかにしていただきたいと思います。

まず第1点目は、相撲協会に支払う興業権の権利金がいくらで、その他の支出はどのようになるのでしょうか。また、収入のうち町の補助金以外の1千700万円の内訳もお示してください。

第2点目は、期待する経済波及効果はいくらだと試算しているのか、その根拠も示して明らかにしていただきたいと思います。

3点目、町が予算を使い呼ぶ以上、観光振興以外にも社会教育的観点を持つべきではないでしょうか。多くの町民が観戦できるようにするべきだと思います。昨年の高森場所の場合、たまり場が1万3千円から、2階席が6千円からと決して安くない入場料であります。特に大相撲ファンの多い高齢者世代、年金暮らしのお年寄りにとって安いものではありません。小国町の子ども達とお年寄りの皆さんで、希望される方には無料で入場していただくと、こういう立場で臨まなければ成功しないのではないかとともに思います。御検討いただけませんか。

情報課長（北里慎治君） 最初にプレミアム商品券の試算につきましては、今のところでございますけれども、総額では約500万円ほどを見込んでおります。詳細につきましては控えさせていただきますが、とりあえず今のところと御理解をいただけたらと思っております。

さて、相撲の小国場所につきましては、先ほどの御質問だったんですけど、全体総額が2千200万円ほどというふうにはお知らせしておりましたとおりでございます。あと、手元にありますこの見積書によりますと、日本相撲協会の企画料として900万円払うようにしております。あと、少し課目が多ございますけれども、ざっくり言いますと宿泊費、行司さん、呼び出しさんの宿泊費、大型バス7台、バスやタクシーの交通費、これに大体50万円ほど。それから日本相撲協会指定でございますけれども、土俵づくりとかですね、あとその看板、座席、一輪車、設営、セメント砂、赤土等々、これに大体350万円ほど。あとポスター関係ですね、印刷費、宣伝関係で大体250万円ほど。それから力士の宿泊が216万円ほどございまして、あと小学校中学校の駐車場に関する警備員の費用として50万円ほど。それから、木魂館の2日渡っての貸切

がありますので、これが50万円ほど。あとはごみの収集運搬、これに5万円ほど。あと座布団の製作費、スタッフ行司弁当代、横綱の弁当セット、相撲のぼり設置、事務費、腕章、記念撮影、来場者保険、予備費等々になっておりまして、総額が2千200万円ほどというふうななかでございまして。今おっしゃいましたように、500万円町からの補助金と地元スポンサー料として300万円を見込んでおります。残り諸経費関係の収入としまして大体チケット代というような形になろうかと思っております。1回目と言いますか、窓口になっている方とうちの担当のほうで話していくなかで、やはり高森町が去年やっておりますので、高森町の料金より高くはできないだろうと。高森町を参考にして料金設定を行いたいという御意見はいただいております。

あと高齢者、子どもさんというような形もあると思いますが、その辺につきましては今後の話になってきます。向こうの窓口になっております事務局の方等々とどこまで、どういうふうな判断でどういうふうな今までの例があって、どういうふうな今後したらいいのかというもののそういった相談が出てくる、というふうな思っております。そのあたり、十分検討していきたいと思っております。

経済効果につきましては、いくらかというのはまだ試算をしておりません。全協の中でも言いましたけれども、こういった形で例えば地元にも少しでも還元できる作業やタクシーの運転とかありましたら地元でやりますので、どうぞこれを使ってくださいということではお願いしておりますし、泊まり先、温泉地を予定しているんですけども、泊まる場所では1泊の料金というのは決まっておりますが、やはり夜出て飲んだり、いろいろ食事を取っていただいたりとか、いろんな波及効果があるというふうな思っております。また、それに対して前もって寒い時期ですので、ひょっとしたらということで一般のお客さんが地元にも泊まっていただける可能性もありますので、そういったことを見ていきますと、それなりの金額が上がってくるのではないかなと思っております。

以上でございます。

5番（児玉智博君） つまり、私は相撲をやること自体は決して悪いことではないし、なかなか福岡までとか、あるいはもっと遠く両国までとか見に行けない方たちが小国に来ることで相撲を見ることができるなら、それは私はとても良いことだと思います。経済波及効果というのが分からないということでした。実際、私は分からないままで12月まで試算する気はあるのかなというふうな気もするわけですが、別に開くこと自体が目的であっても、まあ私はいいのではないかなと。あくまで経済波及効果というのはおまけであって、私はだから、そういう経済効果のためとかいうのではなくて、小国の人たちに相撲を見てもらいますと。私はその立場に立つべきではないかなというふうに思います。

それで、今お話しを聞いていましたら、町が出す500万円と地元のスポンサー料ということで300万円を合わせて800万円ですよね。2千200万円にするためには残り1千400万

円ですけれども、ではその1千400万円がチケット代ですというのは、私はちょっとこれは大丈夫かなと言う気が率直にします。その実行委員会というのは、どこが実行委員会に入るのですか。これまでの説明では、テレビ熊本が小国町でやりませんかというふうに言ってきたわけなんだから、私はそこはTKUにも開催費を負担させるということは必要ではないのではないかと思います。その開催費を出さないというのであれば、私は宣伝費ですね、あそこはマスコミでテレビ局ですから、じゃあもうタダで宣伝してくれと、それぐらい私は求めているのではないかと思いますのですが、話は持ってきたけれども、じゃああとのお金はそちらでお願いしますというのは、私はそれで「はい、そうですか」と最初から言うのはどうかと思いますよ。言ってみて結果として無理だったということはあるけれども、最初から言わないというのはあまりに弱気なのではないかと思いますが、その辺の交渉をしていただだけませんかでしょうか。

情報課長（北里慎治君） 実行委員会の立ち上げにつきましては、このあと議会で御承認いただきましたら、その旨そういった窓口伝えていって、実行委員会が立ち上がっていくという流れになると思います。

テレビ熊本には、先ほど議員もおっしゃいましたとおり、いろんな面でテレビで放映してもらったりという面ではお世話になってくると思います。要望としまして、いろいろなことをまだちょっと私どもも素人の面がありましてですね、やっぱりよくその辺は連絡を取り合ってしっかりしたことで進めていきたいというふうに思っております。当然、お願いするところはお願いする、要求することは要求するというふうにしていきたいと思っております。

議長（松崎俊一君） それでは、暫時休憩をいたします。午後の会議は1時からといたします。

（午後0時00分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

議長（松崎俊一君） 秋吉建設課長。

建設課長（秋吉陽三君） 先ほどの林道費の委託料の件なんですけれども、除草作業の委託料といたしまして平米単価31円で算出しております。

議長（松崎俊一君） それでは、17ページの中から18ページの消防費までいいですかね。土木費、消防費。

9番（熊谷博行君） 今年度も町営住宅の屋上外壁改修工事が1億5千万円みであります、前回、関田住宅でアスベストが1棟発生しましたが、事前に調査はできないのか、発注したあとに業者がするべきものなのか。

それと関田住宅の改修後、改修前ですか、もちろん選挙の時ですが、呼び出しピンポンですか、これがどうなっていたのかはちょっと忘れたのですが、なかなか部屋まで届きにくいのが現状でございます。今回はどういうものを設置するのかをお尋ねします。

建設課長（秋吉陽三君） アスベストの件につきましては、本年度は設計前にアスベストの調査を行いまして、それから実施設計を行いたいと思っております。それと、今、申しましたインターホンの呼び出しなんですが、前についていたものはその場で鳴るような電子音でないやつですね、がついていたと思うのですけれども、今回も電子音にはなっておりますが、設置箇所のみで音がするタイプでございます。

9番（熊谷博行君） これを居間なんですか、リビングなのか、そこで鳴るようなのに変更できるとか、補助金でしているからできないのか。できれば玄関先でピンポンと鳴っても、高齢者の家ではほとんど聞こえないと思います。そこをどうにか変更はできないのか、お尋ねいたします。

建設課長（秋吉陽三君） 関田、柏田が集合住宅で隣で軒数が多いものですから、今、個人住宅に付いているようなインターホンでモニターが付いているような形式にしますと、チャンネル等が確保できなくて混線する問題があって、今のような形にしたものでございます。

9番（熊谷博行君） 周波数があるんですか。

建設課長（秋吉陽三君） はい。担当から聞いた話によりますと、チャンネル等が何回線限られるものですから、集合住宅は軒数が多いから混線するというようなことで問題が起きるといふふうに聞いております。

9番（熊谷博行君） たぶん、それはワイヤレスのタイプと思いますが、有線式ならばそういうことはないと思いますが。できるだけ、たぶんしないのかもしれませんが、これから今度は1号と3号と、たぶん要望が出てくると思います。関田住宅より、もっと柏田住宅は高齢者がいますので、少しずつ改良ができれば考えていっていただきたいと思います。

建設課長（秋吉陽三君） はい、検討させていただきます。

議長（松崎俊一君） 土木費から消防費。

8番（松本明雄君） 今の質問に共有して聞きたいんですけど、古さから行くと1号棟2号棟といくはずなんです。やっぱり2号棟が抜けているということは地形的な問題なのか、隣接しているからそういう形で。結構2号棟の方がいろいろ水漏れや倉庫の改修とかいろいろ言われる方が多いんですけど、そのところはどうか、説明をお願いします。

建設課長（秋吉陽三君） おっしゃるとおり、1号棟2号棟というような順番で建っておりますので、2号棟のほうが古いんですけども、3号棟をする理由といたしまして、軒等が著しく損傷が激しい部分がございますので、本年度は1号棟3号棟という形で工事をする予定でございます。

議長（松崎俊一君） ほかに、質疑はございませんか。

3番（穴見まち子君） 工事関係ではないんですけども、先日ですね、今住宅は高齢化で鍵をなくしたりいろいろあるみたいで、ちょっと相談を受けたんですけど、鍵を失くしたので役場に相談して対応してから、時間が意外と昼までかかったというようなことを聞いたんですけど、役場はどのような対応をしているのでしょうか。

建設課長（秋吉陽三君） 住宅の控えの鍵は、建設課のほうが持っておりますので、住宅の鍵を失くされた場合は、うちの控えのほうで対応できればそれでスペアを作って対応しているような状況でございます。

3番（穴見まち子君） そういう状況をすぐに説明してもらえばよかったですけど、こっちから依頼をして対応してくれるまでに昼までかかったと言うんですよね。その対応の仕方というのはどうかなと思ってですね。待っている方は「こんなにかかるんだ」というのを言われていました。

建設課長（秋吉陽三君） 問題を把握いたしましたして、今後は改善していこうと思います。

議長（松崎俊一君） 次ですね。9教育費、最後までですね。

9番（熊谷博行君） 勉強会でも申しましたが、中学校体育館のトイレ改修工事390万円上げていただいております。大変評価しておりますが、議員は割と工事の発注時期とかそういうものはほとんどの方が知らないと思います。ここだけでもいいですので、いつぐらいに出して、いつぐらいに竣工するのかお尋ねします。

教育委員会事務局長（石原誠慈君） 今の御質問ですけれども、まずこの議会でこの予算を承認していただくと予算が通りますので、速やかに改修工事のほうに入ってはいきたいと思っております。

9番（熊谷博行君） 速やかに、いつ頃発注をかけるんですかね。お願いします。

教育委員会事務局長（石原誠慈君） 失礼しました。時期の問題だと思っておりますが、2カ月ほど工事にかかるということですので、予算の中にその2カ月間の工事の間、仮設トイレで対応していきたいと思っております。ただ、学校の使用もありますので、8月夏休みが一番妥当かなと考えております。

以上です。

議長（松崎俊一君） 教育費、質問、質疑ありませんでしょうか。

それでは、歳出のところで質問、質疑漏れがございましたら。よろしいですかね。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） それでは、次ページの9ページから11ページまで、歳入のほうは一括して議題といたします。

質疑はございませんでしょうか。

それでは、再度、歳入のほう、それから歳出のほう質疑漏れはございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

5番（児玉智博君） 私は議案第30号令和元年度小国町一般会計補正予算（第1号）について、反対の立場から討論を行います。

この予算には消費税増税に備えて低所得者などへの影響を考慮したプレミアム付き商品券発行のための予算が組まれております。このプレミアム商品券について、執行部はその経済効果の具体的な数字などを示すことはできませんでした。しかし、これまで多くの同様の商品券などの給付がなされてまいりました。振り返ってみますと、バブル崩壊後の不況が続いていた1999年子育て世代や高齢者に2万円分の商品券「地域振興券」、リーマンショック翌年の2009年に全世帯対象の「定額給付金」、そして直近では2014年の消費税率が5%から8%へのアップを受け、2015年にプレミアム商品券がありましたが、その効果はというと99年の地域振興券は約6千億円を投じ、消費の押し上げ効果は約2千億円。2009年の給付金は、約1.9兆円を配り、効果は約6千億円と、いずれも国の支出の3割程度であります。更に今回と類似する2015年版プレミアム商品券は、国が地方に配る交付金をもとに平均23%の上乗せをした商品券や旅行券が各地で発行され、9千511億円分が使われましたが、内閣府の推計でも実質的な消費を喚起した効果は1千19億円と政府が予算計上した2千500億円の半分以下に留まりました。この数字にしても、いずれ買おうと思っていたものを給付金や商品券を得たために前倒しして買ったようなケースも多く、そういう需用の先取りを除く本当の消費喚起効果は、もっと少ないとの指摘もあるほどです。みずほ総合研究所は2015年、こうした影響を勘案しプレミアム商品券の押し上げ効果は約640億円に留まるとの試算を発表しております。このことから分かりますと、今回のプレミアム商品券もそれほど経済効果が期待できるものではないのではないかと思います。執行部は小国町で約500万円を投じてプレミアム商品券を発行するのでありますが、この500万円の使い方が果たして今まで失敗してきたことを繰り返すので、妥当なのか、しっかりと考えていただきたいと思っております。

加えて、プライバシーへの配慮をどのようにしておりますかとお尋ねいたしました。それが一番慎重にやらなければならないと認識していると述べましたが、では具体的にどういう対策を取るのか全く答弁をすることができなかったと思っております。こうしたことに照らしてみましても、これまでの歴史的に見て、そもそもこのような施策が低所得者対策になるのか甚だ疑問であると言わなければなりません。消費税増税を中止することこそが、低所得者対策になるということを経験的に述べて、反対の討論といたします。

議長（松崎俊一君） ほかに、討論ございませんか。

4番（久野達也君） 4番、久野です。

賛成の立場から、討論させていただきます。

今回、骨格予算ということで肉付予算を提案されております。今後、小国町の将来的な部分の含まれた予算も多分にございます。光ケーブルによる機器の補修、あるいは公共工事でありますところの町道改修、あるいは学校施設の整備等これらを勘案しますと、今後必要予算が計上されているものと思っております。また、加えて商品券につきましても縷々意見はございましょうけれども、

いわゆる消費税対策、これによる国の政策の中の一環を地方自治体が担うという部分も多分にふくまれております。

また、柏田公営住宅の改修、これについては賛成討論の中で一つ附議させていただきたいと思っておりますけれども、同僚議員の中からも意見もありました。いわゆるピンポンで呼び出し音だけではなくして、やっぱりインターホンという形で中との会話ができる、例えばFM波で厳しいのであれば無線で厳しいのであれば、有線にしてでもそういった配慮はぜひ、町長お願いしたい部分がございます。

いずれにいたしましても、今年度令和元年度の予算に肉付けを行い、小国町の将来を描けるような予算執行の部分として賛成討論とさせていただきます。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに、討論ございませんか。

9番（熊谷博行君） 賛成の討論ですが、中学生の子ども議会だったですかね、あのときに子ども達が要望してきた中学校のトイレ、エレベーター、ポリですか、店の袋を廃止する。エレベーターは現実から離れていたのですが、あともう一つはできないことはないと思います。あのとき感じたのが、教育長と町長の返答が厳しかったですね、というのは感じましたが、今の町長、議長のときは柔らかく答えを出したと思います。でも3人とも結構きつく答弁したような感じでしたが、一つでも叶いましたので、私も大変今回は評価しております。子ども達も勉強に意欲が出ると思います。こういうところが、やっぱり教育委員会も現場に行ってみないと分からない、言われても言われても現場に行かないから分からない。これは1年2年前に発生したものでございませぬので、今後こういうところにも大いに耳を傾けて頑張りたいと思います。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに、討論ございませんか。

1番（時松昭弘君） 1番、時松です。

賛成の立場から討論させていただきたいと思います。

今回の予算の歳入を見ますと、非常に歳出が6億2千700万円。この中でもいろいろ補助金関係あたりを非常に利用されているなというふうに印象を受けました。一般会計からの繰入金、いわゆる財調資金、ネットワーク基金、そして繰越金。これをトータル合わせましても1億7千100万円。6億2千700万円、非常に補助金制度等を利用して、今回予算を組んだかなという気がいたします。

しかしながら、ここに一つ懸念するところがございまして、財調資金等がこれに対する予算を非常に利用していくことになると、今後、また町でいろんな災害、いろんな形が出てきますので、ここあたりもしっかりとした形で財調資金の繰入れあたりは慎重に執り行っていたらいいというふうに申し上げたいと思います。

それともう一つが、国が今、国家強靱法という制度が出ております。こういったなかでも3カ年事業の中に大きな予算が出ておりますけれども、もちろん熊本県のほうにも385ほどの予算が流れてきております。こういったものをしっかりと財政担当者あたりが分析をして、何に使えるのか、また町に使える部分と県に使える部分といろいろありますので、そこらあたりの分析をしながら今回の予算について賛成をしたいと思います。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに、討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第30号、令和元年度小国町一般会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（松崎俊一君） 挙手多数でございます。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） 日程第9、「同意第2号 小国町監査委員の選任について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） 同意第2号 小国町監査委員の選任について

小国町監査委員として下記の者を選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和元年6月10日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

記といたしまして

氏 名 古賀 尚年

生年月日 昭和29年6月29日

住 所 熊本県阿蘇郡小国町大字北里2289番地

代表監査委員の選任について提案をしたいと思います。

代表監査委員を努められました石松雄平さんが前任者、一身上の都合により4月30日をもって辞任をされました。今回、古賀尚年さんを新たに代表監査委員に選任するものでございます。古賀尚年さんの経歴に関しましては、旧電電公社NTT西日本に入社されまして、40年入社されております。その後に皆さま御存知の方も多いかもかもしれませんが、小国町商工会の事務局長として4年8カ月勤務されております。

まず監査委員の資格要件としまして、地方自治法第196条第1項です。「人格が高潔で、普通地方公共団体の財産管理、事業の経理管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者」とございます。古賀尚年さん、ぜひ皆さま方に同意に賛成をしていただきたいというふうに思っております。よろしくお願い申し上げます。

議長（松崎俊一君） これより、同意第2号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） まず、この古賀さんが今御説明にもありましたように、小国町商工会の事務局長をなさっておりました。3月いっぱいまで務められていたと思うのですが、やはり決算審査が6月議会が終わりましたら始まります。決算審査は財政援助団体も見ますので、当然小国町商工会も審査の対象となるわけです。決算審査は、今回は令和元年ですけれども、平成10年のものについて審査いたしますので、この古賀さんが直接事務局長としてなさった仕事を審査するということになります。ですので、今回の決算審査では、もしこの監査委員候補の古賀さんがなられた場合、地方自治法第199条2項の規定により除斥の対象になると思いますが、なりますね。

総務課長（小田宣義君） 地方自治法第199条の2ということで、この条文には「監査委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については」ということで、この分については条例に該当すると考えております。

5番（児玉智博君） やはり、県の監査委員とかになると執権の監査委員が2名とかになりますので、一人いなくなっても合議が成立するわけですよ。監査というのは合議が基本ですから。しかし、小国町の場合は代表監査委員と議会選出の監査委員が1名ずつというふうになりますので、一人が除斥の対象になると監査の合議ができないわけです。別にこれが違法かと言えば違法ではありません。しかし、その原則からは反する訳ですよ。ですから、やはり私はそういう最初から除斥が前提になるような人ではなくて、もうちょっと他にいなかったのかなと思うわけですが、これを古賀さんが退職して間が1年以上空いていれば、全く問題がなくてよかったと思うのですが、他に対象者というか候補者は当たられたかどうか確認させてください。

町長（渡邊誠次君） 私としては、いろいろとお願いをしたり考えたりをしましたけれども、まずは古賀尚年さんが一番良いと思しまして御提案をさせていただいております。

議長（松崎俊一君） ほかに、質疑はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

5番（児玉智博君） 私は同意第2号、小国町監査委員の選任についてに反対の立場から討論をい

たします。

質疑でも申し述べましたが、古賀さんは今年の3月まで小国町商工会事務局長を務めておりました。ということは本年の決算審査で行います財政援助団体の監査の折、小国町商工会の監査をいたします折は除斥の対象になってしまいます。基本的に地方自治体の監査制度は、監査委員の合議により意見を表明するというのが基本になっております。

しかし、小国町の場合、代表監査委員、識見監査委員、議会選出監査委員ともに1名のみでありますので、そのうちのどちらかが除斥の対象になりましたら、その対象の監査につきましては合議が成立しないということになってしまいます。やはり、そうした地方自治体において重要な位置を占めます監査委員においては、基本的にそうした除斥が前提での選任というのは好ましくないと考えますから、反対いたします。

議長（松崎俊一君） ほかに、討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決の方法は小国町議会会議規則第82条第1項の規定及び第83条により無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

議長（松崎俊一君） ただいま出席議員は9人であります。

お諮りいたします。小国町議会会議規則第32条第2項の規定より、立会人に4番、久野達也君及び6番、大塚英博君を指名いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 異議なしと認めます。よって、立会人に4番、久野達也君及び6番、大塚英博君を指名いたします。これより投票用紙を配付します。

（投票用紙配付）

議長（松崎俊一君） 念のため申し上げます。本案を賛成とする者は○、反対とする者は×と記載願います。なお、白票がありましたときには、反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（配付漏れなし）

議長（松崎俊一君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を改めます。

（投票箱確認）

議長（松崎俊一君） 異常なしと認めます。

これより投票に移ります。1番議員より順次投票をお願いいたします。

(投票)

議長(松崎俊一君) 投票漏れはありますか。

(投票漏れなし)

議長(松崎俊一君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票に移ります。

4番、久野達也君及び6番、大塚英博君に立ち会いをお願いいたします。

(開票)

議長(松崎俊一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数9票

有効投票 9票

無効投票 0票

有効投票中

賛成 6票

反対 3票

議長(松崎俊一君) 以上のとおり、賛成多数でございます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

議長(松崎俊一君) 日程第10、「同意第3号 小国町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長(渡邊誠次君) 同意第3号 小国町固定資産評価審査委員会委員の選任について

小国町固定資産評価審査委員会委員として下記の者を選任したいから、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和元年6月10日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

記といたしまして

氏 名 北里 隆泰

生年月日 昭和28年1月22日

住 所 熊本県阿蘇郡小国町大字北里2549番地

提案理由といたしましては、現在4月22日に前任者の室原知邦氏から辞職願が出ております。地方税法第423条3項の規定により、「固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、

市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する」ということとさせていただきます。

任期は3年ですけれども、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。前任の室原氏の任期が令和3年12月20日までとなっておりますので、在任期間はこの日までとなります。北里隆泰さんにつきましては、皆さまも御存知かもしれませんが、現在、津埜運送に勤務をされております。また、町の役職としましては農業委員を2期されているところでございます。

皆さま方の同意、よろしくお願いいたします。

議長（松崎俊一君） これより、同意第3号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決の方法は小国町議会会議規則第82条第1項の規定及び第83条により無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

議長（松崎俊一君） ただいま出席議員は9人です。

お諮りいたします。

小国町議会会議規則第32条第2項の規定より、立会人に5番、児玉智博君及び9番、熊谷博行君を指名いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 異議なしと認めます。よって、立会人に5番、児玉智博君及び9番、熊谷博行君を指名いたします。これより投票用紙を配付します。

（投票用紙配付）

議長（松崎俊一君） 念のため申し上げます。本案を賛成とする者は○、反対とする者は×と記載願います。なお、白票がありましたときには、反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（配付漏れなし）

議長（松崎俊一君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を改めます。

(投票箱確認)

議長(松崎俊一君) 異常なしと認めます。

これより投票に移ります。1番議員より順次投票をお願いいたします。

(投票)

議長(松崎俊一君) 投票漏れはありませんか。

(投票漏れなし)

議長(松崎俊一君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票に移ります。

5番、児玉智博君及び9番、熊谷博行君に立ち会いをお願いします。

(開票)

議長(松崎俊一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 9票

有効投票 9票

無効投票 0票

有効投票中

賛成 9票

反対 0票

議長(松崎俊一君) 以上のおり、全員賛成でございます。

よって、本案は原案のおり同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

議長(松崎俊一君) 日程第11、「同意第4号 小国町教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長(渡邊誠次君) 同意第4号 小国町教育委員会委員の任命について

小国町教育委員会委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

令和元年6月10日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

記といたしまして

氏 名 千明 和浩

生年月日 昭和46年10月17日

住 所 熊本県阿蘇郡小国町大字西里2052番地9の43

提案理由といたしましては、令和元年6月30日に現小国町教育委員会委員の原田弥央さんが任期満了となるためでございます。名前が、ちぎらかずひろさんと言います。まずは群馬県の御出身でございます。こちらには平成26年の5月に移住をされております。

まず推薦の理由といたしましては、委員が人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する。地元の消防団にも加入されておりまして、地域との交流も積極的に図られております。仕事を通じて地域の方々からの信頼も厚く、公私に渡り幅広く社会貢献活動をされ、教育委員として人格見識ともに適任者であると思えます。鯛の田のほうに組み入りもして、行事などにも参加しております。秋の両神社の神輿担ぎ等にも参加をしているようでございます。他県の出身者でございまして、小国町の教育について外部から見た視点での考えや意見等を提案していただくこともできるということでございますけれども、まずもって、こちらに移住した理由が子どもを育てるのに環境が良いといったところで、一番こちらを選んでいただいているみたいでございます。

先ほど、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第4条第5項でございしますが、「任命に当たっては、委員のうちに保護者である者が含まれるようにしなければならない」というふうに謳ってあります。まずもって、千明さんは幼稚園に子どもさんがおられまして、まず選ばせていただいた理由がそこにあるということでございます。

皆さま方の同意をよろしくお願い申し上げます。

議長（松崎俊一君） これより、同意第4号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

8番（松本明雄君） 8番です。

教育委員会は、今度は女性の方が辞められて男性の方になると思いますがけれども、その教育委員会のほうの今委員の男女の比率が変わると思うんですよ。そして、今全国でいろいろ取りざたされていますけれど、やっぱり虐待問題とかいろいろありますので、教育委員会のほうもやっぱり少しは男女の比率も考えたほうがいいのではないかなと思います。これは意見ですので、一応意見として言っておきます。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 今回は1名の方の任期満了が6月30日だからということで提案がありましたけれども、残りの委員の任期はそれぞれどれだけ残っているか、今、分かりますか。

教育長（麻生廣文君） 教育委員は任期が4年でございます。はっきりしておりませんが、1年に一人ずつ変わっていくという状況に、現在はなっております。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決の方法は小国町議会会議規則第82条第1項の規定及び第83条により無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

議長(松崎俊一君) ただいま出席議員は9人であります。

お諮りいたします。小国町議会会議規則第32条第2項の規定より、立会人に1番、時松昭弘君及び8番、松本明雄君を指名したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) 異議なしと認めます。よって、立会人に1番、時松昭弘君及び8番、松本明雄君を指名いたします。これより投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

議長(松崎俊一君) 念のため申し上げます。本案を賛成とする者は○、反対とする者は×と記載していただきたいと思っております。なお、白票がありましたときには、反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(配付漏れなし)

議長(松崎俊一君) 配付漏れなしと認めます。投票箱を改めます。

(投票箱確認)

議長(松崎俊一君) 異常なしと認めます。

これより投票に移ります。1番議員より順次投票をお願いいたします。

(投票)

議長(松崎俊一君) 投票漏れはありませんか。

(投票漏れなし)

議長(松崎俊一君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票に移ります。

1番、時松昭弘君及び8番、松本明雄君に立ち会いをお願いします。

(開 票)

議長（松崎俊一君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 9 票

有効投票 9 票

無効投票 0 票

有効投票中

賛成 8 票

反対 1 票

議長（松崎俊一君） 以上のとおり、賛成多数でございます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

議長（松崎俊一君） 日程第 1 2、「諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいから、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和元年 6 月 1 0 日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

記といたしまして

氏 名 穴 井 り 香

生年月日 昭和 3 2 年 9 月 3 0 日

住 所 熊本県阿蘇郡小国町大字下城 3 3 9 7 番地

提案理由といたしましては、令和元年 9 月 3 0 日に現委員の原山清美さんが任期満了となるためでございます。

まず、人権擁護委員について簡単に御説明をさせていただきます。人権擁護委員法第 2 条には、「人権擁護委員は国民の基本的な人権が侵犯されることのないように監視し、もしこれが侵犯された場合にはその救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもって、その使命とする」とされてございます。任期は 3 年で、小国町の定員の定数は 4 名でございます。穴井り香さんはこれまでに地元の小学校の P T A の副会長、また地元の婦人会の副会長を努められた経験がございまして、人格的にも適任者として私も判断させていただき、提案をさせていただくところでございます。職歴といたしましては、昭和 5 4 年から

杖立温泉で旅館に従事をされておりまして、現在に至っております。また、今までの中でも旅館組合また観光協会の団体でも数多くの役割を担当されて、地域にも多々貢献されておられます。ぜひ、よろしくお願い申し上げます。

議長（松崎俊一君） これより、諮問第1号について質疑に入ります。
質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。
これより採決に入ります。
採決の方法は慣例により無記名投票をもって行います。
議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

議長（松崎俊一君） ただいま出席議員は9人であります。

お諮りいたします。小国町議会会議規則第32条第2項の規定より、立会人に2番、江藤理一郎君及び7番、西田直美君を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 異議なしと認めます。よって、立会人に2番、江藤理一郎君及び7番、西田直美君を指名いたします。これより投票用紙を配付します。

（投票用紙配付）

議長（松崎俊一君） 念のため申し上げます。本案を賛成とする者は○、反対とする者は×と記載していただきたいと思っております。なお、白票がありましたときには、反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（配付漏れなし）

議長（松崎俊一君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を改めます。

（投票箱確認）

議長（松崎俊一君） 異常なしと認めます。

これより投票に移ります。1番議員より順次投票をお願いいたします。

（投票）

議長（松崎俊一君） 投票漏れはありませんか。

（投票漏れなし）

議長（松崎俊一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票に移ります。

2番、江藤理一郎君及び7番、西田直美君に立ち会いをお願いします。

（開 票）

議長（松崎俊一君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 9 票

有効投票 9 票

無効投票 0 票

有効投票中

賛成 9 票

反対 0 票

議長（松崎俊一君） 以上のとおり、全員賛成でございます。

よって、議会は諮問のとおり適任とすることに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖）

議長（松崎俊一君） ここで暫時休憩をいたします。2時10分から次行います。

（午後2時00分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時10分）

議長（松崎俊一君） 日程第13、「報告第2号 専決処分事項の報告について（公共工事請負契約金額の変更（荒倉地区林地荒廃防止施設等災害復旧治山工事）」）についてを議題といたします。

執行部より、報告をお願いいたします。

建設課長（秋吉陽三君） 議案集の9ページを御覧ください。

報告第2号 専決処分事項の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年6月10日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

記といたしまして

変更内容 公共工事請負契約金額の変更

専決年月日 平成31年2月4日

変更に係る議案 平成30年 議案第35号

公共工事請負変更契約の締結について

(補第63号 荒倉地区林地荒廃防止施設等災害復旧治山工事)

変更前契約金額 5千783万6千845円

変更後契約金額 5千951万209円

です。

建設課資料(2)の別紙資料を御覧ください。

ページをめくりまして、変更理由といたしまして、今回荒倉地区の林地荒廃防止施設等災害復旧治山工事につきましては、すりつけの具合で法枠工が9.5平米の増、上の治山の柵工が109.9メートルの増となしまして、増額の167万3千364円金額が上がっております。そのほかに図面と着工前の写真、竣工の写真、それと最後に変更契約書の写しが付いておりますので、御覧ください。

以上です。

議長(松崎俊一君) これより、報告第2号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番(児玉智博君) 素朴な疑問なんですけれども、専決年月日が平成31年2月4日というふうになっているんですね。それで専決処分をした場合は、直近の議会ですぐ報告しなければならないというふうになっております。それで、手帳を見返してみたら、3月は議会が3月8日と11日、12日に開かれていますし、この前の臨時議会も5月に開かれているわけですが、今回の報告となった理由は何かあるのでしょうか。

建設課長(秋吉陽三君) おっしゃるとおり、専決処分等を行った場合は直近の議会での報告となっておりますので、今後は早い議会での報告をしたいと思います。

理由というのが、特段5月の臨時議会については内容が特別だったものですから、報告はしなかったような状況でございます。

5番(児玉智博君) 基本的に理由がよく分からないということなんですけれども、2月4日ですから、たぶん3月の議会だとまだ工事期間中だけでも、別に竣工しなければ報告できないという話ではないと思うんですね。あくまで専決処分が2月4日であればその直近の、本来であればその3月議会で行うべきだった。それで、やっぱりこういう事務処理というのは、原理原則的にやっていただかないと、これが間違いのもとになると思いますので、くれぐれも、もちろんこの専決処分をするのは建設課だけではなくて、各課ある場合は可能性はあると思いますので、しっかりとその辺は原則的にやっていただきたいと思います。

議長(松崎俊一君) 答弁はよろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

議長（松崎俊一君） 日程第14、「報告第3号 平成30年度小国町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題といたします。

執行部より、報告をお願いします。

総務課長（小田宣義君） それでは議案集10ページをお開き願います。

報告第3号 平成30年度小国町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成30年度小国町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越しについて、別紙繰越計算書を調製し報告する。

令和元年6月10日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

これにつきましては、3月に開催されました第1回定例会で補正予算として上程させていただき、可決していただきました繰越明許費の中の20の事業のうち、18の事業で繰越額が計算できましたので、ここに報告するものです。資料のほうはA4版の1枚紙になります。報告第3号平成30年度小国町一般会計繰越明許費繰越計算書と書いた書類になります。この18の事業で翌年度への繰越額の合計としましては10億6千932万8千円です。この財源内訳としましては国県補助金6億4千872万1千円、地方債3億1千980万円、その他2千400万円。このその他の部分はネットワーク基金からの繰入れになります。あと、一般財源が7千680万7千円となっております。

以上で報告を終わります。

議長（松崎俊一君） これより、報告第3号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

議長（松崎俊一君） 日程第15、「発議第2号 議会活性化特別委員会設置に関する決議について」を議題といたします。

ここで提出者より発議第2号について、提案理由の説明を求めます。

6番（大塚英博君） 6番、大塚英博です。

発議第2号 議会活性化特別委員会設置に関する決議について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

小国町議会議長 松崎俊一様

令和元年6月7日提出

提出者

小国町議会議員 大塚英博

提出理由といたしまして、議会の役割は一般に公開と討議を前提として、政治的な争点の集約機能、討議による政策の決定、二元代表制のもとで首長の公的使途作成及び執行機関に対する監視機能であります。本来、議会が持つ役割を発揮するため、また議会がより活性化することを目的に、特別委員会を設置するものです。

議員の皆さまの御賛同いただきますよう、お願いをいたします。

議長（松崎俊一君） ただいま、提出者であります6番大塚英博議員より説明がありました。

これより、発議第2号の質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

6番、大塚英博議員より提出された発議第2号、議会活性化特別委員会設置に関する決議を採決いたします。賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議会活性化特別委員会決議は採決されました。

本件は9人の委員をもって構成する議会活性化特別委員会を設置することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 異議なしと認めます。

よって、6番、大塚英博議員から提出された発議第2号は、先ほどのとおり可決されました。よって9人の委員をもって構成する議会活性化特別委員会を設置することに決定いたしました。お諮りいたします。

ただいま設置されました議会活性化特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) 異議なしと認めます。

これより指名いたします。

1番、時松昭弘君、2番、江藤理一郎君、3番、穴見まち子君、4番、久野達也君、5番、児玉智博君、6番、大塚英博君、7番、西田直美君、8番、松本明雄君、9番、熊谷博行君、以上のとおり議会活性化特別委員会委員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま報告をいたしましたとおり、9名を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました以上の諸君を議会活性化特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ここで、委員長及び副委員長は委員会条例第8条第2項の規定により、委員会で互選することとなっております。

ここで暫時休憩をいたします。委員の皆さまは別室にて委員長副委員長、報告出来次第また戻って来ていただきたいと思っております。

(午後2時20分)

議長(松崎俊一君) それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後2時22分)

議長(松崎俊一君) 休憩中に正副委員長が決定したと思われまますので、委員長より正副委員長の報告をお願いいたします。

6番(大塚英博君) 6番、大塚でございます。

それでは、議会活性化特別委員会について御報告を申し上げます。

委員長は私、大塚英博、副委員長は江藤理一郎議員にいただきました。以上のとおり決定いたしましたので、よろしくお願いを申し上げます。

議長(松崎俊一君) はい、ありがとうございます。

それでは、次に参ります。

日程第16、「発議第3号 人権啓発・男女共同参画特別委員会設置に関する決議について」を議題といたします。

ここで、提出者より発議第3号について提案理由の説明を求めます。

3番(穴見まち子君) 3番、穴見です。

発議第3号 人権啓発・男女共同参画特別委員会設置に関する決議について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

小国町議会議長 松崎俊一様

令和元年6月7日提出

提出者は小国町議会議員 穴見まち子です。

提出理由といたしまして、

現代の日本社会では、生命・身体の安全に関わる事象や社会的身分、性別、障害などに関する不当な差別やその他の人権侵害がなお存在しており、社会の国際化、情報化、高齢化など進展に伴って人権に関する新たな問題も生じています。また、男女共同参画においても小国町の住民意識の調査の結果から、男女の平等感が高いとは言えず、男女の固定的な役割分担意識も未だ残っているという課題が明らかになっています。このようなことを踏まえ、小国町では平成22年に「小国町人権教育・啓発基本計画」、平成30年に「第2次小国町男女共同参画社会づくり計画」を策定し、差別のない平和で明るい地域社会や男女がお互いにその人の人権を尊重し、ひとりひとりが輝いて暮らす町の実現を目指しています。議会としても、行政と共に実現に向けて、人権意識や男女共生の推進を図る目的とともに、特別委員会を設置するものです。

議員の皆さまの御参加をいただきますようお願いいたします。

議長（松崎俊一君） ただいま、提出者である3番、穴見まち子議員より説明がありました。

これより、発議第3号の質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

3番、穴見まち子議員より提出された発議第3号、人権啓発・男女共同参画特別委員会設置に関する決議を採決いたします。本件は9人の委員をもって構成する人権啓発・男女共同参画特別委員会を設置することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 異議なしと認めます。

よって、3番、穴見まち子議員から提出された発議第3号人権啓発・男女共同参画特別委員会設置に関する決議については、可決されました。よって9人の委員をもって構成する人権啓発・

男女共同参画特別委員会を設置することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました人権啓発・男女共同参画特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) 異議なしと認めます。

これより指名いたします。

1番、時松昭弘君、2番、江藤理一郎君、3番、穴見まち子君、4番、久野達也君、5番、児玉智博君、6番、大塚英博君、7番、西田直美君、8番、松本明雄君、9番、熊谷博行君、以上のとおり人権啓発・男女共同参画特別委員会委員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま報告をいたしましたとおり、9名を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名をいたしました以上の諸君を人権啓発・男女共同参画特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ここで、委員長及び副委員長は委員会条例第8条第2項の規定により、委員会で互選することとなっております。

ここで暫時休憩をいたします。委員長並びに副委員長のほう、皆さままでよろしく申し上げます。

(午後2時30分)

議長(松崎俊一君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時31分)

議長(松崎俊一君) 休憩中に正副委員長が決定したと思われまので、委員長より正副委員長の報告をお願いいたします。

3番(穴見まち子君) 委員長に私、穴見まち子がなりたいと思います。よろしく申し上げます。

副には久野さんをお願いいたしました。

議長(松崎俊一君) 今言われましたとおり、委員長に穴見まち子委員長、それから久野達也議員に副委員長をお願いしますということですね。ありがとうございました。

議長(松崎俊一君) それでは次に参ります。日程第17、「発議第4号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書(案)について」を議題といたします。

ここで提出者より、発議第4号について提案理由の説明を求めます。

1 番（時松昭弘君） 1 番、時松昭弘です。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）について

提出者 1 番、時松昭弘でございます。

発議第 4 号 小国町議会議長 松崎俊一様

提出者

小国町議会議員 時 松 昭 弘

賛成者は同じく児玉智博議員、熊谷博行議員、久野達也議員、松本明雄議員

新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法 1 1 2 条及び会議規則第 1 4 条 2 項の規定により提出
します。

提出理由といたしましては、現行の「過疎地域自立促進特別措置法」、これは平成 1 2 年度から施行されておりますが、過疎地域における生活環境の整備、産業の振興など一定の成果を上げているところでございますが、令和 3 年 3 月末をもって失効となります。

過疎地域においては、多くの集落が消滅の危機に瀕し、森林の荒廃や度重なる豪雨・地震による災害など極めて深刻な状況にあります。また、本町においても人口の減少や少子高齢化の進行など、様々な課題が山積みをいたしております。

今後も過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を維持して、住民にとって安心・安全に暮らせる地域を健全に維持していくためにも、引き続き新たな過疎対策法を国に要望するものであります。

2 枚目のほうに、要望書のお手元のほうにあると思いますが、朗読させていただきます。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書

過疎対策については昭和 4 5 年に「過疎地域対策緊急措置法」が制定以来、4 次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げているところである。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また森林管理の放置による森林の荒廃や、度重なる豪雨、地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面をしている。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する水・食料・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止など多大な貢献をしている。

このような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それを過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和 3 年 3 月末をもって失効となることが、過疎地

域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き過疎地域に対して総合的なかつ積極的な支援を充実・強化し、そして住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって、安心・安全に暮らせる地域として、健全に維持されることは、同時に都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和元年6月10日

衆議院議長 大島理森様

参議院議長 伊達忠一様

内閣総理大臣 安倍晋三様

総務大臣 石田真敏様

財務大臣 麻生太郎様

農林水産大臣 吉川貴盛様

国土交通大臣 石井啓一様

熊本県阿蘇郡小国町議会

この意見書は、今申し上げましたように別紙のとおり、全国過疎地域自立促進連盟熊本県支部より熊本県町村議会議長から、本意見書について協力依頼が本町議会宛てに届いております。御参照のうえ、議員の皆さまの御賛同をお願いを申し上げます。

以上です。

議長（松崎俊一君） ありがとうございます。ただいま、提出者であります1番、時松昭弘議員より説明がありました。

これより、発議第4号の質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

1番、時松昭弘議員より提出された発議第4号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書につ

いて、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(松崎俊一君) 全員挙手でございます。

よって、発議第4号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長(松崎俊一君) 日程第18、「議員派遣報告について」を議題といたします。

この件につきましては、別紙お手元に配付のとおり、小国町議会会議規則第122条の規定により、3月議会以後今日まで、研修会などに各議員を派遣いたしましたので、御報告をいたします。お手元の報告のとおりです。

議長(松崎俊一君) 日程第19、「行政報告」。

執行部より報告事項等がありましたら、お願いします。

町長(渡邊誠次君) 行政報告を致します。3点御報告させていただきます。

まずは1点目、令和元年度職員採用試験を行います。職員の定年退職等を勘案しまして、事務職3名程度の募集を計画をしております。本年度も一次試験は市町村職員等採用共同試験にて実施をいたしたいと思っております。職員の採用募集は7月下旬からで、周知は広報おぐに、おぐチャン、ホームページ等で行います。まずは1点目ですね。

それから2点目です。資料配付をお願いします。

(資料配付)

町長(渡邊誠次君) 皆さま方に今資料を配付させていただきました。「土砂災害から命を守る警戒避難対策の推進について」という情報でございます。これは今までにございました災害等々で犠牲者が発生をしております。このため、熊本県では土砂災害から県民の命を守るために、取り組みを更に強化するため、土砂災害が発生する恐れの高い「土砂災害警戒区域内」の全ての住宅に対して土砂災害の危険性を伝えるとともに、住民自らの意思による早めの避難を呼びかける個別周知を行うことといたしました。

まず、依頼する内容につきましては、小国町管内におきまして、先ほど言いました土砂災害警戒区域内住宅への個別周知の実施を行います。今、発送準備を進めておりまして、今週末の6月14日までに個別発送をいたしたいというふうに思っております。

それから3点目です。梅雨入りを前に、今年も自主防災の組織リーダー会議を6月14日でございます、19時からここ町民センター201号室で行いたいと思っております。

行政報告は以上になります。

議長(松崎俊一君) ありがとうございます。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会をいたします。

お疲れさまでございました。

(午後2時40分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（2番）

署名議員（8番）

第 2 日

令和元年第2回小国町議会定例会会議録

(第 2 日)

1. 招集年月日 令和元年 6月11日(火)

1. 招集の場所 おぐに町民センター 3階 301号室 議場

1. 開 会 令和元年 6月11日 午前10時00分

1. 閉 会 令和元年 6月11日 午後 2時38分

1. 応招議員

1番 時 松 昭 弘 君	2番 江 藤 理一郎 君
3番 穴 見 まち子 君	4番 久 野 達 也 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 大 塚 英 博 君
7番 西 田 直 美 君	8番 松 本 明 雄 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 松 崎 俊 一 君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 時 松 昭 弘 君	2番 江 藤 理一郎 君
3番 穴 見 まち子 君	4番 久 野 達 也 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 大 塚 英 博 君
7番 西 田 直 美 君	8番 松 本 明 雄 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 松 崎 俊 一 君

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

書 記 朝 日 さとみ 君

1. 欠席職員

議会事務局長 藤 木 一 也 君 会計管理室長 加 祥 一 恵 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 邊 誠 次 君	教 育 長 麻 生 廣 文 君
総 務 課 長 小 田 宣 義 君	教 委 事 務 局 長 石 原 誠 慈 君
政 策 課 長 佐 々 木 忠 生 君	産 業 課 長 木 下 勇 児 君
情 報 課 長 北 里 慎 治 君	税 務 課 長 橋 本 修 一 君
建 設 課 長 秋 吉 陽 三 君	住 民 課 長 時 松 洋 順 君
福 祉 課 長 生 田 敬 二 君	保 育 園 長 河 津 公 子 君

1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

なし

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。

別紙議事日程のとおり

議事の経過 (r. 1. 6. 11)

議長（松崎俊一君） 皆さま、おはようございます。

上田それから西里町内でも、立葵という花が咲き始めました。今、ちょうど半分から下のほう
が咲いていますが、梅雨が明ける頃になると一番上のつぼみまでが全部咲くそうです。

さて、本日は6月定例会本会議2日目でございます。

町の一般事務についてしっかりと尋ねていただきたいと思います。また、町長はじめ執行部は
丁寧な答弁に心掛けていただくようお願いしたいと思います。

ただいま出席議員は10人です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開き
ます。

(午前10時00分)

議長（松崎俊一君） 日程第1、「一般質問」。

本日は、一般質問1日目となっていますので、直ちに質問に入ります。なお、本日の質問者
は、久野達也議員、2番目、熊谷博行議員、3番目、江藤理一郎議員、4番目、穴見まち子議員
となっています。よろしくお願いします。

それでは久野達也議員、登壇をお願いします。

4番（久野達也君） 4番、久野達也でございます。

本日は一般質問ということで、登壇させていただきました。まずもって、職員の皆さんおはよ
うございます。

先の統一地方選挙によりまして、私、議席もいただきました。この場に立たせていただいて、
町の部分をお尋ねさせていただきたいし、また私も住民の一人として住民の方々と共にこの4年
間、歩き続けていきたいと思っております。また、私のスローガンでもあります「人が輝く共生
のまち」やっぱり、そこに住む一人一人が輝き、人々の暮らしが支え合い、分かち合い、そんな
地域社会であっていただきたいと思っております。

それで、本日は渡邊町長、先の選挙で御就任おめでとうございます。選挙期間中、マニフェス
ト等もいろいろ見させていただきました。また、先日の補正予算、肉付予算においては施政方針
もお伺いさせていただきました。本日は渡邊町長の今後4年間、この任期中の諸施策の展開や今
の思いなどをお聞かせいただき、今後の小国町の歩むべき姿を少しずつ明らかにさせていただ
けたらと思っております。

一般質問に入らせていただきます。まずもって、町長にお尋ねしたい部分といたしまして、今
回就任されてからいわゆる、例えが正しいかどうかは分かりませんが、例えば株式会社小
国町であります。いわゆる地方自治体は法人格を有するということで例えさせていただきますけ
れども、有権者、広くいえば住民各位ですから7千、8千人を切る方々がおられます。その頂点に

立たれ、この小国町の方向性を指し示す部分が多分にあるかと思えます。いわゆる株式会社小国町の株主、それは地域住民であります。そして株主総会、いわゆる選挙であります。株主総会によって町長が選ばれ、町長が今後指揮権を発行していくわけなのですが、一つ町長にお尋ねしたい部分といたしまして、いわゆる株式会社であれば大多数の有権者の得票を得た大株主としての社長としてのお考えをお持ちか。あるいは例えば、今いろんなニュース等マスコミ等を見ますと、会社経営については最高経営責任者というCEOというような表現を使ったりしております。私は、どちらかと言うと町長は地域住民の方々の意見を聞いて、株主の意見を聞いて、あるいはそこで働く従業員の意見を聞いて、最高経営責任者として指揮権を発動し、そして株式会社小国町の進むべき道を指し示し、あるいは指示し決定していくのではないかなと思っております。忌憚のない町長の御意見で構いませんので、こういったような小国町のトップとして、今お考えの部分で構いませんので指揮系統あるいは決断、そういった部分をこういった立場で判断なさり、自分の位置付けをどこに置いているのか、まず1点目としてお尋ねさせていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

町長（渡邊誠次君） 改めまして、おはようございます。

ただいま御質問いただきましたので、答弁をさせていただきます。

まずもってトップを務めるということにおきましては、私は時に打たれ強さやそして忍耐強さが非常に必要であるというふうに、また求められているというふうにも思えます。先ほどから久野議員言われるように、トップは命運を決める役どころでもありまして、重圧も非常に大きいというふうに認識しているところでございます。まずは、困難に立ち向かったときでも逃げずに立ち向かって参りたいと思っております。また、忍耐力に加えまして目標を常に持ちまして、町民から私も御信託いただきましたので、信頼も得なければならないという難しい場所であるというふうにも思っております。リーダーシップも必要でございます。しかし、先ほどから言われるように私は総括的な面でのトップの役割を担おうと、当然のごとく覚悟をしているところでございますけれども、それぞれの事案事業に関しましては、ここに総務課長をはじめとする優秀なスタッフが居られますので、事業の中心はお任せをしていきたいというふうにも思っております。運営方針を決めるのは最終的には私であるとは思っておりますけれども、町は町民の皆さまが主役でございます。描いたビジョンを主役である町民の皆さまに付託を得られた久野議員をはじめとする議員の皆さまと共に振興を図って参りたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひ申し上げます。

4番（久野達也君） はい、ありがとうございます。町長のお考えをお聞きいたしました。総括的な立場から決断あるいは責任、それらに逃げずにめげずにリーダーシップを発揮していくということで、大いに期待させていただきたいと思えます。

そのようななかで2、3いわゆるマニフェストの部分、それから施政方針の部分から具体的に

お尋ねさせていただきたいと思います。町長が選挙期間中、マニフェストの中で「繋げる」という言葉を使っておられたのに気付かせていただきました。「切り開こう。想像以上の未来」ということで、これから先の小国町を前向きに発展的に考えておられるのかなと、スローガンで拝察させていただいたところなんですけれども、その「繋がり」という中で、順次質問させていただきたいと思います。

まず、「住民と行政を繋げる」ということで謳われておりました。いわゆる小集落座談会等の開催。確かに地区別懇談会、あるいは行政懇談会、行政報告会、いろんな形で座談会等の開催が考えられるかと思えます。また、そのことによって意見の集約を行い地域住民の方々がどのようなことを考えているのかを直接お聞きする中で、きめ細やかな行政サービスの向上にも繋がっていくものと信じております。

また、一面的には集落支援制度の充実ということも町長謳われておりました。その小集落座談会等で得たものを、集落の支援制度に活かしていく。先日の補正予算の中にもありましたけれども、移住者の支援を行う、あるいはそこで住む人々の支援を行う、そんなことによって集落の活性化あるいは地域のお祭りだとか行事だとかが発展していくものでもあろうかと思えます。そういったようなときに、この座談会に少し特化させて質問させていただきますけれども、そういったような地域住民の方々の声を聞く、その場の設定を具体的にどのようにお考えなのかお尋ねしたいと思います。

町長（渡邊誠次君）　まずは支援をさせていただくということの前に、私が選挙期間中から思っておりました沢山のお話を聞かせていただきましたけれども、それぞれの地域で例えば宮原の集落だったり、黒淵の集落、中心部とやはり外側のほうでは非常にニーズも課題も違ってきているのを実感しております。やはり、その地域のニーズや課題をしっかりとお聞きすることが、まずは大事であると思っております。

また、前回私が議員時代もそうですけれども、大字単位での座談会といいますか、行政報告会のような形をとっていただいておりますけれども、そのときにも参加しておりましたが、そのとき思っていた実感的な率直な気持ちといいますのは、やはり大きな場所で大きな会議といいますか、所ではなかなか御意見が出にくいというのを実感しておりました。ですので、今回私がまずは町長になってからやりたいと思っていたのは、小さい集落での部単位でも構いませんし、本当に小さい集落の単位でも構いません。また、団体でも全然構いませんので、とにかく話し合いを進めて行って地域の課題やニーズを拾い上げて行って、そのあと物理的なところなのか金銭的なところなのか事業的なところなのか、いろいろと課題があるかもしれませんけれども、それに答えていけるような、私としても答えが出るような形で皆さま方とお話をしていきたいというふうに思っておりますけれども、その答えができるかどうかも含めて、また町民の皆さま方とお話をさせていただきたいというところが、私の率直なところです。6月中がなかなか非常にタイト

なスケジュールでございますので、まずは7月にはしっかりと話し合いを進めていけるように周知の方法も含めて、この前、行政部長会の際にも部長の皆さまにはお知らせをいたしました。ぜひ、皆さま方とお話がしたいということをおっしゃっていただきました。議員の皆さまにおかれましても、そのような場がありましたら、ぜひお声掛けをいただきまして、私に参加させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

4番（久野達也君） ありがとうございます。実に具体的な説明をいただいたかと思えます。確かに、大きい場所ではなかなか言いたいことも言えないといったような御意見、これはずっと以前からあります。そこを配慮いただき、小集落あるいは職場グループの集まり、そういったような所ででも住民の意見を聞いていこうという、その姿勢に対して敬意を表します。ぜひ、小さい動きの積み重ね、それが町の動きに繋がっていくということで期待を申し上げます。また、7月ぐらいから動き始めたいということですので、それにもぜひ機会があれば私どもも当然参加させていただきたいと思っております。

そういったようなところで、住民と行政を繋げる部分での2点目といたしまして、いわゆる「防災、災害に強いまちづくり」。これは熊本震災をはじめ、いろんな震災あるいは風水害が起こっております。小国町も過去には杖立で死者を出すような大きな災害等も起こりました。いつ起こるとも分からないそんな防災に強いまちづくり、これは小国町に限らず全国、日本中各地で取り組まなければならない課題だと思っております。また、福祉・教育ということで、町長訴えられておりました、子育て、学校、いろんな課題があります。そして、そこには課題があるというのは、いわゆる福祉の部分あるいは子どもの部分、あるいは交通弱者だとかそこで必ず弱い立場の人がいるということです。弱い部分にどれだけ目を向けることができるのか。それが、大きな課題だと思えます。いわゆる、災害のときに自助共助公助、自助努力で避難するといっても、自助ができない部分として公助、公の手助け、そこらあたりで福祉の部分としては要援護者のリスト等も掲げられております。それらをまず、リスト把握と共にそれが具体的な、もしよかったら防災訓練や何かのときにその家に出向くではないですけども、2、3事例を取って、そこに消防団の方が駆けつけてそこから早期避難をするときにどういう動きをするのかなどの、具体的な部分も取り入れることができたらいいいのかなとも思っております。そういったような、いわゆる生活環境の弱者に対する施策、これまでも取り組んでいて、その成果も挙げておりますけれども、より以上に今後大切な部分としてなってくるのではないかなと思えます。

それから、道路交通網の整備。いろんな国道関係あるいは県道関係の整備も進んでおります。災害時の援助活動の交通手段、ここが途絶えたら救助活動もできないといったような部分もあります。これまでの震災等にも近くまでは行けたけれども現場まで行けない。先だつての先月の奄美大島だったですかね、孤立した集落があつて、その救助に駆け付けたけれどもロープを張って水の中をしなければならぬといったような部分もありました。道路交通網については、道路

は整備されて何もなければ平常に通れます。でも災害に強い道、災害を最小限に留めることができる道路というのは、普段の整備の中でしか確立できないものだと思います。杖立から大山を通過して日田へ抜ける212号線、時間雨量200ミリを越えたら通行止めということです。確かに松原ダムの横なんかは崩落の危険性も伴っております。こういったような道もいろんな国の官公庁への働きかけ、あるいは国会議員の皆さま、あるいは県境をまたぎますのでこの部分については特に県も活用していきながら、その整備が必要かと思えます。一時期、過去の災害事例でいきますと台風のとくに、台風19号の風倒木、このときには小国町は一時的に孤立状態になりました。大観峰も通れない、杖立へも抜けられない、そんな経験もありますので災害に強い道づくり、これらについてもぜひ町長、いろんな機会・機関を通じて働きかけもお願いしていただきたいと思えます。今の部分については要望ですので御答弁は必要ありませんけれども、それらのことを踏まえてどうか調整にあたっていただきたいと思えます。

次に少し産業の部分をお聞きしたいと思えます。町長、マニフェストの中では「産業を繋げる」ということで、地域資源の活用、町全体で取り組む6次産業、あるいは町の観光協会の強化などを挙げておられました。農林業、商工業、観光業まで一体となった産業構造を模索するとも訴えられておりました。これらについて、少し今の段階で町長の具体的なお考え等があったらお聞かせいただきたいと思うんですけれども、いわゆる産業の部分としては単的に言うて小国町、外貨を稼ぐ必要があると思えます。小国町の生産物を出荷することによってどうするのか、あるいは外貨を稼ぐというのは地産地消というのが一時期訴えられておりました。地産地消は地産のものを地消、自分のところで消費するというところに留まるのではなくて、それを来町者あるいは町長も旅館業を営んでおりましたので、その宿泊客に提供することによって「ああ、小国町のは美味しいんだ。小国町のもをもっと家で使ってみよう」それによって町外からの来訪者の外貨を稼ぐことに繋がる。地産地消が単なる消費だけではなく売り上げに繋がる、そういったような政策も必要かと思えます。農林業あるいは商工業、ぜひ、外貨を稼ぐ施策、こういったものが展開できたらいいのではないかなと思っております。「経済の拡大と環境で、所得の向上を」と町長訴えられておりました。経済の拡大、環境、これらを改善あるいは政策を打ち出すことによって所得の向上へ繋げていくという。例えば具体的お考え、あるいは事例等のお考えがあればお聞かせいただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

町長（渡邊誠次君） 先ほどから防災面も含めて答弁は必要ないということでしたけれども、少しだけ防災の面をまずお答えをさせていただきます。そのあとに経済の部分に関してお答えをさせていただきますと思っておりますけれども、私は防災に関しては一つ備えることにより、いざ有事の際には避けることができなくても、立ち上がり早いのではないかなというふうに、そこを根本的に考えているところがございます。ですので、先日の防災会議のときにも皆さま方に、まずは情報としてこちら行政側は皆さんに知らせる努力は最大限にやります。ただ、できるだけ住

民の皆さま、それからそのときの関係者が来られておりましたけれども、住民の皆さまにおかれましては、その情報を知る努力をできる限りしていただきたいというお願いをさせていただいたところでございます。やはり、今から特に梅雨に入りまして非常に厳しい梅雨がくるかもしれません。大雨も降るかもしれませんし、災害もあるかもしれませんけれども、私としましては先ほど久野議員言われましたように、要支援者の方達のためにも、またセーフティネットの考え方を考えましても、できるだけ早め早めの避難を促すような形で、皆さま方に情報の提供をさせていただきたいというふうに思っておりますので、どうかここにおられる皆さま方も御協力をよろしくお願い申し上げたいと思っております。

また、当然ですけれども行政、部長、組長、そして民生委員それから関係団体と一緒に連携をしっかりと取っていきながら、皆さま方にその時に備えるという形ですね。なかなかその時のいざ災害が起こってからでは、その脅威から逃れるのは非常に難しいと思います。ですので、平時の努力として皆さま方と一緒に、その対策を少しずつ立てていければなと思っております。

また県境での道路のことでございますけれども、今道路交通網、212号線、442号線、それから57号線、中九州高規格道路それぞれ期成会がございます。その期成会の中でも、「災害に強い道路」というのがテーマに掲げられております。それぞれの組長の皆さま達、それから関係団体の皆さま方と一緒に要望活動をしておりますけれども、やはりここ小国町は熊本県・大分県それから福岡県含めて、たくさんの方が通られる道路でございますし、昔から三後の要というふうにも言われている所でございます。なかなか辺境の部分で話し合いに難しいところはあるかもしれませんが、ダブルネットワークやリダンダンシー含めて、道路の環境づくりには私も非常に皆さま方と話し合いを続けていきたい。また難しいところでも声を上げていくことが非常に大事であると思っておりますので、どんどんと国に対しても県に対しても要望活動を続けて参りたい。また道路の整備促進等を進めて参りたいというふうに考えているところでございます。

では、経済の部分に関してお答えをさせていただきます。やはりこの小国町というのは昔から山紫水明であるというふうに町の名前の語源にもなっておりますけれども、自然が豊かな山林資源そして農産物を育て、素晴らしい人々を育てられました。そういう歴史がございます。また、昨今注目されております地熱資源がございます。特に小国町ではSDGs、未来都市としての計画の中に森林資源と地熱資源があるということで注目されているところでございます。まだまだ私は可能性を秘めているというふうに思っております。しかしながら、今からの方法論の一つではございますけれども、現状の中で進めていけるものと一旦しっかりした調査が必要なものと、私は考えのなかで持っております。前者としては、森林資源や農林産物の資源はやはりどんどんと進めていったほうが良いと思っております。しかし地熱資源等々も含めて、やはりもう少し考えながらゆっくりと進めていく必要があるのではないかなというふうにも、実際考えているところでございます。先人たちが守ってられましたこの小国町の資源を次世代に繋げ

ていくためにも、しっかりとこれから見極めていく必要があると考えております。産業に限っては、北里柴三郎博士の新札の顔になるということでございますので、今日は実はこのあとにも北里柴三郎博士のことに关しましては御質問等ありますので、久野議員のお答えとしては産業のことに限って言わせていただきますけれども、北里柴三郎の新札の顔というのもしっかりと捉えて、きっかけに私はしたいと思っております。そのきっかけをチャンスと捉えて、農林・商工・観光業へと連携をさせていって、商品開発をしっかりと行っていって、「小国ブランド」それから「柴三郎ブランド」の立ち上げを行いたいというふうと考えております。その他のお答えに関しては、次の一般質問のときにお答えをしたいと思っておりますけれども、やはり農林業と商工加工業、そして観光業まで繋げることで町を一旦、総合商社と捉えさせていただきまして、6次産業化を進めさせていただきまして小国町の物語をしっかりと繋いでいって、先ほど地産地消の話が出ましたけれども、私は地産地消の先には久野議員言われましたように地産他消があると思っております。内側と外側ですね、両方でたくさん消費をしていただけるように、またその小国の物語を皆さま方に提供していただいて、たくさん消費していただけるようなそんな小国町の産業に繋げて参りたいと思っております。

以上です。

4番（久野達也君） ありがとうございます。確かに、産業いわゆる振興を図っていくなかで、町長言われましたように物語、小国の営み、それらが合いまったところで高まっていく、そんなものではないかなと私も思っております。御答弁の中にもありましたように、早急に進めていく部分、あるいは慎重に進めていく部分、少し立ち止まってでもここはきっちりと整理し方向性を見極めて進めていく部分、それらについて確かに判断は難しいかもしれませんが、そのことを念頭に置いて進めていただくという御答弁があったかと思えます。ぜひ、そのようにお願いいたします。

産業の部分で言いますと、例えば私も選挙期間中いろんな方からお伺いたしました。「若い者が小国に残らんと。若年層、若い連中が少ない。企業の誘致が最大限の課題じゃないか」あるいは、「どこか小国に大企業が進出しないかな」といったような御意見等も伺いました。これは小国町に限らず、どこの町でもそのように思っているかと思えます。しかしながら、なかなかそれもままならない。企業にとっては企業利潤を追求するがためにできるだけコストの安い、あるいは消費地に近い部分で対応していく、そこらで山間地は悩みを続けているところなんですけれども、一転少しそういったようなお話を聞きながら思ったんですけど、若年層にいわゆる若い人達に優しいまちづくり、これも必要なんじゃないかな。産業を繋げるというか、労働者の確保。労働者は小国にいて、例えば勤め先は隣の日田市であっても大津町の本田技研でも、今は逆なんですよね。例えば本田技研に勤めていて土曜日曜に農業をするために小国に帰ってくる。ではなく、小国に住みたい、住んでいろんな企業に勤める。それも方法論として考える必要があるのではな

いかな。それには、やはり定住に対して若年層に対して支援施策、これらも必要ではないかな。そうすると若い人達も親子2代の世帯となって、例えば親の家に住めば家賃も要らない。経費の削減にもなる。外貨は稼げる。給与支払者は小国町以外の方ですので、そういったような何か小国に住もうという施策、それは若年層の世代ですので当然子育て世代であったり、幼保小中、ここらあたりへの教育の充実、それを図りながら魅力を高めていく。やっぱり総合効果によって小国町の活力を上げていくことも必要かと思えます。産業を考えると、小国の企業の部分も産業として考える必要があります。それと同時に並行して、いわゆる労働者、雇用者と雇われている人、この生活を小国町が安定提供できるという条件が揃えば、若年層が増えてくる。これも少し考える余地もあるのではないかなと思っております。先ほど質問させていただきました住民と行政を繋げる、その部分も含めたところで少し若年層の定住について何かお考えがあったらお聞かせいただきたいと思えます。

町長（渡邊誠次君） 先ほどもお答えを少しさせていただきましたけれども、選挙期間中のお話です。若手の農家の方だったり、もちろん職員の方だったり、当然ですけど飲食店経営の方、商工系の方、企業の方、たくさんお会いすることができました。そのなかで時間もあまりなかったのですけれどもお話を聞かせていただいたときに、それぞれが自分の考えを持っている若い方たちが非常におられたと感じました。そのときの話で申し訳ないですけど、私が町長になったときには一緒に参加して町のことを話してもらえませんか。一緒に会議に参加して、みんなで小国町を盛り上げていきませんかというような話を、そのときにさせていただきました。そのときに、なかなかすぐに答えは返ってこなかったというのが実情ですけれども、そのあとでまたお会いさせていただきましたときに電話連絡をさせていただいて、ぜひとも話を伺いたいというところで2、3もうお話を伺っているところでございます。やはり私といたしましても、先ほどの座談会ではございませんけれども、町の動きについての意見、それから町の将来について、また子育て環境についてのお話の情報を私が提供する場、また相互に意見を交換する場としての場所づくりをしていきたいというふうに思っております。公式でも非公式でも構いませんけれども、人員を募って話し合いがまずはできる場所を作って参りたい。その場所を定例で開かせていただいて、ぜひ若手の方で例えば議員になられるような状況ですとか、また農業それから産業等々の施策、それから子育ての施策、暮らしの施策、たくさんございますけれども、やはりその年代に沿ったような形で皆さん方の考えがあると思えます。その考えをぜひともまた聞かせていただくような場、そしてこちら側の意見を言わせていただいて総合的にみんなでこの小国町を考えるとといったような場を提供させていただきたいと思っております。昔と言いますか数年前、ここに中心人物もおられますけれども、100人会議をさせていただいておりました。その100人会議のときでも非常に良い意見が出ておりましたけれども、将来に対しての約束がなされないという現状でありましたので、進めることが非常に後々難しくなってきたというふうに私は認識しております。し

かし、100人ぐらいの中で若手の人たちが、20代30代の人たちがかなりの数入ってお話をされておりました。消防団を含めていろいろな町の役職に就いて、町のために貢献されている方がたくさんおられますけれども、なかなかそういう場所ではできない話し合い等々も100人会議やその座談会を含めて出てきていただいて、御足労ですけれども話を続けて。まずは話し合いを続けるといったことが必要であると思っておりますし、私はその中から有意義な意見であったり、もちろん財政面でいえば厳しいところがありますので、すぐにはできないところがあると思っておりますけれども、公的な負担であったり受益者の負担であったりその辺もしっかり考えていきながら、できるところは少しずつ実際に実現できるように話をしていきながら、先ほど久野議員言われましたけれども、集落に対してもそうです。若手の支援に対してもそうですけれども、しっかりと取り組んで参りたいという姿勢で私は立っているつもりでございます。どうかよろしくお願ひします。

4番（久野達也君） ありがとうございます。

次にお尋ねしようと思っていた部分もひっくるめて御答弁いただいて、答弁というよりもお気持ちをお聞かせいただけたかと思ひます。

世代間を繋げる。要は次世代にどう小国町を残していくのか。その部分は大いに大事な部分かと思ひます。限界集落、テレビの具体的な名前を言ったらいけないですかね、「ポツンと一軒家」なんかを見ていたときに、限界集落でもう人がいなくなったという部分、全国各地にあろうかと思ひます。やっぱり世代間を繋げ、その集落のことを考える。そんな若者が居るような、そんな生活の営みができるような町でなければならぬかと思ひます。100人会議の事例もありましたけれども、やっぱりそこで生活している人それぞれが、将来の小国町の夢を描き育み、子育てに励んでいるかと思ひます。町長もこのリーダーシップのもと、小国町の将来像を描いていただきたいと思ひます。

相対的に思ひますが、やはり小国町単体の町では成り立たないような社会情勢になっているかと思ひます。国県、近隣町村、ここの力をお借りする部分もあります。よく言うところの災害協定、あるいはイベントの近隣町村との連携開催、これらによって救われている部分もあります。災害協定、重要なデータは例えば小国町のデータ、サーバーだけではなく、小国町からずっと離れた東北あたりに仮サーバーを置くとかいうような取り組みも電算のシステム化のなかでは行われております。小国に災害が起きてダウンしても、別のサーバーで復旧できる回路を確保しておくとかいうようなこともそうでしょう。縷々、町長の御意見をお伺ひし、あるいは取り組む部分としてのお気持ちをお伺ひさせていただきました。ぜひ、この4年間、前向きに進んで行き、そしてそこで暮らす人々、住民が小国町は良いところですよとみんなに語れるような、そんな町を目指していきたい。それは町長に限らず役場職員全員もそうでしょうし、私たち議員全員もそうです。小国町に誇りを持てるような部分での発展を望んでおります。ぜひ、町長にもリーダー

シップを発揮いただき、この4年間で例えば1年目になす部分、あるいは4年目の集大成となす部分、それぞれにお考えを整理いただき、施策の展開を図っていただきたいと思います。やはりそこで生活する住民が満足できない、あるいは不満が出るような部分ではいけないと思います。確かに100人いて100人が全員満足するという部分はできないかもしれませんが、それに向かって努力することはできると思います。ぜひ、今後の御活躍を期待いたしまして、また小国町の将来のために新町長として信託を受けた部分でもあります。ぜひ、リーダーシップを発揮し、今日御答弁いただいた、あるいはお気持ちをお聞かせいただいた部分を住民の中へ指し示し、あるいは政策の中で指し示していただきたいと思います。

ご期待申し上げて、一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（松崎俊一君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。次の会議は10時55分といたします。

（午前10時43分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時55分）

議長（松崎俊一君） 次の質問者は熊谷博行議員です。熊谷博行議員、登壇をお願いします。

9番（熊谷博行君） 9番、熊谷です。

前回の3月議会に一般質問不参加でこの場に立てることができませんでした。初めてのこの議場での答弁ですが、前回の分が溜まって5つもありますが、終わらないときには後ろから順番に次回に回します。

それと先ほど、久野議員からの立派な質問、一つだけ私が気になっていた町長のマニフェストの中の小さな集会を重ねていくというのに、大体どのくらいの頻度でやるのか。町民懇談会ももちろん欲しいのですが、前町長は私の記憶が正しければ12年間で1回か2回。その前に議員だけで町長の悪口を言いながら1回、これだけが記憶にあります。渡邊町長は4年間で何回、町民懇談会をするかを先にお尋ねいたします。

町長（渡邊誠次君） 追加の御質問、ありがとうございます。

お答えをいたします。私といたしましては、先ほど久野議員のときにお答えしたとおりでございますけれども、できるだけたくさん回数をやっていきたいというふうに思っております。それはですね、やはりいろいろな会議に出たときもそうです。総会等々に出たあともそうですけれども、懇親会等々ございます。そのときにもたくさんお話ができますのと、住民懇談会、今回私が皆さま方に今お話し申し上げているのは、前のような形で私が居て行政側の執行部側が居て、住民の皆さまが居てというような対しての話というわけではありません。報告会のような形ではございません。私としては車座になって、座談会のような形でいろいろな提案をしていきたいと思っておりますし、私のほうからも「皆さんどういうふうなお考えですか」ということも聞いていき

いと思っておりますし、災害に関しては先ほど伝えたような早め早めの避難のことを、まずは中心に伝えていきたいというふうに思っております。その時その時で事柄は変わってくるかもしれませんが、365日の中でできるだけ町民の皆さまと携わる時間をまずは増やしていきたいと、ニーズと課題は分からないというふうに思っておりますので、何回という、正直、私町長になってまだ1カ月ちょっとでございますけれども、私としてはできるだけ打たれながらも皆さんと一緒に話を進めていきたいと。ぜひ、その中に議員の皆さまも入っていただいて、お話し合いをしていきたいというふうに思っております。

以上です。

9番（熊谷博行君） 9番、熊谷です。

たくさんやるということで理解しておきますので、ぜひ、期待いたしております。

本当は私も久野議員の質問を一発目に持って来るところだったんですが被りましたので、急遽質問を変えました。変えた質問が大変難しい質問を言ってしまったので失敗したのですが、一応自分でこれを言おうと思っておりましたので言わせていただきます。

働き方改革について御質問いたします。働き方改革を推進するための関係法律の整備が2018年6月に可決成立いたしました。今年4月から施行されていますが、これは大企業ですね、大きい会社です。従業員が何千人、何万人。最高5年間の猶予期間があります。小国町の企業は早いところで1年、遅いところで5年。この中で法律どおりの人事制度、給与規定、就業規則の整備が早急に求められると思います。まず企業に聞く前に、行政も1年の猶予期間があると思います。明確に確定していないと思いますが、こういうところを行政はまず直していきたいなというところをお聞きいたします。

総務課長（小田宣義君） ただいま熊谷議員、御質問のとおり、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が一部を除き4月1日から施行されております。

まず、行政の推進という内容の話をする前に、法律の内容について少しお話しさせていただきたいと思っております。国は労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会の実現を目的に、働き方改革を進めております。今回の整備に係る法律の見直しは、大きく分けて2つの見直しとなっております。その1つ目ですけれども、「労働時間法制の見直し」です。この見直しの中身の主なものとしましては、残業時間の上限規制1カ月45時間以内、1年で360時間以内。2つ目に1人1年当たり5日以上の有給休暇の取得。3つ目に労働状況の客観的把握。これは職員の健康管理を徹底しなさいということになります。そして4つ目が子育て、そして介護をしながらでも働きやすくする環境の整備ということで、職員の休暇というところになっております。

大きく分けて2つ目が、「雇用形態に関わらない公正な待遇の確保」となっております。これは職場内における私たち正社員、無期雇用フルタイム労働者といいます。この職員と非正規社員、

パートタイム、それと有期雇用労働者、派遣労働者というのは役場の中にはないんですけども、間の不合理な待遇の差をなくすということとなっております。以上の2つが、今回の見直す内容となっております。

では、役場の中の取り組みになりますが、1つ目の労働時間関係につきましては、3月議会で条例を可決していただいております。条例に基づき規則の整備を終え、現在は規則を基に運用を行っております。先ほどの議会で質問もありましたけれども、内容的にはその法に基づいた規則を作成しております。残業時間の上限、それと1年の残業時間の上限、それを全て規則で定めております。現在は月ごとに残業時間のチェックを行い、超過しないように注意を払っている状況でございます。また労働上の客観的把握につきましては、これは職員の健康管理になりますけれども、3年前から職員にはストレスチェック表を配付して調査をしております。そして2年前から産業医と契約しまして、病気になる前に予防するという目的のもとに事業を進めて、職員の健康状態の把握に努めております。

2つ目の「雇用状態に関わらない公正な待遇の確保」につきましては、議員の皆さまにも1回ご相談はさせていただきましたけれども、現在雇用している臨時職員、非常勤職員等を新たに雇用するための関係条例等の整備を、今内々で行っております。これにつきましては、施行が来年の4月1日までになっておりますので、今後にもまた条例等の整備内容が決まりましたら、また議会のほうに報告をしたいと思っております。4月1日からは新たな運用ができると考えております。

以上のとおり、役場としましては職場内で個々に対応した職員が働きやすい職場づくりを推進していきたいと考えております。

以上です。

9番（熊谷博行君） さすが、役場でございます。私個人的な考えでは、この法案は大手企業に有利な法案だと思えてなりません。勤務時間の上限制度、高度プロフェッショナル制度、同一労働同一賃金制度、導入して格差は解消できると思いますが、中小零細企業の破たんが予想されると思いますが、その辺はいかがでしょうか。

総務課長（小田宣義君） これは法によって整備されておりますので、役場としては1つの企業、先ほど話も出ておりましたけれども、企業の総体としてそろえて遵守することを心掛けていきたいと考えております。あとは、やはり意見を上げて国に意見を求める等の方法はありますけれども、町としましてはこれは法律で決まっておりますので、遵守していくということが方向性だと考えております。

町長（渡邊誠次君） 私からも答弁を少しさせていただきます。

町の方針としては、今総務課長が伝えたとおりでございますけれども、働き方改革は一億総活躍社会を実現するための改革の中の一環でございます。少子高齢化が進む中でも50年後も人

口1億人を維持して、その職場・家庭・地域でも誰もが活躍できるという社会で、その最大のチャレンジがこの働き方改革だというふうに、私は聞いております。ただ先ほど言われたように、なかなか私も事業所を運営しているなかで考えておりましたけれども、いろんな事業所の取り組みがあると思います。民間の動きとしては、もちろん育児休暇だったり短時間の勤務の制度を考えながら、フレックスタイムといいまして、1カ月以内の期間で総労働時間を規定して、その枠内で始業、就業時間を決定できる仕組みであるとか、在宅勤務の仕組み、テレワークであるとかまた当然ですけれども長時間の労働の削減をするだとか、いろいろ民間でも試行錯誤をしながら進めているところがございます。町といたしましてはというよりも、私も民間の皆さまもいろいろな情報を町のほうからも出していきたいというふうに思っておりますので、町としては勿論進めていくというところがございますけれども、御尽力いただきながらですね、御一緒に進めて参りたいと思っております。

9番（熊谷博行君） 最後にもう1つ聞こうかと思ったけど、もう今日は。また1年後ぐらいに聞こうと思っております。

2番目の小学校の部活動について。4月より完全社会体育へ移行されたと思いますが、何回も今まで聞きましたが、もう1回どういう部活動があつて、どういう組織で、どうあるかをちょっと御説明ください。

教育委員会事務局長（石原誠慈君） おはようございます。

ただいまありました社会体育についてでございますが、今議員がおっしゃいましたように、今年度4月から学校部活動、小学校の部活動が完全に社会体育に移行をされております。昨年度まで組織をされておりました検討委員会、これを解散いたしまして、今年度からはちょっと縮小した形で連絡会議というものを設置して進めております。

社会体育活動を設置した趣旨といたしましては、この社会体育を進めていくなかで問題点とか検討事項などが出てきた場合に、この会議を開くという形で進めております。部活動と同様ですね、小学校4年生を対象にしまして5月14日から社会体育としてスタートをしております。

中身につきましては、まず活動日は週2回です。火曜日、木曜日に活動しております。それと時間については、大体16時40分、午後4時40分から18時、午後6時まで。1時間20分程度で活動を行っております。現在の種目と人数につきましては、バスケットが21名です。バレーが9名、それとバドミントンが13名、総数43名でございます。バスケットとバレーは小学校体育館で、それとバドミントンにつきましては小国ドームのほうで活動をしております。それで、授業終了が大体16時、4時ぐらいになりますので、その社会体育を進めるうえでは先ほど申しました4時40分になりますので、その間は指導者が来るまでなんですけれども、協力者ということで教育委員会からちょっと派遣しまして、その時間は見守りをやっております。それと今後は活動が終了しまして、バスの子どもにつきましてはバスに乗車するまでを確認するまで、

見守りをするということで現在行っております。現在、入部している子どもたちの中でスクールバスを利用している児童は19名でございます。それ以外が24名になりますけれども、この24名につきましては徒歩かあるいは保護者の方が迎えに来られます。今現在そのようになっております。

それと今現在43名ですが、これから入部希望者につきましても随時受付を行って参りたいと思っております。

以上です。

9番（熊谷博行君） 熊谷です。

実は2週間くらい前に、私は見に行きました。感想から言えば、バレーボールがチョロチョロっとやっていました。バスケットボールは人間が多くて、練習になるのかなというような環境でございます。バドミントンはドームの一番奥で中学生も高校生もいるみたいに、いっぱいいました。バスケットは、あんなに多ければ中学校と合同で練習をするような環境もできるのかなとも思いますが、その時は中学校も部活があっていたので、そこはちょっと相談をしないとイケないと思います。私も最後のバスに乗るまで見守りました。誰が教育委員会から来ていたのかちょっと覚えませんが、大変だと思います。

それと、教育長は部活を見に行ったことがございますか。

教育長（麻生廣文君） はい。まず最初のときに、先ほど局長からもありましたように、バスへの誘導あたりが担当者が慣れていない部分もあるので、一番最初のときに行きまして最初から最後までを大体見ておりました。特に気を付けていたところがバスに乗り損ねたとかですね、そこあたりの連絡体制が上手くいくかについては、一番考えていたところでございます。その後は局長であったり次長あたり、バスの担当でもございますのでしょっちゅう行ったりしているところでございます。

以上です。

9番（熊谷博行君） はい、熊谷です。

見守りが教育委員会からということで、あれも最後の責任は教育委員会に上がってきますので、その最高責任者は教育長でございますので、何かあればテレビの前で頭を下げるのは教育長になりますので、常々そういうところはしっかり見守ってほしいと思います。教育長と同じで子どもは宝でございますので、よろしく願いいたします。

次へいきます。次の質問は福祉課かなと思っていたら、実際は僕は教育委員会だったと書き間違えたと思いますが、打ち合わせしていませんが対応できますか。

選挙期間中というとおかしいんですが、一生懸命選挙に走っているところを止められて訴えられたのが、まず1つなんです。それ以前にも今から10年ほど前、私の近所で知的障害のない自閉症、昔はアスペルガー症候群という病名だったと思います。今は何かまた変わっているのか

分かりませんが、そういう児童がいました。あまり言うとなんか個人情報になりますので言いませんが、中学生ぐらいで、今、もう成人しています。母親からいろいろ相談を受けて、前の教育長のところにも3度ほど行き、相談したことがございます。結果、私は他人と言えば他人なんですが、母親は相当裏切られた感で大変悲しんでおりました。今回私が言いたいのは、小学校中学校で若干不登校であった。高校に行きました。高校でもなかなか馴染めなかったのか何か、高校は辞めてしまいました。退学というか、ですかね。親御さんは大変な思いをしてきたと、私は思います。特にお母さんが涙を流しながら訴えたもんだから、もう私はよく話を正直言って上辺だけ聞いて、そのときは選挙期間中だったから、「また来ます」と言って帰りました。選挙が終わってしばらくして行ったら、またそういうふうに訴えるもんだから、ならこれはちょっとということで、今日のこれに至ったわけでございます。

いろいろ聞いたら、学校の先生たちのケアは結構あったそうです。今も一人ぐらいの先生からはたまに電話をいただくこともあると。「何が足りないんですか」と。教育委員会からの電話1本もないというのが寂しいというのが、現状でございました。別に欲しいわけではないと言っていました。でも、いかに教育委員会が現場を見ないのかを痛感されたような気がしてですね。これはやっぱり机の上だけで対処して、電話1本で教員にどうのこうの。僕は電話1本でもいいと思うんですがね。保護者に電話するのはいかがですか。「子どもさんは」という、そういう1本でも言えば、みんな安心すると思います。誰の罪でもございません。ただ、仕事と違ってすればたやすいことだと思いますが、その辺の今までの流れをどうお考えなのかお答えください。

教育長（麻生廣文君） 私が存じ上げなかった事例等も含めておりますが、お話しをお聞きしたところ、非常にしっかりこれは受け止めていくべき内容であり、非常に議員のおっしゃるとおりであれば、教育委員会からの電話1本でもというお気持ちに対しては、全くそのとおりだというふうに受け止めたところでございます。これまで、こうした中学校時代から非常に課題を抱えさせられた子ども達がいるかと思えます。そこ辺については、例えば進路担当、あるいは人権教育担当の先生方がよく中学校と高校、あるいは小国高校あるいは支援学校、あるいは他の学校におきましても連絡を取ったりするということはあったかなと思っております。ただ、教育委員会としてそのこの最後のみかじめと言いますか、そういった部分までしっかりやってもらいたいというお気持ちだと思います。本当にそのように、今日お話しをお聞きしながら思ったところでございますので、今後、しっかり学校とも連絡を取りながらやっていきたいと思っております。

以上です。

9番（熊谷博行君） そのようにやってください。簡単なことだと思います。保護者は大変悩んでおりますし、子どもにする必要ございませんので、「いかがですか。その後どうですか」ぐらいの電話で、私は十分だと思うんですね。それ以上はお互い望みはないと思います。あまり干渉するのもまた問題ですし、いろいろしないと、住民と行政が離れていってしまうような気がして

ですね。この辺はしっかり考えて。私が前にも経験したこともそのとおりでございます。いろいろ、ああだこうだ言って、その場を逃れたような感じでございました。でも、私も教育長とも付き合いがあったし、母親とも付き合いがあったし、間に入ってなかなか難しかったんですが、ここは障害者を持つ親の気持ちになって今後よろしくをお願いします。

次は乗合タクシーのことについて。昨年の9月議会で提案させていただきました宮原地区の、私は高齢者だけでいいと思います。高齢者向けの乗合タクシーの件を検討していただいていると思いますが、もし少しでも進めばお答えを頂きたいと思います。

政策課長（佐々木忠生君） 昨年の9月議会の一般質問で、議員のほうから質問がありました宮原地区の乗合タクシーの件ですけれども、確かに運行エリアの対象外というふうになっております。これについての改善を求める声は、議会や町民の方にも多く寄せられております。この改善策について昨年より検討しておりまして、4つの方法が考えられます。1つは中心市街地を周回するバス等を運行する。2つ目がタクシーチケット、例えば1メータチケットの配付による利用。3番目が既存乗合タクシーに組み込む、既存8エリアの中に組み込んでいく。4つ目が乗合タクシーの新規路線を創生する。宮原地区だけの路線を運行するというものでございます。この4つの手法につきましては、いずれも大なり小なりの課題が見受けられます。その課題の整理を行いながら、岳の湯線沿線、それから松田線ですね、杖立線沿線あたりも今後また検討していく部分もございますので、先ほど言いました4つの手法の中でバス路線の再編と併せて、議会の意向やタクシーの了解、それからバス会社との調整及び町民の理解を求めながら、来年4月の運行を目指していきたいというふうに思っております。

9番（熊谷博行君） 今の課長の答弁であれば、また来年の4月を目途に。宮原の人は一般人の方は乗りません。また乗せる必要もございません。でも、要支援・要介護では乗れるかなというところもありますが、介護認定を受けにきた人とかですね、調べれば分かると思います。そういう人たちをメインで、そんなにいっぱいいないと思うんですよ。福祉課にお願いして調べてみれば分かると思います。よそのバス路線、最少のところは0歳からでも乗れるという、それを乗せるとは言っていないので、せめて年齢でいけば70歳以上、75歳以上とか、そういうので私は十分だと思います。家庭環境を見て、そこには送迎してくれる人もいないとか、タクシーチケット券をやるとか、そういうのもいいと思いますので、しっかり検討していただき、来年には一般質問をしないように頑張ってください。いかがですか。

政策課長（佐々木忠生君） 地域公共交通という部分が、どなたでもという定義というか目的等ございますので、議員の御意見も参考にさせていただきながら宮原地区の乗合タクシーの運行については、先ほど申しましたように来年の4月を目途に運行を目指していきたいというふうに思っております。

9番（熊谷博行君） ぜひ、前向きにお願いします。

最後になりました。5つもあるのに、もう最後になりました。町営住宅の方向で、もう何度も聞いたような気がします、新町長に期待いたしましてもう1回いたします。

町営住宅には、新規入居できる住宅というのが柏田住宅、関田住宅。今も改修工事をやっているのもこの2つ。それ以外に5、6箇所町営住宅があると思います。新しく作るのかはまだ予定にも入っていないので、それはまだすぐないとは思いますが、改修の段階です。ならば今の住宅を0人になるまで待つのか。まず、そういったアンケートでも取って、「ここに死ぬまで居たい」「いや本当は柏田住宅を、関田住宅に行きたいけど収入的に無理」、そういう一つアンケートを取っていただくといいかと思えます。それから新しい町長も新しい建設課長も方向性が見えてくるのではないかと思えますが、今の時点で考えがあればお答えいただければ幸いです。

町長（渡邊誠次君） 基礎的な事柄ですけれども、自力では適正な居住水準の住宅を確保できない方、また定額所得者、民間住宅の入居を拒否されるような恐れがある方たち含めて、町営住宅の本来の役割やセーフティーネットを軸に考えていきながら、人口それから世帯数の推移状況や町営住宅の今後の需用を踏まえつつ、建て替えや改修による長寿命化を効率良く進めていくために長寿命化計画等を策定しながら、それに基づいた町営住宅の管理運営等々を行っていくというのが、基本ではございます。そして今、お話しに上がっているように、退去したあと、全部いなくなったあとは解体撤去という方向で話を進めさせていただいている状況です。その土地の用途についての計画については、現在では私は正直持ち合わせておりません。ここについて正直申し上げますけれども、緊急性は今のところないものと申し上げておきますけれども、将来の見通しが必要であるというふうにも思われますので、皆さま方にもぜひとも町有地の活用等々におきましては、議員の皆さまに御相談をさせていただきたい。いろいろな考えをお持ちであると思えますので、まずは町有地に限っては皆さま方にはご相談をさせていただきたいと思っております。

それから、公営住宅にお住まいの今の方たちの戸数の部分であります。約359ありますが、入居されている方が285でございます。その方たち全体でというわけではありませんけれども、アンケート調査等々が本当に必要な方たちが柏田と関田の方たちを除くと、それから180人ですので、大方100名前後になると思うんですね。その方たちにまずアンケートを取るような形を、ちょっと検討させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

9番（熊谷博行君） 柏田、関田の方は十分ではないと思うんですけど、それでいいと思います。あと残りがどう考えているのかが、なかなか私たちもいろいろ行くのですが分かりませんので、どう考えているのか本音をなかなか言いそうと言わないのが人間でございますので。

それと町長がおっしゃられたとおり、早急性はないと思います。私も新しく住宅を作らないといかんというのに、そんなに民間のアパート等もありますし、空いているアパートはそんなに存在しないような気がします、明日、明後日に住宅をつくらないと町が溢れますというような緊

急性はもちろんないと思います。あとは古い住宅に残っている方をどのようにして、極端に言えば0になるのを待つしかないと思います。だから、もしいろいろ調査をして、小国町にもアパートが足りないとかいうのがあれば、南小国ではないんですが、10%の助成をやるとか、そういう策をまず取ってでも、新規の住宅は私もそう必要ではないと考えております。でも、今住んでいる古い住宅の人たちのことは、やっぱり考えていきたいと思います。

建設課長にお願いなんですけど、今年柏田の1号棟、3号棟と必ず住民説明会が行われています。結構、あとから言ってくるんですよ。諸々、洗濯物が干せないとか何とか。関田のほうから何人も言われましたが、ちゃんと町は説明していると役場には言えないんですよ。説明を聞いているもんだから。私たちに言ったら私たちが言えばとかいう考えで言うけど、私も役場に言いませんでしたので。しっかり説明をして、多めに「こうこうだから、アスベストが出ればこうなりますから」とか言って、長めに時間を取って、竣工ができるように伸ばしてでも、これくらいは足場等がありますのでというのを、そこはしっかり説明してください。もう、また苦情の電話がくると、なかなか心で留めないといけないから。ぜひ、そういうところだけ気を付けていただきまして、立派な住宅ができるのを期待しておりますので、どうかよろしく願いいたします。まだ25分もありますが、もうあとがありませんので今回はこれで一般質問を終わります。

議長（松崎俊一君） それでは、ここで午前中の会議を終わり休憩といたします。午後の会議は1時から開会いたします。

（午前11時36分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

議長（松崎俊一君） 次の質問者は江藤理一郎議員です。江藤理一郎議員、登壇をお願いします。

2番（江藤理一郎君） 2番、江藤理一郎です。今回、町会議員として初めて一般質問をさせていただきます。どうぞ、よろしく願いいたします。

2015年国勢調査の人口調査結果で、日本が本格的な人口減少社会に突入したことが改めて裏付けられました。平成30年11月1日現在によると、我が国の総人口は1億2千645万3千人となっており、1年前と比べますと26万1千人の減少となっております。昨今の人口減少、そして長高齢化社会の到来は日本社会において大きな社会問題となっております。各分野での担い手不足は顕著であり、特に小国町のような持続可能な地域社会を形成する上でも早急に取り組むべき課題だと感じております。また、最近全国的に登下校中での事故や事件に子ども達が巻き込まれるというニュースが数多く舞い込んできております。

私は、そこで今回小国町の町を将来を担う子どもに関する事、それから人口減少に関する事柄について質問をしたいと思います。

まず、第1に小国町の学校教育についてです。将来の小国町を担う子ども達の教育は、今後の

小国町にとって大変重要なことだと思っております。そこで小国町の小中学生、学校教育の教育方針として核となる考え方やビジョンがあればお聞かせください。町長、お願いいたします。

町長（渡邊誠次君） まずもつての質問、ありがとうございます。

次世代を育む起点となる大事な施策の一つであるというふうに思っております。ですけれども、議員御存知のように、まだ町長としての実績が1カ月というなかではとても実情に応じることまで届いていないというのが現状であると思っております。しかしながら、私もずっとこの町で過ごして、この町で暮らしているなかで、だんだんとグローバル化ということを感じているところでございます。国際社会に対しまして、これからの小国の子も達がいしっかりとたえていけるように、そして郷土愛をしっかりと持ち続けていけるような子供たちに育てていただきたいというふうに思っております。大切な要素を的確に押さえながら、教育委員会また有識者等々と意見交換をしていきたいと思っておりますけれども、まずもつては今まで北里町政の中で推進してこられた教育行政等々をまずは進めていくなかで、あと1年間、しっかりと考えさせていきたいと私のほうは思っているところでございます。あとは、教育委員会のほうでお答えをさせていただきます。

教育長（麻生廣文君） はい、失礼いたします。

学校教育に絞ってのお答えをいたします。本町では目指す子ども像というのがございまして、これは国際化情報化に対応する能力を育み、豊かな人間性と確かな学力、たくましい体を身に付け、故郷小国を愛し誇りを持つ子どもを育成するというテーマを掲げております。今、町長の答弁の中にも国際化あるいは郷土愛といったような部分の話があったかと思いますが、そういうこととでございます。それを受けましてサブテーマを「小中一貫教育を核にした教育の創造」というのを掲げさせていただいております。

実は、私小国町に赴任したときに、小国の教育チャレンジプランというのを示させていただきました。その内容は6点ございますので、その6点を簡単に述べさせていただきます。まず1点目は「学力充実の取り組み」でございます。2点目は「開かれた学校づくり」、3点目は「ふるさと教育の推進」、いわゆる小国学を充実したいという内容でございます。4点目は「豊かな人間性、たくましい体の育成」、5点目は「国際化、情報化に対応する教育の創造」であります。6点目が「教育研究会の活性化」というのを掲げまして、チーム小国の教育という教育研究会を小中一貫したもので作り上げて、9年間を通じて小国町の子も達の教育に当たるということを進めているところでございます。

以上でございます。

2番（江藤理一郎君） それでは、町長並びに教育長、お二人ともグローバル化・国際化というお言葉を発せられました。それにつきまして、具体的にグローバル化・国際化について何かお考えなどありますか。お願いいたします。

教育長（麻生廣文君） 今のなかの、先ほどチャレンジプランのなかで5点目になるかと思っておりますが、実は小中一貫の小国型教育というのは、また明日、西田議員にもお答えするところではございますけれども、英語活動あるいは英会話活動、それから小国学、それから基礎基本の充実。この3点がポイントになっております。その中でまず国際化に係る部分では、英会話活動というのが平成21年度よりずっと特例校として小中学校に組み込んで進めているところでございます。また情報化につきましては、ICT環境の充実といった部分を一つのポイントにしているところですが、今の英会話も含めて夏休みなどに英語を母国語としていない外国の方々あたりとのYMCAを通じた子ども達との交流会などを催すなどして、国際化を含めて、あるいは英会話を高めるというようなところの活動も毎年進めてきているところです。具体的にはこうした部分で進めております。

2番（江藤理一郎君） 御回答、ありがとうございます。

ICT教育と地域おこし協力隊も導入していると聞きます。また小国学につきましても、積極的に取り入れていただいていると思っておりますが、教員の先生方ですね、子ども達を教える側の先生方が、まだ小国学を十分把握されていないというところも十分にあると思っておりますので、そのあたりしっかり教育委員会のほう等で指導していただいて、小国についていろんな見識を深めていただくと、先生方からですね、そういったところもぜひ取り入れて進めていただきたいと思います。

次に2番目ですが、冒頭で申し上げた登下校中での事故や事件に子どもが巻き込まれるというケースが非常に増えているという関連のなかで、現在小学校で運用しているスクールバスを中学生の送迎や部活動の遠征等にも幅広く利活用できるような対応ができないか。中学生の保護者からも話をよく耳にしますし、そして子ども議会でも質問が出ていたというふうに思います。特に送迎に関してですが、下校時に1人で歩いてや自転車で帰っている中学生などを見ると、心配な点が多々あります。いろんなタイプの犯罪や事件が最近では増えておりまして、近隣市町村でも南阿蘇、それから阿蘇市で下校中の子ども達が見知らぬ男性から写真を取られるなどの情報も出ております。保護者の送迎の負担の軽減だけでなく、より多くの子ども達が安心安全に暮らせるように中学生のスクールバス化、対象者は小学生時と同様にスクールバスを利用できていた生徒、通学距離が2キロメートル以上ある中学生に絞り込みますと、95名になるそうです。ですが、その95名に対応できるような運用の変更はできないのでしょうか。質問いたします。

教育委員会事務局長（石原誠慈君） 今の御質問ですが、スクールバスの御質問に対してお話しをさせていただきます。

まず、先ほど人口減の話がありましたが、小国町といたしましても町全体の人口が減少している状況であります。この先、児童生徒数の推移は減少傾向にあります。今から5年後ぐらいまではさほどというか、何名かが減少していくというようなことで、6年後は今400人台ですけど300人台になります。小中学校合わせてですね。だんだん児童生徒数も少なくなっていると

いう状況でございます。そんな中で今後教育委員会としてもその先を見据えて、今ありましたスクールバスの件であったり、寄宿舎の件であったり、というのをすぐというわけにはいきませんが、中期的に検討していかなければならない時期ではないかなと、まずは考えております。

現在、スクールバス運行につきましては、議員も御存知だと思いますが、町内3事業者に委託をいたしまして計8台、小学生にしますと153名の児童が今現在登下校時に合わせて利用しているところでございます。そして登校時につきましては、小学校のほうに8時に到着するように運行計画がなされております。この登校時については基本的に転校生とか転入生とかがない限りは、当初の計画で時間コース等は変わりございません。ただ、下校時については、毎週水曜日は一斉下校ですので、これは全児童一斉に帰りますので1便で大丈夫と思いますが、それ以外ですね、学校の下校時間の違い、低学年高学年の違いがあったり、先ほどもありました社会体育と中学校の部活動の時間の兼ね合いも出てきます。だからバスの運行計画をかなり練っていかなくてはいけないと思っております。

それと、放課後英会話教室等もありますので、かなりいろんな行事と申しますか、子ども達が学習するものがありますので、その時間に合わせた運行計画が必要になってくると思います。今現在も、それに合わせて小学校のほうは運行計画をなされて、不規則にはなりますけれども、そういう運行計画になっております。

それとスクールバス運行会議というものを月1回やっております。来月の学校行事に合わせた運行計画の確認等を行うのがその運行会議なのですが、学校の関係者、それからPTAの関係者、それと事業者ですね、それと教育委員会で毎月、次の月の行事に合わせた運行計画を確認をしているところでございます。

仮に小中学生合同で、さっき御質問がありましたスクールバスの運用を考えた場合、大きな部分としましては委託先ですね、今委託しています事業者の協力が大部分を占めると思います。協力が得られるか今後の課題ですけど、そこが一番重要な部分だと思います。そこをクリアできれば、仮に乗車人数が増えた場合は現在の台数で可能だとか、あるいは台数が増えることでドライバーの確保ですね、そのあたりの検討も出てくるのではないかと考えております。そのあたり、あとは経費的な問題ですね。そこはクリアできれば、あとは細部の問題になりますので、一番大きなまず事業者の協力というところが大部分を占めているのではないかと考えております。そこをクリアできれば、今後小中合同にするのか、あるいは新たに中学生だけのスクールバス運行を考えていくか、というところも併せて検証も含めたところで今後検証していきたいと思っております。

以上です。

2番（江藤理一郎君） 下校の工程、台数を増やした場合のドライバーの確保、予算の兼ね合いなど課題は山積みだとは思いますが、基本的には通学距離が6キロメートル以上ある生徒、

自転車での通学は大変な生徒を中心に考えていくということも検討段階にお願いしたいと思いま
すし、現在、そういう生徒さんは寮生活をしている生徒、現在26名いらっしゃるそうです。今
後中学生の生徒数も徐々に減少していくと先ほど事務局長、おっしゃられました。私も調べさせ
ていただいて、あと5年後そして6年後にはかなりの人数が、大体10%以上減るといふふう
に考えられます。寮を構成する対象となる生徒数も同時に減りまして、また働き方の面でも出まし
たけれども、寮を監督していく寮監の方も人手不足ということも聞いております。より確保が難
しい状態となつてきておりますので、寮を運営する経費もかさむことを考えていきますと、せめ
て自転車で通学するのに大変な通学距離の生徒だけでもスクールバスの運行ができないでしょ
うかという質問と、また事業者の協力等が必要ということでしたが、それにつきまして教育委員
会のほうで確認を事業者のほうに取られましたか。

以上を質問させていただきます。

教育委員会事務局長（石原誠慈君） まず寮生についてなんですけれども、今、議員のほうから出
ました26名の生徒が今入寮しております。内訳を言いますと、男子が10名、女子16名です。
基本的に寮に入る基準として、さっき言われました基本的に学校から6キロメートル以上の地域
に住んでいる生徒が入寮できるようになっています。その他に、通学上危険であると認められた
地域と家庭の事情等により入寮が必要と認められた生徒、その他教育委員会が認めた生徒も入寮
ができるということで、規定にはなっております。今言われた、入寮生がスクールバスを利用す
るということなのですが、一応今入寮されている子ども達の保護者、あるいは学校の先生、関
係者とそのあたりは意見等も聞きまして、そっちのスクールバスのほうでいいという話になれば、
すぐではないですけど、また検討させていただきたいと思えます。

それとあとのほうの、事業者にお伺いということなんですけど、そこはまだちょっとしており
ません。

2番（江藤理一郎君） ぜひ、事業者の協力が一番不可欠ということであれば確認を取っていただ
きたいのと、私自身も一応確認は少し取らせていただいていますけれども、積極的に前向きに検
討するという回答はいただいておりますので、教育委員会のほうからもぜひ協力をお願いとい
うか、聞き取りのほうをお願いしたいと思います。

それでまだ通学スクールバスの話なんですけれども、かなり以前から検討されている案件だと思
います。現教育長がいらっしゃる前から上がっている問題でもあると思えますので、また検討
というだけに留まらず、ぜひ教育委員会、小中学校、保護者、先ほど言われました小学校のスク
ールバスの運行委員、皆さんを含めて、そして寮の保護者の方々などを含めた検討委員会を設
置していただいて、早期の実現に向けて動いてもらいたいと思えますが、いかがでしょうか。

教育委員会事務局長（石原誠慈君） 検討委員会の件ですが、今現在ですね小中学校運営委員会と
いうものがございます。そこにはその構成メンバーとしましては地域の代表、保護者代表、学校

の代表、教育委員会事務局ということで約25名で構成されていますので、まずはその学校運営委員会で今回のスクールバスの件であったり寮の件であったり、そこで投げかけていきたいと考えています。すいません、運営協議会でした。

2番（江藤理一郎君） 今おっしゃられた運営協議会のメンバーだけでなく、ぜひ寮の保護者の方そういった方も入れていただいて、委員会を設置していただきたいと思います。

次に、また子ども達のことに関連するところですが、小中学生への登下校の見守り体制について、更なる強化を図る計画はありますか。お願いします。

教育委員会事務局長（石原誠慈君） 見守り体制について更なる強化という御質問ですが、今現在の登下校の見守り体制について、先にお話しをさせていただきます。

まず小中学校の関係ですが、1つ目が県の事業で「子ども見守り支援事業」というものが、平成21年、ちょうど統廃合したのが平成21年だと思えます。その頃からの事業で現在まで続いています。地域の安全指導員の方がいらっしやいまして、その方が水曜日の下校時のみです。水曜日の下校時の1時間程度ですね、3時半から4時半まで子どもの見守りを実施されています。2つ目が、今度は見守り隊というものがあまして、これはもっと前から平成10年度からこれは宮原地区の老人クラブの方々が自主活動として現在まで各班ごとに分かれて、下校時に1時間30分程度、子どもの見守りを実施をされています。これは先程言いました水曜日を除く月・火・木・金に下校時に実施をさせていただいております。あとの部分は、例えば小国警察署とか町で春の交通安全週間に合わせて交通指導隊の皆さんとか交通安全協会とか役場職員による街頭指導等の実施も行っております。それと、小国町青パト悠木防犯パトロールによる巡視、これが毎月1回行われているところがございます。これも夕方下校時に合わせて実施をされています。それと宮原地区では、これは防犯に関係ありますけれども、大型店の見回りというか巡視もされています。あとは学校では、保護者の協力があって挨拶運動実施ということで、月曜日の朝ですかね、登校時に見守りをされているようでございます。また今、学校では安心メールというものもありますので、この前の全国であった事件がありますが、その際にも教育委員会から学校長に連絡をすぐ入れまして、各保護者に安心メールを通して下校時に見守りをしてくださいというようなことを行っております。

質問にありましたように、今のところ見守り体制について新たな計画は今のところございませんが、事前の防犯対策の強化として、まず事件や事故を起こさない環境づくりに重点を置きまして、これまでの取り組みも含めて強化充実を図っていきたいと考えております。先ほど言いました宮原地区での老人クラブが自主活動でまだ宮原地区だけですので、ただ他の地域はスクールバスで登下校をしていますので、何かやっていないということを知りました。もしそこを協力いただければ、各地域でもスクールバスから家まで帰る時間がありますので、そのあたりの協力をいただければ、またお願いしたいと思っております。

以上です。

2番（江藤理一郎君） 現在は下校時の見守り隊として、宮原の老人クラブの方々4、50名の方々が下校時に見守って担っていただいているということで、官民一体となって強化していただく必要があると思われまます。また、阿蘇市では最近の事件を受けましてスクールバスの運行や子どもの登下校時に見回りのパトロールを実施しているというふうに聞いておりましたので、先日、小学生の保護者らと小国警察署へ行きまして、小国郷での強化体制について聞き取りに行かせていただいております。ぜひ行政としても見守り体制について、事故や事件から子どもたちを守る組織づくり、そして防犯意識や自分の身を守る意識の啓発等を進めていただきたいと思います。

では大きい括りとして2番目のところですが、人口減少に関するところになりますけれども、冒頭でも申し上げましたとおり人口減少というのは日本の社会的な問題になっております。また2040年における小国町の人口に関しましては、人口問題研究所によりますと現在より3千人近く減少しまして、4千人台になると。4千人弱ですかね、4千人ぐらいになるとの予測が出ております。時代も令和に変わり、首長も今回変わられました。そこで町長、人口減少についての基本的な考え方及び対応策をお聞かせください。また、それに伴い、小国町の普通交付税は現状より2040年にはかなり減ることが予想されます。これからも徐々に減っていきますが、今後の行政運営をいかにやっていくかのビジョンをお聞かせください。お願いします。

町長（渡邊誠次君） 人口減少、本当にこの国内において、いろいろな所で今から問題になってくると思っています。人口が減少することの推移におきましては、先ほど江藤議員が言われたところのございますけれども、減少そのものも問題ではありますけれども、それに伴い高齢化といったところだったりとかそういったところのほうが問題になってくるといふふうに思いますが、まずもって今回の予算措置の部分でもそうのございますけれども、歳出の面におきましては原則として、私としては先日の補正予算のときに皆さんに御覧いただいたとおり、国や県の補助、そして有利な起債を充てることによって一般財源の持ち出しをできるだけ少なくしたいというふうにございます。歳入に関しましては、一般的な考え方として町の活性化によって所得の向上が上がって、それによって町税、税収が上がるといったところが一番の施策ではないかなと考えておりますけれども、しかしながら皆さまも教えていただきたいと思います。町民税等々ですね、急に増えるような施策は今までもなかなか見いだせなかったというところが、大きなところではないかなと思っております。ただ、それがやはり住民の活性化というのが基本であるというふうにも考えております。今回、北里柴三郎博士の新千円札の件、そのプロジェクトだったり、鍋ヶ滝だったり、ゆうステーションや薬味野菜の里、森林組合、JAそして温泉地、様々たくさんの方達が小国を目指して来られます。農林商工業を繋げる振興施策を随時提案をして参りたいと思っておりますし、それを積み重ねることによって少しずつ、江藤議員が言われま

したように歳入の減を少なくして参りたいというふうに思っております。また創意工夫が絶対的に必要であると思われまので、先ほど言った国県の補助それから有利な起債、きちっと使って、もちろん私4年間の負託を受けましたけれども、その後も小国町当然続いていきます。その4年間を私が担っていくというふうに思っておりますので、次の時期にきましてもきちっと次の方が担っていけるような形で、私も進めてまいりたいと考えております。

また一つ税外収入のことに關して、私もいろいろと考えております。ただ、今から私の中で少し考えはありますが、法的なところも含めてきちっとそれを皆さまの前に出せるようになってから、また御提案をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

また市政方針でも申し上げましたようし、入るを量りて出ざるを為す。身の丈に合った予算をしっかりと組んでいきたいと思っておりますので、総力を尽くして参りたいと思います。お世話になります。

2番（江藤理一郎君） 町長の税外収入の方針、楽しみにしております。

次に私も学びやの里で小国町にはなかった仕事情報をこれまで収集してまいりまして、情報の発信やマッチング等、シゴツという仕事情報サイトを設置いたしまして、これも農水省の事業を使ってではあったのですが、4年間で50件の情報を手掛けてまいりました。その間、近隣市町村のほうからも「こういった事業はどういうふうにして作るのか」であったり、一緒にやってみようというようなお話しもいただいたこともございます。実際には一緒にやって運用しているところはありませんけれども、手掛けてまいったわけですが、医療福祉・建築建設・農林土木・商工観光等各所から人手不足というのを多く耳にしております。

では町として、今後人手不足に關して対応する方針があれば、教えていただけますか。お願いします。

町長（渡邊誠次君） 本当に非常に厳しい問題だというふうに思っております。実感として、私のまわりで人手不足と感ぜられている方はたぶん、ほぼ全員だと考えております。特に今回、今日も他の議員の方が御質問されたとおり、民間は特に働き方改革等々今からございますので、非常に厳しい時期にもきます。ただ、やはりそこもそれぞれの創意工夫を持って皆さん乗り越えられていくと願っておりますけれども、行政としても人手不足のことに關しましては、今から情報の収集はたくさんしていかなければならないですし、その情報を皆さま方に逐一、いち早く提供するといったところでしか、私としてはまだ持ち合わせておりません。ただ、本当に先ほどから言いますように、国だったり県だったり当然のように、私も足をしっかりと運んでいって情報を収集して参りますし、いろんな情報が皆さま方にありましたら、ぜひ教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

2番（江藤理一郎君） この問題に關しては、どこの市町村も抱えている問題だと思いますので、

これといった解決策は今ないとは思いますが、例えば東京都心では「Uber Eats」といいまして、スマホやウェブから注文をするとレストランと配達人がマッチングされ、効率よく料理が届けられる仕組みがありまして、空いた時間に利用できる人手不足を解消するシステムとして東京都内を中心に拡大されているそうです。こちらウーバーイーツというのはアメリカの企業であるウーバーテクノロジーズというところが親会社でありまして、そちらの子会社というような形になります。私は20代Uターンに頼るだけではなく、このようなシステムが民間企業から出てくると今後思いますので、いろんなところに先ほど町長言われましたけれども、アンテナを広げていただいて、町に取り入れられるところは取り入れ、上手く小国流に汎用していただいて、今住んでいる住民も全員が参加できる仕組み、手が空いている人が人手として必要な仕事へのお手伝いができる仕組みづくりも今後必要ではないかなと思っております。困っている事業者は町内にもたくさんありますので、ぜひ機構改革に取り組むなかで、先ほど質問した中でどこの課が手を上げるのかというふうに思っています、なかなか担当する課がなかったと思いましたが、町長が手を上げられたと思いますが、人口減少や人手不足に対する対策係の設置、そしてSDGsも上手く取り入れて進めていただきたいと思います、それもいかがでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 御提案をいろいろいただきまして、ありがとうございます。先ほども言いましたように、町としてもSDGs中心に今施策等々進めているところでございますので、AIの話も出ました。なかなか情報の部分に関しまして言うと、非常に厳しいところはあるのかもしれませんが、AIがこちらのへき地のほうで使われるのには、ちょっとまだ時間がかかるのかもしれませんが、それでも当然のように今から皆さんと同じ厳しい状況が続いていくと思われまますので、しっかり行政内でも諮っていきまして答えを出せるように努力していきたいと思えます。

2番（江藤理一郎君） 続きまして、質問の中でもう1つですね。ふるさと納税に対する考え方や取り組みについてです。移住定住の推進や企業化を進めるなどの対応が挙げられると思いますが、それについても全国の自治体に取り組んでおり、特に近年はその地域間競争も激化の道を辿っているというのが現状です。人口増を図ることが行政運営を行うにあたりまして、特にその財源となる交付税を維持するうえで重要であることは確かでありますけれども、日本全体が人口減少社会となった現状では難しい課題であると言えます。しかしながら、財源なくして円滑な行政運営は行われないことも事実であります。その観点から言いますと、ふるさと納税こそ地方自治体に許された貴重な税収を図る取り組みの一つであると思えます。現に総務省が制限を掛けている自治体があります。そういったところで制限を掛けるということには、そこには旨みがあるということですので、そのあたりも行政の皆さまもしっかり民間のアンテナを張って、その旨みというものを取り入れられるように、小国町にとって利点になるように取り組んでいただきたいと思います。

そこで、ふるさと納税に対する考え方や取り組みについてお伺いしたいと思います。全国の位

置付けでいいですと平成29年度の数値しかまだありませんけれども、小国町は県内で46市町村のうち10番目くらいの位置につけております。これは県内では非常にいい順位ではあります。ただ、平成29年度はある一定の方が多く納税していただいたという経緯もありまして、この順位というのもあると思いますけれども、その中で熊本県というのは九州内でみますと8件中7番目と近隣県より大きく差を開けられております。全国的には中間くらいの位置にあるとみております。

また、全国の市町村のカタログ、特に納税額が多い人気のある地域のカタログを見ますと、我が町の人物や自然、地域性などに焦点を当てて上手く自分の町を紹介しているように思います。小国町もぜひ、まちの魅力を紹介しストーリー性をもっと取り入れて商品を選んでもらうように、Webやカタログでの作り込みをお願いしたいところではあります。今後、選ばれる小国町になるために新たな取り組みや構想はございますか。お願いいたします。

政策課長（佐々木忠生君） まず、最近のふるさと納税を取り巻く状況ですが、報道でも大きく取り上げられていますように国が定めた基準でふるさと納税を実施していない自治体においては、この6月からふるさと納税制度が適応されないこととされております。返礼品については地場産品とされ、寄付額の3割が上限と定められました。さらに返礼品の送料や広告に使う予算、手数料などを含めたふるさと納税に係る経費全体の割合は寄付金額の5割を上限とすることも定められています。返礼品競争の激化や地場産品以外の返礼品を抑制する指導が行われていますが、小国町においては町内の事業者が取り扱う地場産品を返礼品とすることで行っています。令和元年5月14日付で総務大臣よりふるさと納税の対象となる地方団体との指定を受けております。

小国町の現状については、平成27年度よりふるさと納税に力を入れ、寄附金額の増加を努めているところでございますけれども、年度ごとの集計を見ると寄附金額は大きく変動しており、昨年度は3千200万円ほどのふるさと納税をいただきました。この現状を踏まえて、町では今年度ふるさと納税の募集を行うポータルサイトを現在の「ふるさとチョイス」とJTB「ふるぽ」に加えて「さとふる」と「楽天」の追加を予定しています。そのためには、町内の特産品を扱う返礼品事業者と連携して、魅力ある返礼品を取り揃える作業を現在行っています。

さらに本議会で補正予算としまして、ふるさと納税の公告費の御承認をいただいております。これは昨年度より関東関西での新聞広告とインターネットを使った広告を行っていますが、今年度も継続して行う予定であり、今年度は新たにイベントや観光で小国町に訪れた方に配付できるパンフレットなどの作成を計画しております。また、2024年度からの千円の新札に決定しました北里柴三郎博士を活用した町の振興策の取り組みについて、現在役場内にプロジェクトチームが設置されましたので、その中でふるさと納税の新たな返礼品等の開発に向け取り組んでいきたいと考えております。

昨年度まで特定の自治体に集中していたふるさと納税が分散化されることもあり、今年度も寄

附額の増加を目指して活動を行っていきたいと考えております。

2番（江藤理一郎君） ぜひ、財源確保のためにも、ふるさと納税に力を入れていただきまして、小国町の農林業や観光業の発展に繋げていただきたいと思います。

次に町有地の定住住宅への利活用についてです。私はこれまで移住定住に関する取り組みに携わってまいりました。その間、150名を超える方々の小国町への移住定住のお手伝いをさせていただいた次第です。移住定住におきまして、Iターンへの働きかけがこれまでは主流でしたが、今後はUターン者をターゲットにした取り組みというのが、ますます必要かと思っております。現に全国の移住情報を扱うふるさと回帰支援センターの話によりますと、移住定住相談会における相談者の約4割がふるさとへのUターンを検討する。しかも若者であるということです。私が移住定住相談会に行ったときが、大体5、6年ぐらい前ですけれども、そのぐらい前はUターンの相談者というのは1割もありませんでした。ほとんどがIターンの希望ばかりでしたので、世の中の情勢というのが変わってきたことが伺えると思います。

各分野で人材不足が叫ばれるなか、小国町出身である程度都会でいろんなノウハウを得た若者の存在は大きいと考えます。そのためには、仕事と住宅の確保が必要であるといえますし、町内でも若い世帯が家を建てたいが、中心市街地周辺でいい土地がなかなかないということで、近隣の町村に家を建てざるを得ないという声もよく耳にします。そこで現在、宅地として利活用可能な町有地が中心市街地にどのくらいあるかお聞きしたいと思います。

また、先ほどの熊谷議員の質問と重なりましたので、加えて質問しようと思いましたが、町の住宅マスタープラン及び地域住宅計画の進捗状況をお伺いしようと思いましたが、ほぼ重なりましたので、それは割愛させていただきます。

では、中心市街地にどれくらいあるのか、数値的なところがもし分かれば。場所的なところもし分かればお願いいたします。

総務課長（小田宣義君） はい、お答えしたいと思います

以前の議会でも1回勉強会等を開いて検討をしたのですが、町として用途が決まっていなくて、第三者に払い下げできる土地ということで、大体、町内全域で14箇所、3万8千平方メートルの土地があります。内訳を言いますと、宮原に8箇所、2万5千841.27平米、黒淵4箇所、1万828平米、北里1箇所、441.80平米、西里1箇所831平米。これ町が現在用途を決めていなくて、もう仕様が将来性がない土地ということで、1回議員にご相談申し上げた土地でございます。ただ、この土地の中にも今現在、社協等貸出をしている土地もございまして、売る場合は売買先がある程度決まっている土地もあります。これを除くと、大体8箇所1万5千235.74平米、坪数にすると4千616坪、この土地が大体今利活用できる土地となっております。

以上です。

2番（江藤理一郎君） 町有地の宅地候補としまして、中心市街地にはあまりないと思っておりますが、意外とあるということでしたので、使用していない施設や老朽化が進んでいて今後人口減少を考えますと取り壊すか集約したほうがよいという箇所もあるかなと思いましたが、そのあたり調査をお願いしたいと思ったところではありますが意外とありますので、そのあたりぜひ町有地の払い下げであったり、分譲地の準備なども含めて検討をしていただきたいと思っております。

続きまして、時間もあまりなくなってきましたので、最後に町関連施設の集約化についてお伺いしたいと思います。人口減少や担い手不足、また町の歳出を押さえていくうえで、町が関与する施設や団体等を合併化もしくは一つの団体や会社に集約していき、類似事業の1本化や予算の投下の集中、情報の共有を行う時期が迫ってきていると思っておりますが、先ほど町長も冒頭でこういった関連のお話は少し触ったかと思っておりますけれども、それについて具体的プランなどありましたら考えをお聞かせください。

町長（渡邊誠次君） 何度も申し上げますが、ちょっと新人町長なもので急々なことは。ただ自分の中でも江藤議員と同じように、今からの先の時代は非常に人材が少なくなるということで、集約化を考えていかなければならないというふうには、正直考えているところです。予算投下の集約化とホールディングス化及び各施設においての情報共有ということでの御質問だと思いますので、少しだけお答えさせていただきますと、やはり学びやの里だったりゆうステーションだったり薬味野菜の里、それから鍋ヶ滝の周辺だったり観光協会だったり、たくさん運営をされている方がいらっしゃいます。ただ、その運営だったり維持管理の問題だったり考えていくなかで、その場所から必要性がかられるのであれば、自ずから話が上がってくるのではないかなと思っております。それまではできるだけ自分たちというか、その団体の人たちの力で頑張っていたいただきたいというふうに思っています。その中でいろいろ協議をしていきながら、その団体同士で話し合いが結ばれていって集約化に進んだり、またいろいろな方向に転換していく旨があれば、私としても町として関わり合いながらより良い方向へ向かっていくのであれば、一緒になって参加をさせていただきたいと思っております。私としてもなかなか役場の中で「こう」と決めても民間で動いていることですので、決めるというわけではないですけれども、だんだんと正直、事務局体制だったりというのが一番厳しいような段階にはきているというふうには分かっております。また、先ほども言いましたけれども、たぶん民間でも人材が足りないのと同じように足りなくなってくる状況だというふうにも思っております。当然、施設の老朽化等もだんだんと進むと思っております。ですので、集約化というところは考えないというわけではないです。しかし、現在ではまだなかなか業績を伸ばしているところも、実は実際あります。ですので、そういうところも含めて様々な意見をいただいて、まずはその団体の人たちの現場の声が一番大事だと思いますので、その現場の声と擦り合せていきながら話を進めて参りたいと思っております。

以上です。

2番（江藤理一郎君） 町長、私も同じような方向性で考えておりましたので、餅は餅屋がそれぞれの施設、団体等で違うために一度に可能だとは思ってはおりませんが、人手不足の中で良い人材を確保するためには、それぞれの待遇とやりがいが必要になってくると思います。事業を集約することで、集約されたものを繋げる職種というものが生まれてくるはずですので、その上でUターンの雇用にも発展させることも可能だと思いますので、ぜひ町も一緒に協力をお願いしたいというふうに思います。

では、時間もそろそろ1時間経ちますので、今回、これで私の一般質問は終了させていただきます。ありがとうございました。

議長（松崎俊一君） ここで暫時休憩いたします。2時5分から行います。

（午後1時51分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時05分）

議長（松崎俊一君） 次の質問者は穴見まち子議員です。穴見まち子議員、登壇をお願いします。

3番（穴見まち子君） 3番、穴見です。女性目線という項目を掲げて、これから4年間頑張っていきたいと思いますので、皆さまどうぞよろしく願いいたします。

私は項目に挙げてありますとおりに、「北里柴三郎博士の今後の取り組みについて」ということで、最初にお尋ねしたいと思っております。去年の12月の一般質問の中で、私は北里柴三郎博士のことを一般質問でしました。柴三郎博士を前に出し、町の活性化をしたらどうかというところで柴三郎博士の銅像というのも提案したのですが、しっかりと却下されました。そして、他の面でやっていきたいということでしたので、どうなるのかなと思っていました。そして、4月の小中学校の入学式の当日だったと思います。私も早朝より起きたときにテレビはつけますけれども、そのときに総務省の発表がちょうどあって、柴三郎博士が4年後には千円札になるということをテレビで放映されていました。私も12月の一般質問をして、これから町の活性化はどうなるかなと思っていたときに、その千円札と聞いてびっくりと同時に感動をして、良かったなとしっかりと思っていました。それと同時に、確か町のほうにもよその地域の方から「よかったね」という言葉をいただいて、町長も昼から確かインタビューをされていたと思います。それを受けて今、渡邊町長はこれから先の町の活性化というのは、どんなふうに思っていますか。

町長（渡邊誠次君） お答えをいたします。

昨年度と比べまして、4月9日を境に、いっぺんに状況としては変わっているというのが、本当のところだと思っております。4月9日に2024年度北里柴三郎博士新紙幣1千円札肖像画採用ということの報道が財務省より発表されたというのは、もう皆さま方はっきり記憶にあると思いますけれども、先ほど久野議員のときにもお答えいたしました。今回は穴見議員の一般質問では、これがメインに聞かれるということですので、具体的な進捗及びその後の構想に至るまで、

少しお答えをいたしたいと思っております。

まずは、この話を受けまして4月9日ですので、選挙期間中もこれは千載一遇のチャンスですので、小国町民の皆さま一丸となってこのチャンスを逃さないように頑張ってお参りしようと呼びかけながら、私も選挙を戦ってきたところでございます。それが開けまして、いざ5月7日に初登庁させていただきました。1週間ほど、正直申しまして様子を見させていただきながら、仕事を覚えておりましたけれども、その次の週にまずプロジェクトチームの呼びかけを役場の課長会議の中で月曜日の朝させていただきました。そのなかで、すでに学びやの里「北里柴三郎記念館」の周辺では4月9日が終わってすぐから、もう動かしております。のぼり旗も立っておりますし看板も立っております。いろいろな動き等々が柴三郎記念館周辺ではなされているというのは、もう知っているとは思いますが、また13日、明後日には北里柴三郎博士の88年祭が東京で式典が行われますので、そちらのほうにも私は参加して参ろうと思っております。そのときにもしっかり東京のほうで話をしてお参りして、財団と一緒に調整等々を進めて参りたいと思っておりますけれども、私は学びやの里、つまりは北里周辺地域よりももっと小国町全体に波及を広げていきたいと思っております。ただ、先ほどから言いますように博士の名前の使用だったり、デザイン等々の話だったり、申請許可をしていただくのには学びやの里が中心となって今までしていただいておりますので、そこを中心にまたお願いをしたいと思っておりますので、一緒に連動して動きたいと思っております。

次に、先日の課長会議の中で話をさせていただいたときに、各課から今回の北里柴三郎博士に関するプロジェクトにしては、それぞれの課で動くこともあるかもしれませんが、どちらかという横断的な取り組みで動くことも多いと思われまますので、各課から1名ないし数名出させていただいて、そのプロジェクトチームに参加していただきたい。そして積極的に話を進めて参りたいというふうに言いました。そのときに、まずは1週間ほど時間を皆さんにお願い申し上げまして、企画を出してくださいというふうにお願いしましたら、次の週には17名の方に手を挙げていただきました。その17名の方が企画を持っていただきましたけれども、ここにその企画書がありますが約48枚。たぶん企画にして100以上の企画をすぐ持ってきていただいております。ただこれを調整して今からそのプロジェクトチームの中で揉んでいって、まずは当然ですけれども、あまり財源がかかるような話ですとできないと思っておりますので、まずはできるところからしていくという会議を財団の事務局を含めて12日、つまりは明日ですね、明日もう会議を第2回目を開きます。具体的に何をやっていくのか、横断的に何をやるのかを含めて、もう話を進めて参りたいと思っております。そのときにもう行政内の話は大体できていくと思われまますので、次は行政の外側、つまりは民間の人たちにも参加いただける旨を募って、もう6月のできれば後半の時点には1回、民間の方たちの事務局的な人たちかもしれませんが、団体の方たちを含めて集まらせていただいて、また事業化を進めていけるような方向ができればなと思っておりますのでございます。

なかなか民間と一緒に進めていくという作業を含めまして、私が事務局というわけにはいかないでしょうから、なかなか難しいところもあるのかもしれませんが、この企画書の中身も含めて、やはり商品開発であったりとか情報の発信であったりとか、皆さまに6月後半には具体的な中身をお知らせできる、できるできないは別です。ただし、企画の内容はお知らせできるというふうに思っておりますので、皆さまにも見ていただいて一緒に取り組んでいただければなと思っております。

また、今の時点ではなかなか町の一般財源だけの話で進めていくというのも難しい状態にもあると思いますので、例えば使えるのであればですね、今からの話であります。これができるのかできないのかは、私としては約束はできませんけれども、例えばふるさと納税ではなくて企業版のふるさと納税がございます。今から、先日上京をさせていただいたときに総務省の中でもお話しをさせていただきましたけれども、国としてもそちらの企業版のふるさと納税にも今後力を入れていくというお話しはありましたので、ぜひとも、そちらのほうでもしこれが使えればですね、企画が必要になりますが企画が合えば、また他の企画でも構いませんけれども小国町に合えばぜひとも進めて参りたいというふうにも思っておりますし、今年度はこの町の体制というか機構と申しますか、あと人事関係はできるだけこのまま北里町政が続いてきたまま、今年度は続けていこうというふうに思っておりますが、来年度ではぜひとも北里柴三郎のプロジェクトに関しては大きい小さいかは別ですが推進室を作って、どこかの課の中に、小さいかもしれませんが、外側かもしれません。いろいろ考えながらではありますけれども、その中で取り組んでいって夢チャレンジ等々の県の助成も含めて財源を活用させていただきまして、農商工観光繋げていって全体への波及へと繋げていくというような方向で、私の頭の中でだけですけれども考えているところでございます。まずは、今年度はたぶんざっと考えただけでも、今十数個同時発進で企画が、私はできるというふうに思っておりますので、できるだけ早い段階で進めて参りたいと思っております。

以上です。

3番(穴見まち子君) はい、ありがとうございました。

博士といえすぐに破傷風菌という言葉が浮かび上がると思います。世界的に医療的に貢献をしっかりとしています。今では、過去にはたぶん私も行ったことがあると思いますけれども、赤ちゃんが生まれて生後2カ月から子ども達のワクチンとして前になかったものもありますけれども、B型肝炎、ロタウイルス、ヒブ、小児用肺炎球菌、4種混合それからBCG、MR、風疹麻疹、それから水痘、おたふくかぜ、日本脳炎、いろんなワクチンが生まれて2カ月から1歳の間に Rowe 行われております。ほとんどが助成があつているので、いいところと助成をしていただきたいところもあるというのは現状だと思っております。このワクチンとか、今子ども達の小学校の授業の中で、たぶん昨日ですかね、子ども達が北里柴三郎の光るえんがわですかね、プロジェクトーによ

る授業があっていたと、たまたま私が今日の提案を考えていたときに孫から「こういうのがあつとよ」と聞いたから「じゃあ、どんなの」と聞いたときに、光るえんがわという言葉があつて、やっぱり少しずつ子どもの中にも溶け込んでいるんだなというのを感じました。それで、私が一番提案したいのは、博士が生まれてから医者になるまで。それからこういうワクチンですかね、それが子どものとき、乳幼児から保育園、幼稚園と小学校とですね、その段階に合わせて、この博士のワクチンだったり医者までの活動がですね、もしかしたら身近な絵本になるのではないかと、思って今日は提案したところですけども、教育長はどうでしょうか。どういうお気持ちで聞いてもらえますでしょうか。

教育長（麻生廣文君） 4月9日、現実には私、ニュースで見ましたのは4月10日の朝早くでございましたけれども、本当に入学式の日ビッグニュースが飛び込んで参りまして、私個人としても大変嬉しいニュースでございました。まず、そのときにすぐに考えましたのは、ちょっとお答えから外れますけれども、小国学の内容をもっと柴三郎を中心にして充実したものにするにはできないかということが1点。

それからもう1つは、今教育委員会のほうで歴史遺産資料集、これは仮の題でございまして、そういうものを作っておりますので、その内容の中で柴三郎の部分はもう少しページを増やすなり、話題を広げる必要があるかなということ。

それからもう1つ、学校の先生方が柴三郎のことをどれくらい知っているか。先ほど江藤議員から小国のことを学校の先生方にもっとよく知っていただくようなことで、また頑張っていたきたいという励ましをいただきましたけれども、その小国全体のことにつきましては夏休み等に見学などを教育委員会の主催でやっております。柴三郎については特に、これは自分がまず出番を作らないといけないかもしれないというふうに思いまして、まず私のほうが柴三郎関連の本をずっと読み、それから特に年表につきましては十何ページに渡るものを、ちょっと自分なりに作り上げまして、まず柴三郎先生が何をしたのかということから0歳児から亡くなられる満でいうと79歳までの部分をしっかり一つ一つ拾い上げて、まずは私自身が知ることから始まるかなと言うふうに進めていたところでございます。そうしましたときに、まず小国学というものの中で取り組みを強化したいというのが一つ教育委員会として、教育長という言葉がございましたけれども、私自身もそういうふうに思っております。

それから「光るえんがわ」、これは熊本の心という中に取り上げられた熊本県の道徳資料のものでございます。その記念館のほうにも2階に常設してある中に展示してございますけれども、非常に素晴らしい話が出ております。この話などを、あれは小学校低学年向けでございますので、このような低学年向けの話題というのは、非常に言葉は少なく限られてきますけれども、非常に訴えるものがあるのではないかと、思うように思っております。また、小さいときにこそこういう資料等に触れるということが非常に大人になって豊かな心であったり、あるいは郷土

を愛する心に繋がると思いますので、議員がおっしゃいます絵本とかいうような考え方といいですか、着眼点というのは、非常に私自身は進めてみたいなというふうに思ったところでございます。とりあえずは、今作成中の歴史遺産資料集の柴三郎部分の話題をもう少し広めたり、もっと子ども向けのものにしたりとかいう部分で、今のところ対応しているところでございますけれども、将来的にそうした内容を保育所等でも使っていただくこともあるでしょうし、そういう絵本などに関連したような人との接触もできましたら、何かいい方向でいくのかなというようなことも考えながら、今議員の御提案をお聞きしたところでございます。

以上です。

町長（渡邊誠次君） 今、教育長からお話をしていただきましたけれども、この柴三郎に関するプロジェクトのチームの中でも、実は教育委員会に係る所管の事業がたぶん14、5項目実はあつたりします。その中に、実際、絵本という話はなかったんです。ただ、ありませんでした。しかし、今日聞かせていただきまして、またこの中にもデザイン関係であつたり、そういう部分はもちろん許可申請は先ほど言いましたけれども、財団にお願いをすることとありますけれども、実際デザインをしたり絵本を考えたりする中では、坂本善三美術館にも相談をしていきたいという考えを実は持っておりましたので、実際、先ほどワクチンの話であつたり予防接種の話であつたりというのは、穴見議員がしっかりお話しをしていただきました。予防医学の観点からも、福祉課の所管もあると思っておりますけれども、やはりこれを子どもの小さい頃から根付かせるということは非常に大事なことであるというふうに思っております。ただ、形にできるかどうかを含めまして、そのプロジェクトチームの中でも話して行って、また教育委員会とも坂本善三美術館とも関連の方たちともしっかり協議を進めて参りたいと思っております。よろしく申し上げます。

3番（穴見まち子君） ありがとうございます。この考えを持ちだしたのは、柴三郎記念館の160周年の祭典がありましたときに、小学生の子どものお手紙があつたですよ。そのことを思い出して、ずっと毎日忙しいのですけれども、考えて思いついたところだったので。

それから、この前ですね、教育長もおられましたけれども、人権集会がありましたですね。南小国町役場の近くだったんですけど、小学校の先生と保育園の先生がおられました。ここにおられる河津先生もおられたのですけど、その中で講師の先生が「小さい時とか感受性のある子どもに育てていただきたい」というのをヒントに考えてみました。これから先、いい方向に進むように子ども達のために頑張っていけたらと思っております。柴三郎博士のことは、先ほど言いましたワクチンの関係は、ちょっとまだ聞きたいことはあるんですけど今日はこれくらいにして、福祉課のほうにはまた聞きたいと思っております。

これで柴三郎博士のことについては、終わりたいと思います。

次に、熱田神宮の現状を質問したいと思います。

中尾の熱田神宮の水が本当に枯渇してしまいました。私が先日行ったときには、右のほうがか

渴していたのですが、左のほうは少し流れて近くにテラピアを飼っているところがあります。そこを少しの水でそれを集めて、水中ポンプで上げて、そのテラピアのいるプールのほうに流していたので、魚は大丈夫かなと思っていました。最近、2、3日前にちょうど熊日の方が場所を知りたいというところで、じゃあ連れて行きましょうかということで連れて行きました。そこを見たら全然なくなっているのですよね、私自身もびっくりしたところです。ただ、連れて行ったところだけなんですけれども、中尾地区の方がおられてですね、いろんなことを言われて私もびっくりしたんですけれども、何もなく、周りに的には今时期的に田植えとか行われていますよね。その水が中尾から芹原、鯛の田と繋いで私は西里の端のほうの下城の近いところに住んでいますけれども、うちはどうにか水を上げて田植えは終わったんですけど、もう1箇所の方は水はパイプで2本とも上げていますけれども、なかなか水が摂れなくて田植えが終わらない状態にあります。本当、水はこんなふうになって、気候の変動もあります。そして聞くところによると地下水も鯛の田地区の方は1メートル以上地下水も下がっている。杖立地区もそれ以上下がっているとは聞きました。それで、水が枯渇した原因というのは、私的にも気象状況であったり、いろんなこともあるし、そこはいろんなはっきりしたことはないんですけれども、熱田神宮というのは1250年ぐらい、いまから840年ぐらい前にあそこは熱田神宮としてしっかり祀られ、前には水神様、後ろには神社がしっかり置いてありますので、水はどなたも分かっているとは思いますが、大事な水は大切にしていかないとですね、これから先もずっと困るのは、たぶんこの段階で身を持って皆さん感じていると思うんですよね。やっぱり一番管理されているのは、中尾地区の方ですので、やっぱりそこの方が一番動いていらっしゃる。そして町の政策課も動いています。見えないところで動いているのですけど、周りには伝わってませんよね。そこ辺のところ、何か町としての今の現状をお伝えできるだけいいので、何かありましたらお願いしたいと思います。

政策課長（佐々木忠生君） お答えいたします。

熱田神宮の水が枯渇状態であるのは、5月13日に中尾組のほうから連絡がありました。その後、ちよくちよく町のほうも確認に伺っております。最近は全部の池というか、底にしか水がないというような状況を確認をしております。ただ、その水を利用して水稻を行っている中尾組の農家の方で、水稻の作付ができていないというような状況も確認をしております。

熱田神宮の湧水については、水質調査等の結果にもよりますけれども、ほぼ天水というか雨水由来の水源であるというようなことが推定されております。また、神宮近隣で地熱発電用の生産井の掘削を二重に事業者が行っているというような状況もございます。減水の要因と推測できるものは、湧水が先ほど申した雨水由来の季節の変動の大きい水源で、例年冬場に水位が下がっており、今年の冬も雪が少なく、4月5月も例年より雨量が少ない状況ということですね。これは小国町全体でも水が少ないという状況が見受けられております。

また、先ほど申しましたけれども、神宮近隣で2事業者が地熱発電の生産井を試削しております。またその他にも造成工事や水井戸の掘削なども見受けられております。何分にも地中のことなので原因を特定することはできていないというような状況でございます。先ほど申しました水稻の作付の部分につきましては、原因の特定をするのに調査に要する日数や費用等のこともあり、早急な原因の特定は難しいというような状況でございます。

しかし、水稻の植え付けができない状況は早急に対応が必要であり、現在中尾組の方々へは、地熱発電の事業者それから町でいかに水を確保するのかを協議を進めております。現在、地熱発電事業者の協力により、上流の沢からパイプを敷設しまして水を確保して、なんとか順次水稻の植え付けを行っているというような状況でございます。

3番（穴見まち子君） はい、そうですね。やっぱり、田植えができないというのが農家の方は一番心配しているところだと思います。私は岳の湯地区に秋の稲刈りは行くのですけれども、やっぱり3年前の地震がありました。そのときの地殻変動で田んぼの中で普通水がない所から出ていたところもありました。たぶん、その地殻変動も少しは影響があるかなと思ってはおります。だから、掘るだけではなくて、これからいろんな方が掘られるときがあると思いますけれども、十分にやっぱり水の大切さ、地元の方の水を使っているところは、しっかり考えてもらって、いろんな事業には先ほど町長が言われましたように、ゆっくり考えてですね。やっぱりそこには水神様があたり神様がおりますので、差し障りのないようにしっかりした考えを持ってやっていただきたいし、やっぱり同じ中尾地区でも上のほうのところは岳の湯地区と一緒に基盤整備がきれいに整備ができています。そこは十分に水があります。そのあと下のほうの中尾地区の途中まではできているけれども、それから下が基盤整備ができていないので基盤整備をしたときにもう少し水路を確保しないと、このような水がないことが起こることは想定できなかったかもしれないけれど、やっぱり田植えの時期とか水を下のほうに流す水路とかをもう少し行政が考えてやれば、田のほうは少しは水場はできたかなんか思っているところはあります。大変ですけど、やっぱり水というのは農家の方が田植えをするので、一番大事な水が上からは流れてきますけれども私の家も農家ですけども、足りない分は川からポンプを使って上げていますが、それでもこのような天気るときはまだまだ植えていない方がたくさんおられます。こんなときに、やっぱり中尾地区は水の管理をし、その地域の方は熱田神宮を管理していますので、周りの方はとても気になると思います。しかし、この前、業者の方と行政、それから中尾地区の方の話し合いがあったと思いますので、先ほどの話ぐらいで何か話すことはないでしょうか。先日、中尾地区の方が行政の方と中尾地区の方で話し合いをするというような感じを聞いたんですけれども、やっぱり解決策というのは水路のパイプを引くぐらいの話で終わったのでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 先程来から穴見議員のお気持ち、すごくよく分かります。水に対しての気持ち等々は非常に大事であるというふうに思っておりますし、熱田神宮に関しましても私も現地を

何回も確認いたしました。そして5月7日に初登庁してから、政策課のほうともお話しをずっとほぼ毎日のようにさせていただいております。ということは、私がさせていただいているように、政策課は逆に言うと毎日動いているということでございまして、なかなか目に見えないところで動いていることに、穴見議員言われるように、ちょっともどかしいところがあるかもしれません。しかしながら、水の問題等々は非常にナイーブなところも含んでおりますので、そのナイーブなところも含めて進めさせていただきたいという点では、間違いなく行政は動きを止めることはありませんので、そこをぜひ信じていただいて、行政としても民間とそれから業者と行政と一緒に話を進めさせていただきたいというふうに思います。なかなか、先ほども言いましたように、見えてこない部分がありますのでもどかしいでしょうけど、ぜひとも御理解をいただきたいと思います。

3番（穴見まち子君） 周りの方は、やっぱり今町長が言われたように行政は動いているのだけでも、動いていないんじゃないかとしっかり言われるので、やっぱりそこは動いているということが伝えられてよかったかなと思っております。

これからもしっかりと行政は地元の方と話して動いて、なかなかスムーズにはいかないと思いますが、十分協議をしてこれからの町のSDGsですか、それも関連してきますので、先ほどの町長の言葉にあったとおり、じっくりゆっくりと行動していってほしいと思っております。これで終わります。

議長（松崎俊一君） 予定しておりました4人の一般質問が終わりました。これで本日の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。明日の12日水曜日は4名、西田直美議員、児玉智博議員、大塚英博議員、時松昭弘議員の一般質問を予定しております。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れ様でした。

(午後2時38分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（2番）

署名議員（8番）

第 3 日

令和元年第2回小国町議会定例会会議録

(第 3 日)

1. 招集年月日 令和元年 6月12日(水)

1. 招集の場所 おぐに町民センター 3階 301号室 議場

1. 開 会 令和元年 6月12日 午前10時00分

1. 閉 会 令和元年 6月12日 午後 2時35分

1. 応招議員

1番 時 松 昭 弘 君	2番 江 藤 理一郎 君
3番 穴 見 まち子 君	4番 久 野 達 也 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 大 塚 英 博 君
7番 西 田 直 美 君	8番 松 本 明 雄 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 松 崎 俊 一 君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 時 松 昭 弘 君	2番 江 藤 理一郎 君
3番 穴 見 まち子 君	4番 久 野 達 也 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 大 塚 英 博 君
7番 西 田 直 美 君	8番 松 本 明 雄 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 松 崎 俊 一 君

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

書 記 朝 日 さとみ 君

1. 欠席職員

議会事務局長 藤 木 一 也 君 会計管理室長 加 祥 一 恵 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 邊 誠 次 君	教 育 長 麻 生 廣 文 君
総 務 課 長 小 田 宣 義 君	教 委 事 務 局 長 石 原 誠 慈 君
政 策 課 長 佐 々 木 忠 生 君	産 業 課 長 木 下 勇 児 君
情 報 課 長 北 里 慎 治 君	税 務 課 長 橋 本 修 一 君
建 設 課 長 秋 吉 陽 三 君	住 民 課 長 時 松 洋 順 君
福 祉 課 長 生 田 敬 二 君	保 育 園 長 河 津 公 子 君

1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

なし

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。

別紙議事日程のとおり

議事の経過 (r. 1. 6. 12)

議長（松崎俊一君） 皆さま、おはようございます。

昨日の一般質問でも水の枯渇の問題提起があったように思いますが、小国地方でも水不足により田植えができていないところがあるようです。憂慮すべきことと思います。今年の冬に雪が少なかったこと、空梅雨なのかまだ梅雨入りをしていないことなど、いくつかの要因があるように思います。深刻な問題であると感じております。

さて、本日は6月定例本会議3日目でございます。

議員各位並びに執行部とも、しっかりとした論戦を期待いたします。

ただいま出席議員は10人であります。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

議長（松崎俊一君） 日程第1、「一般質問」。

本日は一般質問2日目となっていますので、直ちに質問に入ります。なお、本日の質問者は、西田直美議員、児玉智博議員、大塚英博議員、時松昭弘議員となっています。よろしくお願いいたします。

本日最初の質問者、西田直美議員、登壇をお願いいたします。

7番（西田直美君） おはようございます。7番、西田直美です。

本日、初めての一般質問をさせていただきます。初めてで不慣れなことがございますので、勉強不足とか思い違い、勘違いをしているところなどありましたら、ぜひ、御指摘いただきますようお願い申し上げます。

まず最初に渡邊町長に、これは確認なのですが、私はこの度はじめて町議で席をいただきました。何分不慣れなのと、今までこちらの席で考えてきた一般町民としてしか考えてこなかったものですから、町民の代表の一人ということになりますと、私は町民の皆さんと一緒にやるんだという気持ちです。町長も今度新しく町長になりました。それから役場の職員の皆さんも、全て町民のため小国町のためという共通の意識のもとに、私たちはこの場に立っていると思うのですが、そういう認識でよろしいでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 西田議員、おっしゃるとおりの私の見解でございます。私も議員時代2期8年間務めさせていただきましたけれども、町長になりましてもその気持ちは変わることはございません。しっかりと町民目線を大事にしながら、みんなと一緒にあって町民のために奉仕をさせていただきたいと思っております。

以上です。

7番（西田直美君） ありがとうございます。力強いお言葉で、ぜひ皆さんと力を合わせて小国の

ために頑張っていきたいと思います。

今日の質問ですが、まず第一に「町情報の発信について」ということで、情報課にお話しを伺いたいと思います。町民の方々が、町の情報を得るといのはどういう方法があるかという、まず広報おぐに、それからケーブルテレビのおぐにチャンネル、通称おぐチャンですね、それからエフエム小国、それから町内放送があります。朝晩の町内放送、それともう一つは町のインターネットのホームページ。大体これが主な情報源になるかと思います。

それで広報おぐにについて、ちょっと気になることがありますので、お伺いいたします。これが広報おぐにの5月号、先月号になります。私もいくつかのよその広報をチェックしたのですが、小国の広報というのは毎月、月の半ばに始まって翌月の半ばということになっているのですが、よそを見ると必ず1日から月末までというのがどこもなっているんですね。これは何か理由があつてこういうふうになっているのでしょうか。

情報課長（北里慎治君） おはようございます。今の御質問に答えさせていただきたいと思います。

「広報おぐに」つきましては、長年、部長を経由いたしまして、配付するようにしております。それによりまして、各行政部長に配付する日にちとしましては、役場から10日に発送という形になりまして、それから組長、それから各世帯に配付していただくというような流れになっておりますので、そういった形でお手元に届く日にちが大体15日前後になろうかというふうに思っておりますので、長年そういった慣例がありましたことで、そういった日付でお出ししているというふうに思っております。

7番（西田直美君） これは部長経由、組内に入っている方達を対象としてということであつて、現在組内に入っていない方とかも、結構私もそのうちの一人なのですが、そういう方達が手元に入るといのも、やはり郵便局に行ったり役場でもらったりとかという形でないと手に入らないのですが、それで日にちを変えるという予定自体は今のところないということでしょうか。

情報課長（北里慎治君） 一応、昔から小国町は納税組合がありまして、行政部長という組織がありまして、そこにたくさん住民の方が入っていただいたという経緯があつてからの流れというふうに思っております。議員がおっしゃるとおり、最近、近年はその組にも入っていないという方もいらっしゃいます。そういった方に対しまして、情報課としましては御希望があれば郵送という形を取らせていただいております。今のところ町内で10名、町外者で3名という方が御希望がありましたので、情報課で郵送という形になっております。

その他につきましては、各町内の団体といいますか会社、銀行とかですね、あとゆうステーション、公立病院、郵便局、社協、そしてスーパーではフレインとマルミヤ、こういった所にも協力いただきまして、町内では13箇所、そういった少し多めの部数を置かせていただいているという状況でございます。

以上です。

7番（西田直美君） ありがとうございます。できれば、見る側としては読む側としては、月初はじまりの月末のほうが計画的にも分かり易いのではないかなと思いますので、できれば御検討いただきたいなと思います。

その次に伺いたいのは、各記事についてなんですけれども、この1年間ほど広報を読ませていただいておりますが、レイアウトとか配分ですね、記事の内容配分というものがあまり変わった様子が見られないと思います。正直申しまして、森林組合とかが毎号1ページとかかかっているんですけれども、木材価格というのが必ず載っているんですね。木材価格が必要な人が果たして町民の中にどれぐらいいらっしゃるか。本当に木材価格が必要な人は、もうすでに森林組合に入っているような方ではないのかなというのが、私の個人的な感想です。

それから公立病院ニュースとかいうのもかなり入って、先生の御紹介とかもあるのですが、例えば今の季節であれば虫刺されになるような時期なので、こういうふうに応急処置したほうがいいですよみたいな、イラスト入りの町民の方が分かり易い情報を得られればいいかなというふうに思います。なのでこういう記事の内容を検討する方、書かれている方というのはどういう方たちがいらっしゃるのでしょうか。

情報課長（北里慎治君） 議員おっしゃられますとおり、森林組合、消防署、小国警察署、高校、そういったところにはそれぞれ町のほうに広報に出させてほしいという依頼がございますので、毎月それを出させていただいているということでございます。

町といたしましては、各課に広報委員というのを置いておりまして、その方たちから各課でいろんな情報、広報に出すべき情報があればそこで集約していただいて、情報課のほうに上げていただくと。流れとしましては、情報課のほうで編集いたしまして、そして編集したものを印刷会社に委託するというような流れになっております。当然、月によってはいろいろページ数が多くなったり情報が多くなったり、また少なくなったりということがあると思いますが、基本16ページというふうに考えておりまして、16ページで収まるときは収まる。そして17ページ、8ページになったときはその分をちょっと増やすという。ページですが2ページ単位になりますけど、そういうふうを増やしていくというような状況で、柔軟な対応をしていくということでございます。

以上です。

7番（西田直美君） それで発行予算というのが、これ表と裏表紙はカラー刷りになっていますが、中は全部白黒ですね。これは予算というのはどれぐらいかかっている、もしこれを中のほうも例えば面白い記事とかあったときにカラーのほうがアピールするんじゃないかというふうに思うのですが、それを全部カラー刷りとかにすると予算がよほどたくさん掛るようになるのでしょうか。

情報課長（北里慎治君） ちなみに今年度の予算は202万4千円というふうに計上させていただいておりましたが、2、3年前の話ですが正式に見積もったわけではないのですが、業者と話したときはオールカラーなら大体倍ぐらいになるよというふうに話は聞いたと聞いております。

各市町村の広報が、うちも送りますけれども先方からも来るようになっていますが、確かにうちのようなやり方をしているのは隣の町とかですね、大体少なくなってきております。中を少しカラーといいますか2色刷りといいますか、黒ではなくて少し水色系にしたりとかいろんな工夫をされている市町村は確かにございますので、オールカラーがいいのか少し変化を持たせるような色にするのかというのは、確かに議論していかなくてはいけないところだなというふうに思っております。本年度は一応こういうふうに進めていきますが、来年度以降の中でいろんなことを考えていきたいと思っております。

以上です。

7番（西田直美君） 「広報おぐに」は、やはり紙媒体のもので、高齢者の多い小国町にとっては1カ月ずっと手元に置いて町の情報を知る大事な手段だと思っておりますので、役立つ情報を魅力的な紙面で町民の方にお届けしていただければと思っておりますので、ぜひ御検討のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、小国町のホームページについてお話しを伺いたいと思っております。これがパソコン画面に出てきます小国町のホームページのトップページになります。左側のほうにいろんな所から「人生のできごとから探す」とかいう検索の欄があります。右側のほうに申請書のダウンロードであるとか小国町観光、ふるさと納税、それからリンク先が書いてあって、真ん中のほうに最新情報、新着情報とか町からのお知らせがあるのですが、このホームページなんですかお伺いします。誰が見ること、誰がアクセスすることを主に対象として考えて作られているのでしょうか。

情報課長（北里慎治君） 町のホームページですので、小国町に興味がある方、小国町にいろんな思いがある方が対象と。要するに全ての方、小国に興味がある方は全てというふうに思っております。

7番（西田直美君） 私も「広報おぐに」が町民の方が主に見るものと考えれば、ホームページについていえば外部からのアクセスをメインにということを考えるのは当然のことかなとは思いますが。ただし、住民の方でも若い方とかは全部インターネットでダウンロードして、いろんなことを情報を得たいというのはありますので、町民向けそれから明確に外部からのアクセスに情報を与えるということは、分かり易くしなければいけないと思うのですが、残念ながら今の状況で非常に見づらいつ感じます。というのが、親切でないというか、外部からの方はここを見ろというのか、町民の方はまずここにアクセスしてみてください、そうしたら町民向けの情報はここから出ますよというふうに、ワンクリックで情報を町民向けとか外部からのアクセス向けというふうに分けられれば良いと思うんですよね。ページを一旦そこに入れて。更新の頻度とかとい

うのもちょっと気になりますので、この辺のところを伺いたいのですが。更新の頻度の目安というのは、大体どれくらいにして、それから各記事のアップロードする担当はどなたがやっていまするのでしょうか。

情報課長（北里慎治君） まず更新のアップロードする担当といいますのも、先ほど広報と同じように各課にホームページの担当という形で決めさせていただいております。因みに平成30年度の更新件数というのは165件更新しております。簡単にできるものにつきましては、その担当ですぐにできるというふうになっております。そして、このホームページの更新の担当の職員についての研修というのも、年度当初に毎年行っているところでございます。

あとホームページの中の例えば画像を載せるとか、少し大掛かりなことになってきますと、専門の業者に委託するというような形になりますが、なるべく時間を掛けないようにその辺は更新していくということになっております。先ほど議員がおっしゃられましたとおり、町外者町内の方というふうに分けては見たときはありませんが、暮らしの画面がありますので、そこにクリックすれば各課の情報というのは見ていけるというふうにはなっております。そこは少し、検討課題になるのかなというふうには思っております。

以上です。

7番（西田直美君） 思ったのがですね町民向けで「目的からさがす」とか「窓口からさがす」とあるんですけども、ではここの「窓口からさがす」で例えば「政策課」をクリックしてみます。ここって何をやるんだろうなと思ってクリックすると、「主な業務内容」というのが出てきます。政策課の主な業務内容というものが出てきて、そこには「まちづくり係総合計画まち・ひと・しごと総合戦略地域公共交通」、などと書いてあるのですが、そこをクリックしてもそれ以上の説明は出て来ないので、一般の方がそれを見たときに果たしてこれは何ぞやと。内容は「ああ、こういうことをやるんだな」ということを分かるのは難しいと思います。それは内部の方でお仕事をいつもやってらっしゃる方であれば、このことはここに行けばいいしとか、業者の方でそれを知っている方であればいいのですが、一般の方がそれを知ろうと思うのではこの情報は余りにも少なすぎると思います。ぜひ、この辺のところの説明を町民の方がどなたが見ても分かるような紙面づくり、画面づくりにしていただければと思います。

あと更新なのですが、去年平成30年に165件更新があったということだったんですけども、びっくりしたのがやはり「イベントカレンダー」とここにあるんですね。イベント何があるんだろうと思ってクリックしました。そしたら、今年の1月から6月までイベント欄は空欄です。何もなかったです。それから、ここにリンクの先とかで薬味野菜の里もあります。「薬味野菜の里」をクリックします。そうすると、去年の10月のオープニングイベントの案内のみです。それ以上一切更新されておられません。薬味野菜の里なんて外部から来た方にせつかくあそこで小国の野菜を買っていただきたいと思って作っているところだから、来る前に皆さん、必ずよその方

は小国のホームページとかフェイスブックとかを必ずチェックして来ます。そこに情報が入って
いなければ、何のためにあるのやらになってしまいますので、ぜひともこの辺は更新を再々度々
できるようにしていただきたいと思います。実際にはフェイスブックのページがあれば、そこで
今日採った野菜の写真をそのまま上げることはできるはずなんですね。だから、そういうこと
もやっていただきたいと思います。「SDGs 未来都市、環境モデル都市」というのが、ここを
クリックします。SDGs は今小国が力を入れていることなので、ここに関しての情報はありま
す。環境モデル都市に関してもちよっとありました。でも、その下のバイオマスであるとか地熱
であるとかというのは、「ただいま準備中です」というのが、私はもう何カ月も前から見ており
ますが、ただいま準備中のままです。ということは、この欄はないほうがいいくらいです。いつ
まで経ってもやらないんだとなると、ないほうがいいくらいのことではないかと思いたるので、
それだったら一旦消しておくほうが、まだ見る方にとっては親切だと思います。がっかりさせな
いだけで、良いのではないかなと思いますので、ぜひその辺も考えていただければと思います。

最後に質問を伺いますが、お金をかけずに工夫してリニューアルすればいいことだと思います
ので、画像のアップロードもそれほど難しいことではないのではないかなと思いますし、今年 I
CT の地域おこしの方が来られているということなので、そういうところで研修などもやって、
ホームページのリニューアルをする予定というのはありますでしょうか。

情報課長（北里慎治君） 今現在のホームページにつきましては、平成 27 年ですかね、3 年前に
新たにリニューアルして作成した分でございます。そして、その業者につきましては、それは法
の改正がありまして、できるだけ簡単に操作ができるようにという法律ができて、それに合
せて作成できた。そして、委託した業者につきましては、県内で今現在 10 市町村が同じような
画面を使っているホームページを作成しているということになります。それによって、統一的なも
のになってきますので、コストが下がって来るといような効果もあります。年間委託料につ
きましては、予算組みもしていますから 10 万円ほど毎月毎月その業者には入っております。今回、
そういったふうな大掛かりなものではなかったんですが、そういった画像を入れる。実はホーム
の第 1 ページを開けますと、柴三郎博士の決定という画面が出てきます。それもこの 4 月以降に
入れたのですが、それも委託料の中に入っているといような流れですので、要するにホームペ
ージにつきましては、その委託費の中で全て管理されているというふうには思っております。

例えば、法が変わりまして大きな変更をしなくてはいけないとかなってきたときは、関係市町
村もありますので、事前に連絡をいただいてそれを予算化していくといようなことになります
ので、当面このままでいくこと。あとは議員がおっしゃいますとおり、内容をかなり充実させて
いかなくてはいけないなといようなふうには思っています。

以上です。

町長（渡邊誠次君） 情報提供をありがとうございます。

私としましては、そのホームページは内容、職員でアップロードできる内容に関しては充実がさらにできるように、間違いなく今からしていただきたいと思います。まずは、各課で担当されていると思いますので、そこで話をしてもらって、今後は先ほどから言われるようにそんなに難しい方法でアップロードするわけではないと思います。情報として新しい情報をたくさん出せるように、私のほうも指導していきたいと思います。

7番（西田直美君） よろしくお願いいいたします。

続きまして、教育委員会のほうにお話しを伺いたいと思います。故郷に帰りまして、2012年から2015年まで小国高校、そして2016年から先日2月末まで3年間小国中学校で英語を教えておりました。今までにない経験ですね、学校の中にいることで、それまでの自分が学生だった立場、それから子どもを育てたときに保護者として学校と関わったときの立場、そして今度は学校の職員室の中から教師として見たときの立場というのを、3つを経験させていただきました。大変貴重な経験だったと思います。そして、それぞれの思い、子ども達のためにという思いはみんな同じなんですけれども、その保護者と教育委員会と学校とそれから地域社会と、みんなが力を合わせて子どものためにということなのですが、なかなかこのコミュニケーションが上手くいっていないところがいろいろあるな。なかなか話ができないところがあったり、話をしてもそれが通じなかったりということがああるなと思って、考えさせられることがたくさんありました。それで、今日は少しその辺のところをうかがいたいと思います。

こちらは平成30年度の小国中学校の学校経営案の中にあります教育委員会の努力目標です。これに「小国型教育」すなわち、小学校と中学校が一貫した小中一貫教育ですね。小国型教育の推進とあって、「1.英会話化、2.小国学総合的な学習の時間、3.基礎基本の定着、確かな学力の向上を中核に据えた、小国型教育を推進するため、小国町教育研究会の活性化を図り、チーム小国の教育を充実する。」とありました。また、「学校運営協議会コミュニティースクールの効果的運営を図り、児童生徒の教育活動に対し町民上げての支援体制を確立する。」ともあります。ただ、保護者の方も地域の住民の方も、こういう言葉を先ほどの役場の中の業務ではないのですが、あまり知られていない、お馴染みでない言葉とか内容というのが多いと思いますので、まずお伺いします。小国町教育研究会と学校運営協議会コミュニティースクールについて、簡単に御説明ください。

教育長（麻生廣文君） はい、お答えいたします。今議員がおっしゃいますように、地域であったり家庭であったり、学校、教育委員会、それぞれの機能のもとに町の教育がしっかり向かっていくといいなという思いでございます。今聞き慣れた部分でございますけれども、まずチーム小国の教育という点を御紹介いたします。これは私が赴任いたしましたときに、小中学校別々の教育研究会がございましたので、小中一貫ということで本町内でも進めておりますので、研究会も小中一貫したものがないのではないかなというようなところで、一緒にできるところについては一

緒に進めていただきたいと思います。平成29年度から立ち上げたものでございます。今年度は8回ほど、年間に30数回校内研修あるいは職員会議等があるかと思いますが、その中で年間8回程度は小中一緒のチーム小国の教育で進められる部分があるかなと思っております。

内容的には、昨年度まで6部門でございましたけれども、今年度は心に関わる部分、それから学力に関わる部分、それから健康体力増進に関わる部分の、「知・徳・体」の3つに再編いたしました。小中高校の先生方が同じ共通理解をもって進めていこうということで、今取り組んでいるところでございます。いずれにしましても、知・徳・体バランスのとれた子ども達を育てていきたいというところで、小中学校で一緒になって取り組めるところはないかなというようなところで、小学校1年生から9年生までを見通した中でのカリキュラムであったり、あるいは子ども達にどういう配慮をしていこうとか、こういう内容を指導していこうといったような部分で、今取り組んでいるところでございます。

2点目がございました。学校運営協議会というのがございます。これは年間に5回ほど行っております。内容につきましては教育委員会が学校や地域の実情に応じて学校運営協議会を置く学校指定ということでございます。小国の場合は小中学校1校ずつでございますので、もともとこの学校運営協議会は小学校と中学校に置きました。ただ、これまた先ほどの小中一貫ではございませんが、この学校運営協議会を小中学校一緒のほうが取り組みが充実するのではないかなというようなところで、合同のものを現在進めております。参加者につきましては、学識の経験者であったり、あるいは大字協議会の6地区からの部長、代表の方だとか老人会であったり婦人会であったり商工会であったり、学校のPTA関係、学校の校長教頭あるいは職員、あるいは事務局員といったようなところで構成しております。学校の活性化というものをしっかり狙ったものでございますけれども、内容としましては年度当初に学校が1年間の基本方針等を説明すると、それに対して意見交換をする。2回目は例えば最近の教育課題といいますか、学力に関するものであったり、いじめ・不登校に関する事など、学校生活全般に関わるような内容で非常に課題になっている部分についての話し合い。それから第3回目が小中学校を視察していただく。第4回目が11月ごろになりますけれども、職員体制だとかそれからこういう人が小中学校に学校の先生として赴任してもらえるとありがたいなとかいったような部分での人事に関する事など。それから最後に第5回として、進路に関するようなもの、あるいは学校評価に関するようなものを行っております。

以上です。

7番（西田直美君） その中に、確かな学力の向上、基礎基本の定着というところがありますけれども、具体的にどのような学力の向上の方法を取られているのかというのを、簡単に御説明いただけますでしょうか。

教育長（麻生廣文君） まず、学力の向上といいますのは、議員がおっしゃいます平成30年度の

成果ですね、それと今年度の課題というような点で考えております。実際に1月9日に総合教育会議というのを行いまして、これは町長、総務課長あるいは教育委員、それから事務局員が参加して平成30年度の総括を私のほうで申し上げて、それをもとに今年度のこういった点に力を入れていこうということをお互いに協議をする。併せて、予算が反映できるというようなものもございまして、1月にして3月議会にかけているというような部分でございます。例えば、ちょっと離れますが、昨年度であれば空調機器といいますかエアコン等の話もそこでさせていただいて、3月議会で認めていただいたというような部分がございます。

学力のほうに戻ります。実際に昨年度の全国学力調査、あるいは県の学力調査等で国語のAB、それから算数のAB、これは例えば小学校でございますが、国語のほうはやや下とほぼ同程度、それから算数のABはやや下というのが出ております。それから、県の学力調査では国が10観点中10で県平均を上回っているところがございますが、算数のほうが若干下回っている部分ございました。

それから中学校で全学長関係では、国語ABは両方とも少し又はかなり上回っているところがございます。それから数学のABがAがやや下まわりBがやや上回ると。理科は全国あるいは県、かなり上回ったところがあります。それから県の学力調査、中学校でございますが、7年生はちょっと小学校でございましたが、8年生9年生をみますと国語がほぼ県並み、社会・数学・理科・英語が県を上回っております。9年生は国語・社会・数学で少し下回ると、理科・英語は県を大きく上回っております。これは学年差がございますので、毎年少しずつの変化はございますけれども、全体的に見まして少し小学校のほうでは特に算数ですか、このあたりがしっかり取り組んでいく必要があるなというようなことございましたので、校長等とも話し合いまして、小学校の研究はこれまで国語をずっと長いことやっておりました。ある程度の結果も出てきているなというようなところで、今年度については算数に向かうがいろいろというところで、共通理解を持ったところでございます。

それから中学校におきましては、各教科がそれぞれ担任の先生がいらっしゃいますので、それぞれの教科担任が教科の経営というものをどうするかということで、取り組んでいこうというふうにしているところでございます。

以上です。

7番（西田直美君） はい、ありがとうございます。

しっかり学力をつけていくというのは、本当に大切なことだと思いますので、ぜひよろしくお願いを申し上げます。

続きまして英語教育についてお伺いします。私自身が教えているのが英語が教科だったので、その辺についてお話しをさせていただきたいと思います。昨日、江藤議員の質問に対して答えられた際に、教育長が「平成21年から小国は特例校として小学校でも英会話をやってきた」とい

うふうにおっしゃっています。小国の子ども達は本当にその点は恵まれていると思います。たくさんのお金を使ってくださって、予算を使ってくださって勉強の機会を与えてもらえるということは、実際に高校のときにいろいろ問題はあるんですけども、高校で教えた際に、読めない書けない、英語が苦手という子が非常に多かったのですが、それでも耳は良かったんです。リスニングで取るんです。英検があるのですけれども、英検でリスニングがいいので、ライティングは悪くても合格というのが今までは多かったのですが、2年前から、もう1年半前からですが、英検の団体もそういうのはいけないということになって、今まではライティングが悪くてもリスニングで取ったら埋め合わせとして合格していたんですね。ところが1年半前から英検のほうで、それはまずいだろうと。偏ったものはいけないということになったので、今度はどちらもある程度の水準に達していないとアンバランスでトータルの点数では合格はしないというふうになりました。なので要するに、読む・聞く・書く・話すこれ全部の4つのスキルがバランスが取れていないといけないということです。逆をいえば、この間の新聞に載っておりましたが、今度から大学入試のときのリスニングの点数がぐっと上がってきます。一生懸命お勉強だけをやっ書いてきたことだけをやってきた子にとっては、今度は耳を鍛えていないといけない。要するにバランスの問題だと思います。

そこでお伺いいたします。小中学校一貫で、今英語教育をやっていらっしゃるんですが、年間予算としては英語教育にどの程度を使っているのでしょうか。

教育委員会事務局長（石原誠慈君） 今、予算についての御質問なんですが、小中学校英会話関連の予算ですね。当初予算で上げさせていただきまして、もう決議をさせていただいているのですが、全体で525万円です。その内訳としましては、小学校が326万円、それと中学校が156万8千円です。それとその他に夏休みの小中合同の学習会とか放課後英会話教室等もやっておりますので、その予算としまして42万2千円です。トータルが先ほど申しました全体525万円ということになります。

以上です。

7番（西田直美君） 小学校の予算が326万円、それに対して中学校がその半額以下、156万8千円ということなんですが、来年4月から小学校5年生からも英語が教科になります。年間70時間というのが教科になり、それを通知表にもつくということにはなるので、今小学校が非常に大変な時期に来ているのだろうということは十分に拝察できますが、そもそも中学校で英語の時間というが、これは教科です。今のところ小国中学校でいくと教諭が一人、臨採の教師が一人、それから英会話の非常勤講師日本人講師が1名、3名体制でやっております。英会話の非常勤講師、これはこの間までの私の立場だったんですが、これは県の給与体系の分になりますので、1時間いくらという、1コマいくらという計算になります。それに対してALT委託料ですね、これが326万円というのはかなりの、しかも小学校にだけしか来ていないというのはどういう理

由になるのか、ちょっと教えてください。

教育委員会事務局長（石原誠慈君） 今議員のほうからありました小学校については、委託をして英会話教室のほうを指導していただいております。授業数といいますか、小学校の場合は週5日ですかね、月曜日から金曜日まで、時間的に朝8時半から午後1時半までということで時間数は小学校についてはまた学年も6学年ありますので、その時間数の割合が違うというところがございます。

7番（西田直美君） それはちょっとおかしいかなと思うのですが、去年までだと火曜日から火水木の午前中しか来れないということで、ALTは火水木だけしか来ていなかったですね。5年生6年生のが入るからということで、その準備とかがあるというので、多分去年は増えたかなとは思うのですが、この金額自体は3年前に私が知ったときもほぼ変わらない金額だったと思います。なので、時間コマ数で増えたというわけではなくて、ずっとこの金額がきてたのではないかと思うんですね。今年6万円増えたというのは、たぶん去年私が放課後英会話をお断りしたので、放課後英会話が必要ないと思ったのでお断りしたのですが、まだ続けられたのでその分だけが増えたのかなとかちょっと思ったりはしているのですが、金額は金額で構わないのですが、やはり中学生に外国人の先生が来るというのは、ある意味当たり前だと思っているんですね。最初の3年のうちの1年目は私は外国人と一緒にやりました、ALTと。ところが、外国人であれば誰でも英語を教えられるというわけではありません。本当であれば、ESLとかTソールとかいう資格を持っている、要するに母国語が英語でない人に英語を教えるためのスキルを持った人が教えるのが望ましい、というのがあるのですが、それもちっと私は1年半ほど前に御提案させていただいたことがありましたが、それもちっと何も話がなかったもので、しょうがないかなと思っているのですが、少なくともその辺の見直しとか、毎年この先生、このALTはこれだけのことをやって、この子たちがこれだけの上達をしたということのフィードバックであるとか、いわゆる評価イバリュエーションというのをやらないと、マンネリ化しただけの中では上達をしていかないと思うのです。それをぜひ、何かいろいろ検討していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

教育長（麻生廣文君） 今の件につきましては、議員がおっしゃるとおりだと思っております。実は昨年、そうした話が来ておまして、担当のほうともしっかり話し合いをしたりして、いろいろな方面で探したり、いろんなこともやっているところではございますけれども、残念ながらまだ今のところ外国人の方に中学校にという部分については、できていない部分もございます。そんな中で、ただこれまで議員の立場に代わる人でもというようなところで、今年度はそれもぎりぎりになりまして何とか見つかったというようなところがございます。引き続き、どうした形が一番望ましいか、あるいは子ども達に一番返るかというようなところで考えて、人材の確保等につきましても今後とも力を注いでいきたいなと思っております。大変、ありがとうございます。

7番（西田直美君） よろしくお願ひいたします。

それから、英語に関して最後にもう1つだけお伺ひしたいと思います。

今現在、中学校と高校で年に1回、子ども達は全員英検を無料で受けさせていただけるようになっております。これは子ども達にとっては、とてもラッキーなことだと思います。何千円かする受験料を町のほうで持っていただけるということは、大変ありがたいことなんです。ところが問題があって、これは何が問題かという、受けたい子に無料で受けさせていただけるのは、大変ありがたいです。ところが何でもそうですが、得手不得手があります。英語が大嫌い、苦手という子もいます。私は高校とか中学でも、英検のときに試験官として入ります。そうすると英語の苦手な子というのは、もう試験を受けること自体をしたいとは思っていません。ところが全員受けなければいけないというふうになっているので、受けます。まず名前を書いて、「はい、始めます」と言ったときに、全部マークシート方式なので全部マークシートに丸をチェックします。寝ます。これが現実です。これにお金を使っているのです。町の税金を使っているのです。これは必要ないと私は思うのです。だから受けたい子にはぜひ、受けさせてあげてください。でもです、受けたくない子に。学校の先生たちも大変なんです。その子たちを何とかして受けさせてあげたいとは思っているのです。9年生、中学校の3年生になっても中1レベルの英検を受けることに果たして意味があるのかどうかです。それで、頑張れるっていうのであればいいのですが、なかなかそういうふうにしたような効果が出ているとは私は自分の経験から思えないので、ぜひ、これについても検討をしていただきたいと思いますと思うのですが、いかがでしょうか。

教育長（麻生廣文君） 英会話化につきましては、町の教育行政の一つの大きなポイントとして取り組んでおります。今、議員がおっしゃいますように、子ども達のなかには非常に苦手にしていくような子どももいるということはお聞きしております。しかしながら、一番最初にやはり私たちはこの英会話化というものは、先ほど町の一つのポイントなんだという話をいたしましたように、大きな施策の一つだと考えておりますので、子どもなりあるいは保護者あたりとの連絡などをしっかり取りながら、意識改革もしていく必要があるかなとは思っているところです。そうしたうえで、どうしてもという子どもについては、またそれなりの配慮をして参りたいと思っております。

まずは、何とか頑張る子どもを育てたいというのが、それはベースにしたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。その上で配慮すべき子どもについては考えていきたいなと思っております。

それから、結果といいますか議員はもうご存知かもしれませんが、小学校5年生がブロンズというものを受けております。これが大体昨年度90%、全国85%の正答率のなかで90%を小国小学校は切っております。6年生がシルバーの獲得、この平均正答率が全国80%に対して81%といったところで、これはほとんどの学校が受けるのではございませんで、英語と

か英会話に取り組んでいる学校の子も達が受けるということでございますので、この80以上というのは非常に大変な数字であるということをご申添えます。

それから中学校で9年生の英語検定の3級合格者、昨年度が59.5というふうに12月末に中学校から報告を受けております。文科省の数値目標が50%を掲げておりますので、それはここ数年クリアもしておりますし、ここ6、7年かけて30%程度からずっと現在60%近くまで上がってきている。非常に伸びてきているところでございます。関係の先生方、学校には非常に感謝申し上げるところでございます。先日、県教委からもどうして小国のほう、頑張っておられるのですかというようなことの間い合わせもございました。こうして町をあげて英語検定等を補助をいただいているという話でいたしましたら、それは素晴らしいと。小学生からもやっているのですかということで、小国町をその点では評価をいただいたところでございます。ちなみに、今年度は9年生分につきましては、県のほうでも補助していただくというような部分がございますので、ありがたいなと思っておりますのでございます。蛇足ながら、付け加えさせていただきました。

7番（西田直美君） とても大事なことだと思いますし、そうやって評価させることもいいことだと思います。ただし、学校だけでその子たちの英検の合格をしているわけではないということも、御承知おきください。小国は塾があって、塾に行っている子たちが一生懸命やっております。塾で力を入れて英検を受けさせておりますので、何箇所かありますが、そちらのほうで一生懸命英検を受けるということで頑張っている子ども達がいて、その子たちが合格しているのがその中には入っております。なので、そこら辺は絶対に必要です。なので、その辺のところも御承知おきいただければと思います。

最後の質問になりますが、教育委員会に指導員と教育委員がいらっしゃいます。この間の本会議のときにも新しい教育委員の方を選任いたしましたけれども、一般の保護者の方たち、小学校中学校の保護者の方たち、保育園幼稚園の方たちも含めてでいいと思うのですけれども、なかなか馴染みがないと思うんですね。その方たちがどういうことをなさっていて、自分たちとどういう関わりがあるのか。自分の子どもたち、もしくは自分たちとどういう関わりがあるのかということを知らない方が多いと思いますので、指導員と教育委員のそれぞれの役割について御説明いただけますでしょうか。

教育長（麻生廣文君） まず、指導員でございますが、教育委員会の事務分掌というので御説明いたしますと、学校評価に関すること、中高連携に関すること、それから教育課程特例校に関すること、小国町教育研究会に関すること、コミュニティースクール、学校運営協議会ですね、関すること、それから学校訪問に関すること、教育関係職員の研修に関すること、地域教材の開発に関することというようなことで、ひとつ大きく申しますと、学校でする行事以外で教育委員会で持っております例えばサマーフォローアップスクールだとか、あるいは寺子屋だとか、こうした

部分あたりは教育指導員がやっておりますし、それから学校の先生方の特に若手教師あたりの指導力の向上に係る部分、それからこの2年ほどは小国の歴史遺産資料集というのを、今作成しておりますけれども、そちらにかなりな時間を費やして、北里柴三郎の内容等を一生懸命まとめているところでございます。

それからもう一つの教育委員さん方でございますけれども、これは地方教育行政の組織及び運営に関する法律というものがございます。私たちは地教法と言いますが、この中に19項目に渡って教育委員会の職務と申しますか、仕事が入れられております。それは事務局が実際にいたしますので、その最高責任者は私だと思っております。このチェック機能を果たすのが教育委員でございます。実際には年に10回程度の教育委員会会議を行います。その協議が中心になりますし、そのほか先ほど申し上げました総合教育会議、あるいは学校訪問、それから教職員の就任式とか退任式、あるいは入学式、卒業式への参加などがあります。その月1回程度の教育委員会では議会に上程します予算案だとか補正予算とかこういう部分については、上程する前に教育委員会のほうで審議をするということになっております。そういうことで、例えば就学援助だとかあるいは奨学金とかですね、そういうことについてもお集まりいただいて協議をお願いしているかと思っております。また、郡内とか県内の研修会等にも参加して互いに資質を高めようということに取り組んでいるところでございます。よく教育委員会事務局とそれから地域学校あたりがなかなかスムーズにいかない部分につきましては、教育委員等が非常に地域に近いところもございしますので、いろんな点で悩みなどを相談していただいている部分もあるかと思っております。いろんな情報も集まるところがありますので、感謝しているところでございます。

以上です。

7番（西田直美君） 時間がなくなりましたので、私のほうから申し上げておしまいにしたいと思います。指導員ということは私のほうでも余り馴染みがなくて、3年間いるうちの前任の指導員の先生は毎週、中学校のほうに来られて子ども達の授業を参観し、職員室に来て私たちと話をし、情報交換をやったりとかいうことをやっていらっしゃったのですが、現在の指導員の先生は学校にお見えになることはないのです、なかなか教員たちの思いであるとかそういうものをなかなか出す場所がない。学校の先生たちは一生懸命頑張っているのですが、管理職に言うのとまた教育委員会のほうに言うのとでは違うと思うんですね。そちらのほうで何かいろんなことを相談できる場所があればいいかなとは私は思っているのです。教育委員の方々についてももちろん小国の方ですので、保護者の方たちは学校の先生には言いにくいけど、地元の人だからよく知っている人だから相談ができるというようなこともあるかと思えます。教育委員の方もごく一部の人しか知らないというのがあるので、ぜひ、この方たちにももっと学校のほうに足を運んでいただいて、学校というのは小中学校毎月1回学校公開日があるんです。誰も来ません。誰も来なくて子どもを見なくてどうしますかという気がするのですが、残念ながら誰もいらっしゃらないので、見て

いただけないんですね。ぜひ、月1回の学校公開日に学校に、もちろんいろんな方皆さん、議員の皆さんたちにも来ていただきたい。保護者の方たちもPTAの会合で授業参観だけに来るというのではなくて、いつでも行って子供たちを見てあげてください。そうしたら見れば言えることもたくさんあると思います。話をしなければ分からないこともたくさんあると思いますので、ぜひとも意思の疎通、コミュニケーションを取るということをいろんなところでやっていただければと思います。これは釈迦に説法みたいなことでおこがましい話ですが、みんなで育てる小国の子ども達です。小国町全体、地域社会の中に保護者も教育委員会も学校もあります。みんなが力を合わせないと子ども達の教育ができないと思いますので、ぜひ皆さんでこれができるようにしたいと思います。皆さんの御協力もお願いいたします。いろいろ、御意見も伺いたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

終わります。

議長（松崎俊一君） ここで暫時休憩をいたします。このあとの会議を11時15分から行います。

（午前11時01分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時15分）

議長（松崎俊一君） 次の質問者は児玉智博議員です。児玉智博議員、登壇をお願いします。

5番（児玉智博君） 日本共産党の児玉智博です。

今回は渡邊町長が就任されて、私の最初の質問の機会となりますので、最初にそもそも論から聞いて参りたいと思います。

まずは、日本国憲法について町長の考えをお聞きします。日本国憲法は我が国の最高法規であり、基本的人権の尊重、国民主権や平和主義などを規定して、この憲法に違反する法律などは効力を有しないことになっております。そして憲法第99条では「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う」として、憲法擁護義務が規定をされております。この条項にあるその他の公務員には、町長やもちろん私たち地方議員もそうですが役場職員も、つまりここにいる全員が含まれると思いますが、町長の認識を伺います。

町長（渡邊誠次君） 憲法第99条の規定の解釈の部分というふうに答えをさせていただきます。

先ほど上位法の関係は児玉議員言われましたけれども、法律は国が国民に守ってもらうべきルールを定めたものでございます。また、憲法は国民が国に守ってもらうべきルールを定めたものであると簡単に解釈をさせていただきました。憲法は国家権力を制限するための規範でございまして、国民の行為規範ではない、との解釈させていただいております。この条文が私に適応されるかどうか、議員の質問においては私の理解力不足で真意がどこにあるのかは分かりませんが、またこの条文に義務として政治的責任というものを今回憲法上の問題と混同するコメントは

差し控えたいというふうに思っております。

以上、解釈と答弁といたします。

5番（児玉智博君） この「その他の公務員」というふうになっておりますので、その他の公務員、公務員全てなんだと思うんですよね。ですから、もちろん私たちも特別職の公務員。町長ももちろん特別職の公務員ですので、当然、この憲法擁護義務が含まれると思うのですが、コメントを差し控えるということでしたので、さらに次に入りたいと思います。

日本国憲法は前文と11の章、全103条で構成されております。どれも一つ一つは大事なものでありますが、最も遵守しなければならない条項はどれだと思われるでしょうか。もちろん、正解があるわけではありませんので、町長がこれを大事にして町政に臨むというお考えをお聞かせ願えればと思います。

町長（渡邊誠次君） そこも、なかなか真意が難しいところではありますけれども、先ほど言われましたように特徴がある条文としては国民主権、それから基本的人権の尊重、平和主義、本当に大事であるものがたくさんございますが、前文から始まりまして103条まで、やはり私には全部重要であるとしか考えることはできませんが、憲法改正等々の話もあつたりしますので、人間の心理としましては、普遍的なものはあるというふうには私は思いますけれども、憲法改正ということの観点に関しましては時流ということもありますので、どのように答えていいかわかりませんが先ほどの答えといたしましては、やはり私には全て重要であるというふうにはしか思いません。

以上です。

5番（児玉智博君） 別にその憲法改正のことをここで議論しようと思っているわけではありませぬので、あまり難しく考えられなくていいと思いますけど。もちろん、どれも全てが大事だということでありました。それで、日本国憲法の第13条では、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」として、個人の尊重、個人の尊厳ともいいますが、それと幸福追求権及び公共の福祉について規定をし、第1条、第12条とともに人権保障の基本原則を定めております。

また、日本国憲法の根底には個人の尊厳の理念があるとされ、日本国憲法の三大原理である基本的人権の尊重、国民主権、平和主義も個人の尊厳を根拠としています。ですから、小国町においても、ぜひ、町民一人一人が個人として尊重される、町民一人一人が大切にされる町政、まちづくりを進めていただきたいと思いますというふうには思いますが、いかがでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 当然、昨日のどなたかの答弁かは覚えておりませんが、私も町民が主役であるというふうには思っております。町民、主役を支えるために私脇役として頑張っていきたいというふうには思っております。

5 番（児玉智博君） さて、憲法の第 8 章では地方自治を位置付けております。その第 9 2 条では、地方自治の本旨の確保で地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定めるとなっており、ここでいう法律の主たるものが地方自治法であります。地方自治法の第 1 条の 2 は、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」と定めておりますが、この規定をどのように解釈されるでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 地方公共団体の役割について、明記をしてあるというふうに思っております。自治体の役割は国や他の地方自治体との役割分担の調整、議会による自治体の運営方針の決定、各種税金の確認や督促、まちづくりの推進、そして社会福祉の提供など非常に多岐に渡ります。地方自治体には、そこに属する全ての地域や人に対しまして、これらの様々な行政サービスを提供する義務があるということがございます。住民生活に対するサポートは様々がございますけれども、地方自治体の一番の存在意義としましては、そこに住む人々の生活を支えるということだというふうに、私は感じております。

5 番（児玉智博君） ぜひ、その立場を貫いて 4 年間頑張っていたきたいというふうに思います。

それでは、国民健康保険について質問をいたします。4 月の町議会議員選挙で私は国保税、介護保険の負担軽減を訴えて 3 期目の議会に送り出させていただきました。前回 2015 年の選挙での得票を上回る 500 人以上の御指示を得て、この場に送っていただいたわけではありますが、選挙期間中はたくさんの方から直接、間接的に「国保税が高すぎる。何とか軽くしてほしい」という反応が寄せられました。私は今回の選挙結果というのは、もちろんこの黒淵という地域から立候補した候補者が私一人だったということもありますけれども、この 4 年間で前回と比べても町民の暮らしが本当に厳しくなっており、だからこそ私が掲げた政策により多くの方が共感されたのではないかと感じております。

事実、平成 29 年度の監査意見書にも示しておりますとおり、国保税の現年度収納率は 91.3%で、9%が収入未済となっております。これは全国的な傾向ではありますが、小国町の国保世帯は非常に低所得世帯が多くなっております。約 1 千 4 0 0 世帯のうち、7 割近くは所得 1 0 0 万円未満であります。滞納も所得が低くなるほど増えてきて、ほぼ所得 3 0 0 万円未満の世帯であります。それも 65%は所得 1 0 0 万円未満の世帯であります。所得の少ない人ほど滞納に陥っているわけです。この実態に前の北里町長も滞納の理由の一つに国保税が高いといいますか、そういった部分もあるというのは認識をしておりますと。国保税が払えないくらい高くて滞納を招いていることを認めざるを得なかったわけです。

そこで渡邊町長に伺いたいのが、昨日から渡邊町政は北里町政を受け継ぐとおっしゃってますけれども、この北里前町長の認識も受け継がれるでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 私といたしましても、北里前町長の町政のやり方というのは非常に参考にさ

せていただきます。ただ、全てスライドさせて自分として進めていこうというふうには思っておりません。今まで守ってこられたもの、守っていかなければならないものは当然のごとく同じように守っていきますけれども、変えていかなければいけないものも必ずあると思いますので、その部分では変えさせていただきたいと思っております。

5番（児玉智博君） それでは、この滞納の理由には全く国保税が高いという問題はないということでしょうか。そういう認識なんですか。

町長（渡邊誠次君） 先ほどから申しますように、100、0の話は基本的にないと思っております。どちらが高すぎる、どちらが安すぎるという話は正直、聞いたことはありません。ただし、私の場合は生活をしていく上での保険税の支出に程度の差はあるかもしれません。軽減措置等いろいろあるとは思いますが、負担感を感じられている方がおられるという認識は正直あります。ただし、それが全町民にあるかどうかは別の話でございますので、そこらあたりも含めまして割合の問題、それから公的な負担、それから医療費の抑制等とも当然しなければいけませんけれども、やはり現時点では国保税のことにしましては先日答えといたしまして、今回は引き上げをしないと。引き下げもしません。引き上げもしませんというような形をお願いをしましたけれども、次回にしましては私はいろいろと色々な意見を聞きながら考えて参りたいと思っております。

以上です。

5番（児玉智博君） 何か奥歯に物がつつかえた感じですね、答弁なんですけれども、でも結局この国保税が高すぎるために滞納に陥っている人はいないんだと。その否定はできなかったのではないかと思います。否定されるのですか、笑ってますけど。

町長（渡邊誠次君） 先ほどから申しますように、100、0の話はないと思っております。

以上です。

5番（児玉智博君） だから、否定できないわけなんですよ。国保加入者の一人当たりの平均保険税は政府の試算でも、中小企業の労働者が加入する協会けんぽの1.3倍、大企業の労働者が加入する組合けんぽの1.7倍という水準であります。

例えば、東京23区に住む給与年収400万円の4人世帯が協会けんぽに加入した場合、保険料の本人負担分は19.8万円ですが、同じ年収、家族構成の世帯が国保加入だと保険料は年42.6万円、実に2倍以上の格差が生じておりますが、町長はこの国保税が他の被保険者保険と比べても保険税負担が高額ということは御存知でしょうか。

町長（渡邊誠次君） 負担率が一番高くなっているというのは、資料からも見てとれるところだとは思いますが。

5番（児玉智博君） 具体的に小国町の事例を挙げて聞いていきたいと思っております。

昨年、小国町では全国4番目の増税率で国保税が値上げされ、世帯所得300万円で資産割額

1万6千円の40代夫婦と子ども2人の4人家族の場合、国保税の年額は51万9千40円となりました。この家族が役場職員だったらどうか。同じ所得で健康保険料は20万1千64円と国保の半額以下であります。中小企業の会社員が加入する協会けんぽでも給与所得300万円の場合、健康保険料の本人負担額は27万8千円程度であります。さらに言えば、小国町長の年間給与総額は1千168万1千600円で、共済費の医療保険分の個人負担は年57万2千860円ですが、所得300万円の世帯が町長並みの保険税を支払わなければならない場合が、当たり前にあるというのが今のこの小国町国保であると思います。このため、全国知事会、全国市長会、全国町村会なども国保の定率国庫負担の増額を政府に要望し続けており、2014年には公費を1兆円投入して、協会けんぽ並み負担率にすることを政府与党に求めているほどであります。

それで、国の責任としては当然、知事会などが求めているとおりでであると思うのですが、私は町も保険者として国保と協会けんぽや公務員共済との明らかな格差を縮小していく責任はあると思いますが、認識をお示してください。

町長（渡邊誠次君） 格差を縮めるということは望ましいことだというふうに思っております。保険料率自体は町のほうで定めておりますので、できる部分では努力をしていくべきだというふうに考えています。

5番（児玉智博君） 率直な答弁をいただいたと思います。

それで、私もこの間、議員になってこの国保税の問題を繰り返しこの場で取り上げてきたわけなのですが、やはりどうも執行部との間での認識の差があるなと感じるのが、要するにこの制度を維持していかなければならない。財政を維持していかなければならないという話になりがちではないかなと思うんですよね。これが、まさに連日テレビで伝えられております年金の問題。100歳まで生きるのにいくらかかるか計算したことがあるかというようなことも財務大臣が言いましたし、2千万円の赤字になりますよという話になってしまうのですが、政府は年金制度を維持していかなければならないという話になっていて、要するに制度を維持していてもそれに国民が頼れなくなったら、では制度が維持されただけで意味があるのかという話になると思うんですよね。国保も同じで、やっぱりこの制度を維持していくために際限なく保険税負担を上げていって、給付のほうは縮小をしていくのでは、やっぱり被保険者あるいは町民の国民健康保険制度に対する信頼というのが、揺らいでいくというふうに思うわけですよね。そして、被保険者の人たち、この小国町でどういう人たちが国保に加入しているかという、農家の方であったり、商工個人事業主の人たちとか、まさにこれは町を支える人たちなんですよね。それであまりにこの格差が埋まらないまま、国保税がどんどん高くなっていってしまえば、今の子どもたちが果たして農家に生まれて高い保険料を払って行って、農家を続けていくのか。個人事業主の家に生まれた子どもが高い保険料を払い続けて、親の跡を継ぐのか。やはり安心して継げませんよ。そうなれば、もうよそに行って就職していったほうがいいということになってしまっていて、やはりこの国

保の問題というのは町の地域社会の持続にも関わる問題ではないかと思います。ぜひ、それぐらい想像力を持って、この問題にも取り組んでいただきたいというふうに思います。

さて、続けますけれども、この国民健康保険が協会けんぽなどの被保者保険と比べて、著しく高くなる要因になっているのが、国民健康保険独自の均等割、平等割という算定方法です。これは小国町の場合は均等割だと4万3千500円、平等割で2万9千800円が係ることになります。均等割というのは、それがたとえ働いて稼ぐ人であろうが、働けないたとえ子どもであろうが赤ちゃんであろうが、生まれたらその分均等割が上乘せされるという制度になっております。やはり、私はこれから資産割について検討をされていくと思いますけれども、同時にこの均等割の部分に関しても本当に町が子育て支援とかやって、子どもの数を増やしていこうとやっているときに、子どもが一人増えれば4万3千500円払わなければならないと。これは私は矛盾を感じます。この見直しも同時にやっていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

福祉課長（生田敬二君） 町長のほうからも他保険制度との格差を縮めていくという答弁をさせていただいております。その中で、国の制度によるところが非常に多い、国の医療保険制度の設計自体によるところが多いということがございます。全国でどこの市町村国保もそうですけれども、法令の定められた範囲の中での運営ということになっています。今、お話のありました平等割、均等割、応益割ですけれども、その部分についてもそうございまして、例えば「無くす」という検討をすれば、その分の財政的な財源というのをどこかで確保する必要があるのではないかと考えております。その補填するような国の制度も今はございません。そういう補助金とか負担金もございませんので、数字的なことで申しますと未成年者の均等割を無くすとなれば、大体860万円ほどの保険税の不足額が出てくるということがございます。以上のことから、未成年者の均等割を無くしていこうという方向での検討というのは、現状ではございません。

以上でございます。

5番（児玉智博君） それでも、それではその資産割はどうかと。まだ無くすとは言っていないけれども、検討を始めるというふうに言っているわけでしょう。その資産割と均等割とどこか違うんですか。それで、均等割というのは確かに法律では取らなければならないというふうにはなっております。しかし、免除するということはできるんですよね。実際、今全国でこれ以前お伝えしましたけれども、9自治体が高校生ままでを対象に所得制限なしで第1子から減免をしているというところも出ております。また、無差別に減免しないで第2子とか第3子とか、そういった多子世帯に対して行う減免のやり方というのものもあるわけですよ。最初から「検討するつもりはありません」とか「やるつもりはありません」とかではなくて、やはり様々なやり方があるわけですから、やっぱりこれは小国町が今から先、持続可能な地域社会を作っていこうというふうに思うのであれば、私はこれは検討が必要だと思いますが、もう一度教えてください。

福祉課長（生田敬二君） 先ほどお答えしました資産割につきましては、税の算定方式になります

けれども、資産割のないという3方式への移行というのが県内各市町村も増えております。あと19市町村ほどが資産割が残っているというようなどころでの検討ということで申し上げたところでございます。

均等割につきましても、また全く検討しないとかそういうことではなくて、そういう意見がまた国保運営協議会という組織もございますので、その中でもテーブルの上にあげて話をしていくという形は取れるかと思っております。

町長（渡邊誠次君） 先ほど、福祉課長からも答弁がありましたとおりでございますが、現時点で考えてはいないということでございまして、これから検討をするかしないかというところは今答えたとおりでございます。先ほども言いましたように、できる限りの努力はしていかなければいけないと思っております。

ただ1点だけ、「持続可能な」ということを先ほどおっしゃいましたので、答えさせていただきましても、私は前々から小国町では自然の保全、それから経済の循環、そして次世代に繋げるというこの3仕組みの構造がなければ「持続可能な」ということはないと思いますので、やはり先ほどのお答えで言えば、住民の暮らし、それを守ることが多分自然に保全に繋がるような形だと、私は思います。そこで経済の循環というところが、私は財源だというふうに思っております。そして、そのあとの次世代に繋げていくと。その3仕組みの構造をしっかりと大事にしていきたいと思っておりますので、財源の問題と先ほどの国保税の問題、そこは慎重に考えさせていただきたいというふうに思っております。

5番（児玉智博君） 慎重に考えないといけないというのは当然のことなんですよね。やはりそれを財源という部分で、やっぱり無駄を省くこと、あるいは有利な交付税を持ってくるとかですね、やはりいろいろ工夫のしどころはあると思いますので、それも私も知恵を絞って御提案できる部分は御提案していきたいと思っておりますので、執行部におかれましてもぜひ検討は努力はされるということだと思っておりますので、今の答弁は、頑張ってくださいと思います。

それで、高齢化に伴い医療給付費が上がり続けているというのも、また事実であります。今後は健康づくりがこれまで以上に重要になってくると思います。福祉課におかれましても検診の受診年齢の引き下げなど、一層の努力を進めていただいているとは感じております。今年度からは新たに現役世代の歯科口腔検診を40歳から70歳まで10歳刻みの節目検診として行うということで、一昨日は補正予算も成立をいたしております。歯科口腔衛生については、口腔内の状態が全身に与える影響が大きいことが分かっており、糖尿病や脳梗塞、心筋梗塞などの生活習慣病の引き金にもなることから、私も前期は繰り返し実施を求めてきておりましたので、大きな前進が今年度あったと思います。予算審議では30歳も対象に加えるよう求めましたが、課長からは御検討いただけると答弁をいただきましたので、重ねて要望しておきたいと思っております。

さて、歯科口腔検診ですが、受診率を8%弱と予測しているということでしたので、今回の評

判であったり歯科医師の先生方の意見なども参考にしてということにはなるとは思いますけれども、次年度以降、この対象を拡大していくという、そういう可能性はあるでしょうか。

福祉課長（生田敬二君） 今回、はじめて町のほうで歯科口腔検診の助成という形で取り組まさせていただきます。今年度、節目年齢ということでの計画ということでございますが、今年度の受診状況、もちろんいろんな受診勧奨等をちょっと工夫する形で進めて参りたいと思っております。この間、ちょっと答弁もさせていただきましたが、特に若い方についてはなかなか受診率が低いということもございましたので、そこら辺工夫する形で少しでも多くの方に受けていただきたいというところで、進めていきたいと思っております。その状況を見まして、また来年度の予算には反映させていきたいというふうに思っております。

5番（児玉智博君） はい、分かりました。この分も、ぜひ、頑張ってくださいと思います。

一昨年、12月の厚生労働省における都道府県別の平均寿命の発表において、男性の平均寿命日本一となった滋賀県は県のホームページを見てみますと、その理由に喫煙者や多量飲酒をする人が少ないことと、学習・自己啓発をする人が多いこと、ボランティアをする人が多いことと並んで、スポーツをする人が多いことを挙げております。人口当たりのスポーツジムが日本一であることがメディアでも取り上げられておりました。筋肉量が減ると基礎代謝が悪くなり太りやすく、内臓脂肪も付きやすくなります。血液の循環も悪くなって生活習慣病のリスクが高まることが分かっております。ですから、この運動というのは、筋肉の量のある程度付けておくというのは、これもまた健康づくりにとって、健康寿命を伸ばすことにおいて重要なことなんですよ。それで小国町は小国町老健施設にトレーニング館というか、トレーニングマシンを備えておまして、平成29年度の利用実績は延べ1千225名だということでありまして。しかし、昨年の9月議会では6台あるうちの1台が故障したまま使えない状態で、長期に渡り放置されていることも明らかになりました。

北里前町長は「見積もりを取りまして、新しく購入するかを今後内部で検討させていただきたいというふうに思っております」と、このように答弁をされておりましたが、まずその後の状況を御報告ください。

福祉課長（生田敬二君） 今置いておりますパワーリハビリの機械でございますが、これ高齢者の介護予防、筋力トレーニングということで、平成12年の介護保険が創設された年ですけれども、全額補助という形で導入をされたものでございます。現在、指導員等から一定の指導を受けた方々が利用しているというものになります。利用実績につきましては、今議員が言われた人数ほどでございます。機器自体は非常にちょっと高額なものでございまして、今御指摘がありましたように老朽化も進んでおまして、維持管理、修理等のメンテナンスもなかなか困難になってきております。導入をした当時の業者というのは、今は存在しなくなっております。1台は今言われましたけれども、使用が危険というか、そのまま使うのは危ないということで使わないように

してありましたけれども、今はもう処分をして撤去をした状態でございます。町として具体的に今後、そこを拡充していこうという具体的な計画自体は今持っておりませんが、本来の目的でございます高齢者の介護予防の事業という形であれば、現在取り組んでおります「介護予防健診」「元気クラブ」「脳の健康教室」「ポールウォーキング教室」また「元気クラブのリーダー養成」とかですね、そういったところに力を入れていきたいというふうにも思っています。コストとか手間とかをかけて機械を使った介護予防ではなくて、自宅で筋力を維持させる運動であるとか、口腔機能の向上を目的とした体操などですね、そちらのほうを行うことによって、高齢者についてですけれども健康保持対策、また意識について全体的な身近にできるものを通して全体的な底上げというか、そういったところを図っていきたいというふうに考えております。

議員言われましたように、若い方も含めてということになれば、健康づくり、社会体育の意味合いも出てくるかもしれませんが、そういったところでの検討はまた必要なのかなというふうに思っております。

5番（児玉智博君） やはり、介護予防というふうになってくると、どうしてもその対象というのが、第1号被保険者となる65歳、高齢に入ってから話になっていきますけれども、やはりそれから始めるのではなくして、今言われたように社会体育の意味合いも出てきますけれども、やはりそれ以前から若い時からある程度の筋肉を付けておいて、それで高齢期になってもそれを維持していくことは非常に大事なことだと思いますし、今言われたのが、高齢期に入ったら筋力を維持していくということでした。それでですね、高齢期になったらそれ以上筋肉が付かないかという、そうでもなくてですね、この滋賀県を紹介したテレビ番組で拝見したのですが、高齢期になって脳梗塞で倒れたと。そしたらですね、やっぱりこれではいけないなということで、幸い治療が早くて後遺症もなかったということで、それから筋力トレーニングを始めたという女性も紹介をされておりました。その方ですね、本当に筋肉が若い人より付いているわけですよ。やっぱり、何歳になっても筋力というのは、何歳になってもというところちょっと語弊があるかもしれませんが、やはりまだ高齢期に入っても筋力を付けるということはできることでありますので、やはりそのことも考えて今後検討の必要があると言っていただきましたので、検討を進めていきたいということを申し添えておきたいと思っております。

そして、次に入ります。子どもの医療費助成について質問をいたします。昨年4月より助成対象が18歳までに拡大をされました。しかし給付方法は中学生までとは異なり、町内などの医療機関を受診した場合も一旦病院窓口での支払いが必要な償還払いと、高校生等への医療費助成はなっております。昨年9月議会で課長は、乳幼児児童医療費同様に町内と南小国、阿蘇市を中心にして調剤薬局も含めていますので、18機関で現物給付の取り扱いをしたいということで、今準備を進めているところでございますというふうに述べていらっしゃいましたけれども、現在の高校生等への医療費助成の給付方法をお聞かせください。

福祉課長（生田敬二君） おっしゃるとおり、昨年の議会の中でも御質問がありました他の子ども関係の医療費一部負担金の助成制度も含めて、受給者証等の発行など管理体制を整えて今年度中に実施したいということでお答えをしております。現時点では、まだ実施はできておりませんが、先日、本会議で可決をいただきました補正予算の中で関連するシステム等に係る予算をいただきましたので、今後導入作業・データ移行等を行いまして、12月に乳幼児から小中学生も含め、高校生等まで新しい受給者証を発行する予定としております。同時に、高校生については小国郷内を中心とした医療機関、調剤薬局等との打ち合わせであるとか契約が必要になって参ります。システム自体の本格稼働というのは、来年の4月からを予定してございますけれども、高校生等についてのデータ等の処理については優先的に行いまして、年明けの1月を目標に高校生等の医療費一部負担金について、これ入院外、調剤分についてでございますけれども、一部負担金の現物給付化を実施したいと考えております。

5番（児玉智博君） 入院外ということでしたので、入院外と言われましたかね。ちょっと私の聞き間違いかな。お願いします。

福祉課長（生田敬二君） すみません。入院外、外来分ということでございます。

5番（児玉智博君） その外来に限る理由は何ですか。

福祉課長（生田敬二君） 入院になりますと、1カ月の医療費、入院費というのが対象になって参りますけれども、そこには国保でいう「高額療養費」が出て参ります。他の医療制度というか共済組合になりますと給付する分の金額が変わって参りますので、そこら辺の計算もできません。今、国保においては限度額認定書を出しているところでございますけれども、そういった医療費の調整ができないものですから、外来に限るということでさせていただいております。

5番（児玉智博君） それでしたら、そういう事務の煩雑さ等を防ぐために一昨日の補正予算でシステムの更新改修、入れ替えですね、の費用が出たと思うのですが、でしたら来年の4月に本格的にこのシステムに切り替わりましたら、そこは改善されるのでしょうか。

福祉課長（生田敬二君） 入院に関しましては、今言ったようなところの給付も別にあるところがございます。制度によって差はあるかもしれませんが、レセプトの請求があつて、例えば共済組合であれば後日の給付というような形になりますので、なかなかそのかかって入院退院するときに窓口で支払いという、そこで反映されるということはなかなか難しいかと思っております。

5番（児玉智博君） 次の質問にもかかってくるのですけれども、中学生以下の子ども、乳幼児、児童生徒の医療費は、さっき言いましたように18の機関で現物給付となっております。その他の地域では償還払いですね、一旦窓口で親御さんが病院代を一部負担、3割を払う方法になっていて、3カ月くらい後に払い戻されております。このその他の地域で償還払いとなっていることで一番の問題は、私はその入院だと思うんですよね。毎年数十件、50件近くある入院で7割から9割は熊本市圏の大きな病院というふうに入院実績はなっております。1人当たりの自己負担

額は4万円前後です。高額になった場合は、10万円を越えます。これはやはり解消していくべき問題だというふうに思うんですね。北里前町長も、「他にやっていないと、小国町が第1号になってもという思いから、かなり前向きな検討をしております」と9月議会で答弁をされておりました。そこで渡邊町長は、このことについていかがお考えでしょうか。

また、課長はさっき言ったそのシステムの改良なんですけれども、9月議会でこのように答えていますよね。「システムの改良改修等を念頭に置いて、国保連合会や支払基金、またほかの保険者等とも協議を行いながら検討は今後も進めていきたいというふうに思っているところでございます」と述べられております。それで、私は今回の1号補正では、そのシステム改修費の補正予算が成立しておりますので、この現物給付は実現するものと考えているわけなんですけれども、違いますか。

福祉課長（生田敬二君） 今18機関、小国郷を中心とした医療機関、調剤薬局の18機関で行っておりますのは、高校生を除く子ども医療費の、それもちょっと入院については除外をしております。外来についてでございます。今回システムを入れましたことで、昨年の9月議会のときに、いくつかの課題があるということで、私、申し上げております。いろんな受給者情報の整理等ができますと、そこら辺クリアできる部分ももちろんございます。ただ、他に障壁というかちょっと課題というところが、手数料の問題であるとか国保会計上の問題ですけれども、かかりやすくなるというようなところかと思っておりますけれども、特別調整交付金の減額の対象になったりもするということもございます。

それと、これまでの受診状況を見ておりますと、これも外来についてですけれども、大体8割の方が今の体制での現物給付を利用されているということでございます。件数によるとですね。そういったこともございますので、一定の現状でもかなりの利便性の向上に繋がっているとも考えております。今の状況、高校生にも拡大して参りますけれども、そこを定着させていくこと、あわせて御質問いただいている県内の医療機関での現物給付化、県内の全保険医療機関での現物給付化についても、いくつかの課題等がございますけれども、今後の支給状況とかも全体的に勘案しながら引き続きの検討を続けていきたいというふうに思っております。

5番（児玉智博君） 外来診療の場合は、言われたように8割が調剤薬局も入れて18の機関なんですけれども、やはり問題は入院なんですよ。それで、やはり計算すると7割から9割弱だと思うんですけど、毎年大きな病院に入院をされていると。公立病院というのは、ほとんど入院実績というのはいないわけですよ。それで、何でかという、やっぱりそういう病気で入院したことに対応できる体制が阿蘇地域で確立されていないから、どうしてもそっちのほうに転院をしてしまうと。紹介状を持って行くケースが多いから、そうなるというふうに思うんですね。そこで、やはりシステム更新もされましたけれども、そこは国保連等に支払の委託という方法等もありますので、そこも含めて今後も入院についても現物給付ができないか、引き続き御検討をいただき

たいと思いますが、いかがでしょうか。

福祉課長（生田敬二君） 保険制度によって違いますけれども、国保の場合であれば福祉課の窓口で、入院の場合ですね、限度額認定書というのを発行しています。これは共済組合とか協会けんぽの場合も同じかと思っています。その限度額については、所得の階層で低くなる方もかなりおられるということがございます。入院についてということで、具体的な検討はしておりませんが、そういうお話しを伺いましたので、入院についてもできるできないは別としての検討材料にはさせていただきますかと思っております。

5番（児玉智博君） 引き続き御検討をお願いします。

次に移ります。「内部統制について」ということで通告をいたしておりますけれども、第31次地方制度調査会は2016年自治体事務処理の適正さを確保することを目的として、人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスの在り方に関する答申に、自治体への内部統制制度の導入が必要であるという旨を盛り込んでおります。今後、大規模自治体はこれに沿って内部統制を導入していくことになっております。そもそも地方自治体に内部統制制度を導入すべきだとなったきっかけは、会計検査員の調査によって、自治体の不適正な財務会計上の処理が行われていることが発覚し、自治体が非難を受けることになったのが契機になったと言われております。

自治体における内部統制とは、事務処理の適正さを確保するために、それを阻害するリスク要因を洗い出して評価し、あるいは発生時の対応策も示して、実際の事務において作動させると共にモニタリングを常時行うというものであります。私は小国町でも内部統制を導入するべきだと思うのですが、具体的に事務処理のミスが発生をし町民に御迷惑をお掛けしている事例が、毎年とは言いませんがまま発生しており、それが耳に入ってくるわけです。例えば、2016年10月には町民の方が請求をして発行された税関係の証明書で、その請求された方と別の方、第三者の方の証明書を発行して手渡してしまうというミスが発生しております。また今年度の軽自動車税の通知書では、口座引き落としの方の用紙の裏側に車種によって、四輪車や農耕車や原付とか、そういうものの税額の一覧が印刷されたものが送られてきているわけなんですけども、その裏書が以前の税額のものを書いたものを発送してしまい、後日新しい税額に改めたものを再び郵送し直すという事態も発生しております。今回はたまたま税務関係の事例だけを挙げましたが、これ以外にも私に入っていないだけで、いくつもこうしたミスはあるのかもしれない。やはり、実際にこういうことが頻繁に起こっているわけですから、内部統制というものをきちんと作り上げて、こういうミスが発生しないように対応していくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 先ほどの内部統制とはということも御説明をいただいたと思います。ですので、私からは基本的なところは話さないでもいいかなというふうには思いますけれども、内部

統制はやはり限界が、私はあると思います。適切に構築すれば、先ほども100、0の話をさせてもらいましたが、0になるとは限らないです。ただ、できるだけ努力はしたいというのは、たぶんここにいる職員全員思っていると思います。ミスは防がなければいけません。ただし、ギッチリガッチリとした内部統制というような形で4つの目的が達成されている、またそれを達成するために6つの基本的な要素から構築されるというところでございますが、この仕組みを導入するために、ざっくりな話をさせてもらいますと100円のものを作るのに500円かけて作るような体制が、果たして小国町で可能なのかも含めて、可能であれば実施したいというふうに思っておりますが、かなり難しいのではないかなと思います。ただ、ミスを失くしていくというのは実際、大事なことでございますので、できる限りそちらは努力したいと思います。

5番（児玉智博君） 導入しないというふうに言われましたけれども、もちろん導入して作ったらですよ、それをきちんと守っていく努力を日常的にしていかなければ、それはまたミスも発生しますよ。作っただけでは本当に絵に描いた餅で、全く意味がありません。導入しなければ、ではどうなんだというふうになると思うんですよ。今さっき挙げた例えを言いましても、それは証明書の請求があったと。請求があって、その人がきちんと、名前が全然違う人ですから、名前を見て請求用紙と見比べて渡せば、もちろんそれは防げるわけですから、本当にしっかりしなさいよという話になるわけですけども、ただそれが要するに役場は組織でしょう。組織としてミスを出さないように努力しなければならないと思うんですよ。だから、人間も365日24時間、元気はつらつなわけではないですから、やっぱり風邪をひいて調子が悪いときもあるだろうし、時期によっては残業が続いて疲れてぼんやりしてしまう時だってあるわけですから、その個人でカバーできないところを組織としてカバーするために作っていくのが、内部統制ではないかと私は思っております。だから、例えば内部統制ってどうするかというと、やっぱり複数の目で確認をすることを決めていけばいいと思うんですよ。納税書類にしてみても、いつまでも以前のデータを大事に大事にとっておくから、こういうことになるわけですよ。税額の改定があったのであれば、改定があった時にそれを上書きするとか、そういうデータを消していけば後になって間違っただけのデータが印字されることはないわけですから、そういうことを何も金をかけてやる必要はないと思います。自分たちでお金のかからない方法で作っていけば、できないことはないと思います。加えて言えば、そういう内部統制のようなものを作っておけば、人事異動があったときの引き継ぎもスムーズに行うことができると思うのですが、何かそういうお金のかからないやり方等検討していく考えもないんですか。

町長（渡邊誠次君） 「内部統制のようなもの」という形で今言われましたけれども、「ようなもの」であれば、もうたぶん努力していると思います。もちろん、一人で全ての業務を見ているわけではございませんけれども、決裁も私のところまで5、6人、7人ぐらいの目を届いてきておりますし、また実際先ほど書類のミスということで、発送のミスだったりというものも過去あり

ました。そのように私も聞いております。ただ、そういうことがないようにその都度その都度、その課内、また私のところまで話が上がってきているわけですから、厳重に注意をするようにもちろん「内部統制のような」形では努力はさせていただいておりますけれども、それでもミスがあるといったのが現状でございますので、そのミスができるだけないように職員含めて話を進めて参りたいというふうには思っております。ただ、先ほど言われましたように内部統制という形になりますとコスト面、それから人間の数を含めてその作業、どこまでという部分がありますので、ミスがない努力はさせてもらいますけれども、内部統制のようなものはしっかりと進めて参りたいというふうに思います。

5番（児玉智博君） だからですね、たぶん私が言う内部統制のようなものというのはちょっと語弊があったかもしれませんが、そういう「内部統制的なもの」と町長が言う「内部統制のようなもの」というのは、たぶん一緒じゃないんじゃないかなというふうに思います。だからですね、それがあるといっても、あつてミスが発生してきているなら、それが不十分ということではないですか。それでですね、私がこの例に挙げた2つというのは、まだ渡邊町長が就任する前の話ですね。5月に入ってから就任されましたので約1カ月ぐらいしか経っていないのに、もうすでにそういうミスの報告が上がってきて、注意をされているということでしたので、やはりミスが発生する頻度があまりにも高いのではないかとこのように思っています。ですから、組織としてミスを発生しない。個人でどうしてもカバーできない部分を組織としてカバーをしていくと。その対応もしっかりとマニュアル化をして、無駄な予算を使ったり、あるいは町民の方に迷惑を掛けるようなことがないようにしていただきたいとこのように思います。

それで、そういう証明書を他の人に渡してしまうなんていうのは、これ重大な個人情報保護法違反ではないですか。幸いこの方に聞いたところ、そういう年収が分かるものとかそういうものではなかったということなので、これは不幸中の幸いだと思いますけど、やはり証明書が第三者の手に渡るということは、いずれは重大な個人情報の流出にも繋がりがかねないものですので、ぜひ、もうちょっと重大さというものを考えていただきたいということを申し上げまして、質問を終わります。

議長（松崎俊一君） それではここで午前の会議を終了し、休憩といたします。午後の会議は1時15分から行います。

（午後0時13分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時15分）

議長（松崎俊一君） 次の質問者は大塚英博議員でございます。大塚英博議員、登壇をお願いします。

6番（大塚英博君） 6番、大塚英博です。令和元年になって、そしてまたこの町民センターがで

きての初めての一般質問になります。そういうなかで大変緊張しております。

今回も3つのテーマに分けて質問をして参ります。まず1つ目のテーマは「ゆけむり茶屋の現状について」、それから2つ目は「地域交通の再編について」、3つ目においては「介護支援」特に在宅介護の支援について、それぞれ質問して参ります。

まず、最初のテーマのゆけむり茶屋の質問でございますけれども、正式名称は「小国町総合交流促進センター」岳の湯にあります。ここの施設の最初の目的というのは地域外の交流、そして特産品の販売、それと同時に憩の場の提供ということが目的でありました。最初は町の施設として運営しておりましたが、途中において指定管理者になって現在に至っているわけでございます。そのなかで、去年12月31日まではやっていたんですけども、現状においてはただ入湯のみの提供になっているかと思えます。その辺のところの経緯やそういうものについて、情報課長のほうから説明をお願いいたします。

特にまた1つ問題なのは、今度新しく町長になられていますし、今度、情報課長の方も以前の問題でございますので、非常に難しい突っ込んだ質問はできないかと思えますけれども、一般的な質問として受けていただきたいと思えます。

情報課長（北里慎治君） 今、議員御指摘のとおり、今は入湯のみという形になっております。この経緯といたしましては、昨年12月末をもちまして従業員の2名が退職されたということで、直ちに採用募集をいたしましたけれども、結局は希望がなかったということでございます。そして、2月下旬には、もう一人事務を担当していた方も辞められるということになりまして、この3人でレストランの中を一緒にやっただくということでございますが、結局、あとの補充が効かなかったために、レストランの運営ができないということになりまして、そのときは1回閉館という形でレストラン、浴場、物販の部分を全部を閉館という形になっております。ここの施設につきましては、わいた温泉組合に指定管理をしておりますので、指定管理の組合長等々そして担当の方とも話を進めており、今でも随時進めているところでございますが、人員の確保があって4月20日からは温泉のみ営業を始めております。そして、レストラン部分また物販部分につきましては、協議を今現在しているところでございますが、メニューの改編というのも考えているようでございまして、8月を目途にオープンさせていただきという申し入れは来ております。私どもとしましても、非常に長い期間の休みになってきますので、確かに温泉のみは開いておりますが、やはり施設がある以上、何とか早目に取り掛かってくれないかという申し入れはしております。そして、その後随時と申しますか、定期的には連絡を取るように、進捗状況を聞くようにはしております。

以上でございます。

6番（大塚英博君） 今、長時間、そういうふうな状況に追い込まれているという中で、最初の指定管理者の選定というなかでの審査というなかでは、まず条件としては「設置目的を達成するこ

と、それと同時にそれに対しての「従業員の確保ができること」というものが明記されております。特にここは公の施設でございます。いろんな所から観光客、いろんな方たちが利用する一つの窓口であります。この窓口の中が全く今の状態で放置されるということに對しましては、私たち議員はもちろんのこと、小国町民の方たちもそうですけれども、やっぱり外に對する立場というものが考えられます。今さっき言われましたようにわいた温泉組合の指定管理というなかで、従業員の確保ができなかったということに對しましては、やっぱり問題は従業員がまず今までのなかでずっと営業が黒字のなかでやってきたと思います。こういう問題、1つも起こっていなかった問題でございまして、このところに対して早い段階でそういうふうなものをアピールしていたのではないかなど。それに対しての対応というものが非常に遅れていた。その原因において、最後にここまで追い込まれたのではないかなどというふうに、私自身考えております。この責任というものというよりも、これは全体として考えなければいけない問題と一つ考えております。今、北里柴三郎の影響でたくさんの来訪者がいるし、特に鍋ヶ滝、そして同時にゆけむり茶屋という3つを繋いだ小国町の観光として成り立っているこのゆけむり茶屋。私は早急にこれに對しては早い段階で今の体制を、というよりも早くゆけむり茶屋の再開に向けていくべきだと考えます。ぜひ、その点についてもう一度、ゆけむり茶屋の指定管理者の方たちと話しながら、従業員がいなければ、なんとか町は公の施設としての管理というなかでは、放ってはおけない部分であるかと思しますので、その点については全面的に協力しながら再開をお願いしたいと思っておりますが、いかがですか。

情報課長（北里慎治君） 運営等々につきましては、指定管理をしている以上、その指定管理者に任せるといふふうには思っておりますが、もし理由が従業員の方の採用が来ないというようなことでありましたら、私どもも当然、おぐちゃんと言いますか求人募集を今こういう状況ですからどなたか、というようなことも出していきたく思いますし、当然協力できるところは協力していきたいというふうに思っております。その辺の努力は私どもも一緒になって取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

6番（大塚英博君） その点については、本当によろしくお願いを申し上げます。

続きまして、2つ目の質問に移らせていただきます。地域交通の再編ということでございます。これから将来を見据えた中で、地域交通にはスクールバスであったり路線バスであったり、そして乗合タクシーであったり、これから考えられる介護タクシー福祉タクシーも出てくるかもしれません。高齢化社会に突入し人口減少していく中で、今の交通というものがそのまま継続していけるかどうか。予算としましては、スクールバスの委託費が大体4千450万円ぐらい。そして同時に乗合タクシーに對しては今年度は1千700万円という予算を組んでおります。そして路線バスに對しては3千万円近くの金額が入っております。そういうトータル的なお金というもの

の中で、最少の費用で最大の効果を上げるという新しい地域交通というものを、今の段階から体系づけていかなければならない。そういう中で、私は今の現在の乗合タクシーにおいては、高齢者、自動車免許を持たない方々、身障者、そういう方たちに対して、非常に利用が少ないのではないかなど、そういうふうに危惧いたしますし、またその地域によってどれだけの需用、どれだけのニーズがあるのか。そしてこれから観光としてよそから来る方たちに対して、どういうふうな交通体系が欲しいのか。こういうものを私はぜひ調査してもらいたい。そのためには、地域住民を対象にした返信用封筒を用いたアンケート調査、それに伴う住民に対する聞き取り調査、ヒアリング調査、観光客に対してどのようなことを望んでいるのかという、特に鍋ヶ滝の問題もございまして、ゆうステーションのところからいろんな所に路線バスが走っていますけれども、そういう問題もあります。観光客として、どういうふうなものが欲しいのかという聞き取り調査というものを私はぜひ進めていただきたい。そして、新たなニーズの発掘。小国町において、そのニーズの発掘。私は今政策的に言うと政策課である教育委員会である、そしてまたこれから先の会合による福祉課という課に分けたのはいいんですけども、役場は一つです。そういう中で組み立てていただきたい。そして最大の効果を上げるためにも、アンケート調査をお願いしたいと思っておりますけれども、いかがですか。

政策課長（佐々木忠生君） お答えいたします。

地域公共交通の再編等につきましては、先の熊谷議員のほうからも御質問がありまして、その中で町の方向性というか、お話しをさせていただきました。来年の4月を目途にその方向で進めていきたいといううへで、町民の意向の把握をするうへでアンケートというのは良い手法だというふうには考えております。ただ、返信を町内3千戸に実施すると、結構、通信費等もかかってきます。その辺のところもありますので、実施の方法等については検討させていただきながら、ぜひアンケートのほうは取らせていただきたいというふうには思います。また、今後小集落単位での座談会という部分も考えられておりますので、その中でも意向の把握には努めていきたいというふうには思っております。

町長（渡邊誠次君） 今、政策課長が答えられましたけれども、私も南北の小国町の公共交通会議の中で4年間しっかりと勉強させていただきました。南小国町がとっている施策、それから小国町がとっている施策、交通事情等々人口も違いますので違いがございましてけれども、そのときも実は南小国の町長とも実際、南北の小国の交通事情について根本的に見直す必要がどこかしらではもう発生しているというところは、共通の認識が実はありました。私もこの度、町長になりましたからいろいろと考えさせてもらっておりますけれども、先日の熊谷議員からの御質問にもありましたけれども、乗合タクシーを中心にして来年度から少しずつ始めていこうとは、今考えの中にはあるところなんです。ですけれども、先ほど言いました財源の問題等々がございまして、きちっとそこらあたりは考えながら。今、政策課長がアンケートの話もしましたけれども、住民の

方たちの意見もしっかりと聞きながら、それから保育園、小学校、中学校、高校、幼稚園もあるかもしれませんが、そこに至るまでバスだったり乗合タクシーだったり公共交通ということで考えれば、利用される方、高齢者までたくさんおられます。どこらあたりまでしっかり踏まえて再編を考えるのかも含めまして、しっかりと考えさせていただきたいと思っておりますけれども、今年度はこのままの体制で進む方法をまずは取らせていただいて、来年3月までしっかりと考えをさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

6番（大塚英博君） 将来を見据えた地域交通というのを、これから先の取り組みの一つになるのかと思います。そういう中で早いニーズというものを確保すること。早い段階からそれに対して対応、心構えを持っていること、そして一つの予算というものの中で上手に配分されることによって、最少の費用で最大の効果を上げる。私は先ほど言いましたように、役場は一つであります。そういう中において、どの課どの課ということではありません。ぜひ、長期的な展望に立ちながら、このことを組み立てていただきたいと思っております。

お願いを申し上げまして、最後の3つの質問に移らせていただきます。介護支援の中の在宅介護でございます。2025年は厚生労働省の詳細によれば、ちょうどベビーブームに誕生した人たちが75歳という歳になる、まさに超高齢化の社会に突入します。国の試算によれば、75歳以上の高齢化率というのが大体18%ぐらい。そして同時に65歳以上というのが大体31%考えております。小国は現にそれを越えているのですけれども、そこでお尋ねします。これから6年後の2025年には、大体高齢化率75歳以上と65歳以上はどのぐらいのパーセントにいくか、お答えをお願いします。

福祉課長（生田敬二君） 福祉課のほうで数値を確認いたしました。まず、今年4月1日の実数値でございます。住民基本台帳が基になっております実際の数字でございます。人口の総数が7千70人、うち65歳以上の人口が2千863人、割合が40.5%でございます。75歳以上の人口1千585人、割合が22.42%でございます。今、議員が言われました2025年の推計値でございます。これは国立社会保障人口問題研究所というところが、数値を出しているものになります。小国町の人口総数が5千852人、うち65歳以上の方の人口が2千672人、割合が45.66%でございます。75歳以上の方の人口が1千513人、割合にして25.85%という数字と推測がされております。

以上でございます。

6番（大塚英博君） 今聞きましたように、まさに超高齢化社会に突入しているわけでございます。その中で一番影響を受けるのは、介護を必要とする高齢者というのがこれから先、増加をしていくことでございます。これは大きな問題になっております。今も現に起きているように、介護の医療従事者というものが不足しております。まさにその年になりますと、もっと深刻になります。

特に介護保険料というのが年々上がっております。その中で、耐えきれないような介護保険料がかかってくるかと思えます。特に、国のほうはこの地方と違ってまだ30%というものを予定しておきましての、それに対して社会保障というのが今から徐々に上がってくるけれども、もう現に小国町においては、そこに財政的な問題というものも出てきております。

私はそこで提案ですけれども、この高齢者社会における介護人口の増加とともに、その原因になっているものは今ここに表示しているように一番第1位は認知症でございます。そして同時に2番目が脳疾患、そしてあとは老人の方たちの衰弱であります。在宅介護の中で配偶者という方とその子どもの方たちが介護しているわけでありましてけれども、その中で女性の方が、女性というか配偶者の女性の割合というものは子どもも含めて大体7割ぐらい。それと同時に男のほうは配偶者と子どもも含めて大体3割ぐらい。まさに、今在宅はそういう配偶者によって介護は賄われている現状でございます。その中で一番大事なのは介護時間でございます。この介護時間において、要支援1から要支援3、そして要支援2、介護1から介護5という含めた介護時間の平均はこの欄にありますように大体30%から40%の間です。そのぐらいの時間を配偶者の方たちは費やしているわけでございます。特に介護が増えることは、その分1日中その人の介護を付き添っている割合というのは介護5で5割、介護4で4割、そして同時に介護3で3割というふうになっております。先ほど言いました平均値というのが大体40%ぐらいの方たちが特に終日と同時に半日介護、そして2、3時間の介護というものに使っているわけです。今、この在宅介護のおかげにおいて、介護保険料というものが若干抑えられた気配もあります。1人暮らしの方たちとか、そういうことは通所介護であったり訪問介護であったり、介護支援というものは受けられますけれども、在宅介護においては配偶者の方たちの介護をするということは、そういうふうな介護保険はあまり利用されない方もおられるかと思えます。

そこで質問ですけれども、この在宅介護に対する支援というものは、どのようになっているのかをお聞きしたいと思います。

福祉課長（生田敬二君） 在宅介護をされています方への町の直接的な支援でございますけれども、物質的な金銭的な支援としましては、介護用品の支給という形のもがございます。これは要介護3以上の方でひと月に15日以上在宅生活をしている方について、経済的負担の軽減を目的とするということで、支給品目は紙パンツであるとかオムツ、尿取パット等でございます。要介護3の方でひと月5千円を上限に、要介護4、5の方でひと月6千250円を上限に支給をさせていただいております。平成30年度の実績としましては、これ毎月状況が変わって随時ちょっと確認をしておりますので、延べ人数で申し上げますと1年間平成30年度313人、費用額にしまして155万円ほどの支援という形になります。今の介護用品の支給については、介護保険特別会計の中の包括的支援事業、補助事業となりますので、介護特会のほうで支給をさせていただいております。

もう一つが介護手当の支給ということで、こちらのほうも同じく介護者の方の介護負担、経済的負担の軽減を目的にということで支給をしています。こちらは、一般会計のほうからでございますけれども、要介護3の方、在宅期間がひと月に15日以上の場合ひと月3千円、要介護4、5の方で在宅期間が15日から19日の方についてひと月あたり8千円、要介護4と5の方で在宅期間がひと月に20日以上の場合が1万3千円ひと月あたりというような形で支給をしております、こちらのほうも延べ人数で申し上げますと平成30年度で308人、費用総額としておよそ235万円ほどを支給をさせていただいております。

町のほうとしましても、一応要介護状態にならないような形での予防の取り組みをしているところでございます。いろんな事業、教室等も開催をしております。もし在宅介護、要介護状態になったという方につきましても、介護保険の制度自体を適切に利用していただくというのが、介護する方の軽減にも繋がっていくかと思っております。そこらあたりにつきましては、介護の給付という形になりますけれども、担当のケアマネージャーとか各事業所の方、また家族の方と話していただいて、より適切な支援となるような形での介護給付に結びつけていただきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

6番（大塚英博君） 在宅介護をしているなかで、これから心配するのが、その支援によってはっきりそういうふうな施設やそういうものになげて、そして介護保険料の増加というものに対して拍車をかけないだろうか。今の段階においては家で看ているけれども、自分は職業を放棄してまで、自分の仕事を辞めてまで介護に就かなければならない方たちも、たくさんおられます。そういう方たちが、その支援金のそういうふうななかで計算したときに、気分がやっぱり仕事に行ったほうがいいよと、そして何とかそういう方たちをその施設に預けたほうがいいだろうといったときに、国町県、介護保険料から出るお金のほうが私は増加していくのではないかと。もちろん、これから先は施設というものも不足してきます。先ほど言ったように従事者も不足しているなかで、これから先を展望したときに在宅介護がたくさん出てくる。私はいち早くその介護保険料の支援というものが、ちょうど一番最少の費用で最大の効果をあげられるような数値というものを早い段階で見つけていただき、以上には支援はできないんだけど、これを限界にすれば、この金額になれば介護保険料の増加には歯止めがかかると、そういう数値を私は出していきたい。それに対して、これから先、福祉課長のほうにも難しい問題かもしれませんが、先を見据えた介護保険の増加を食い止める施策として、私はそここのところをお願いをしたいと思います。

最後に町長に質問いたしますけれども、全体的に小国町のこれからの展望について、高齢化社会に突入し、非常に財政的に頻拍した中で今の私の3つの質問を挙げましたけれども、ほとんど言うと政策的な提言が若干あったかもしれませんが、これに対しての取り組みというもの

に対しての意欲をお聞かせいただきたいと思います。

町長（渡邊誠次君） 今回、皆さんからの御質問の中で町の方針に対して、また幅広く産業、それから福祉に至るまでたくさんの質問を受けておりますけれども、私としては現時点では最大限努力をさせていただきますということ以外は、なかなか今の段階で「これをやります」というような施策等々は、できるだけ今年度を通じてしっかりと考えさせていただいて打ち出していきたいというふうに考えております。ただ、これまでの私の議員時代の経験もございますので、8年間で培ったものも含めまして積み重ねていきたいというふうに思っております。

また、少子高齢化によりまして在宅介護の問題が今から非常に議員も心配されておられますけれども、町としてもほかの方にお答えしたとおりに、最大限の努力をさせていただきます。どうか、よろしくをお願いします。

6番（大塚英博君） これをもちまして、3つの質問が全て終了いたしました。どうも、ありがとうございました。

議長（松崎俊一君） ここで暫時休憩といたします。2時から行います。

（午後1時45分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時00分）

議長（松崎俊一君） 次の質問者は時松昭弘議員となっております。時松昭弘議員、登壇をお願いします。

1番（時松昭弘君） 1番、時松です。本日は最後の一般質問になりましたが、今回、通告を申し上げましたところ、「保育園の建設及び今後の取り組みについて」ということで、通告をいたしております。

保育園の現状をお聞かせをいただきたいと思います。

保育園長（河津公子君） 6月1日現在の宮原保育園の入園者数は139名、今後9名の入園予定がありますので、トータル148名です。北里保育園、ただいま41名、3名の入園予定者がありますので、44名となります。下城保育園は現在6名、入園者数は今後予定ありません。

以上です。

1番（時松昭弘君） 各保育園の定員、そして入所者の数字をお答えをいただきまして、ありがとうございました。

今回の質問にあたりましては、以前平成24年の段階で、保育園の建設についてのプロジェクトチームを作成をしたということで、平成24年から25年、平成26年までで3年間をやって平成27年の段階で財源不足ということで中止になっております。その後、この計画について今後の保育園の建設、あるいは今後の取り組みをどのような形で町として考えておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

総務課長（小田宣義君） 御質問ですけれども、今お話しのとおり平成25年に1回、最終的に平成25年11月に議員の皆さまには全員協議会で報告いたしております。内輪の会議で平成25年1年間使いまして、内容的な検討を先に行っておりました。中止した経緯というのは、まず園も今おっしゃったとおり3園ございます。1つの建物なのか、3つの建物なのか、そこらあたりが出てきますので、議会の皆さまと御相談しながらしようということで、その時点で計画は1回中断しております。その後個別に話、場所が少し狭くなっているとかというような話もありましたが、まだ具体的にはその後計画は持ち上がっておりません。

以上です。

1番（時松昭弘君） 1番、時松です。

この前から園のほうにも訪問させていただきました。非常に子どもさん方、先生方も大変な思いのなかで保育をしていただいているというふうに痛切に感じたわけであります。非常に狭いと、そしてまた場所が非常に車の通行も最近、学校の併設、そして送迎のときが学校のスクールバスそして親御さんの迎えとか、非常に混雑しているような状況でございました。

保育行政というのが、これは教育基本法のなかにもあると思いますが、保育所の教育支援というのがあると思います。教育長、分かる範囲で構いませんので、教育基本法のなかのある条文が分かれば教えていただきたいと思います。

教育長（麻生廣文君） はい、私が知っている範囲で話させていただきますが、教育基本法には就学前とか幼稚園、保育園等の記述はございません。学校教育法かなと思いますが、その中には第3章に幼稚園についての記述がございます。そのあと第4章から小学校とかそういう形でいくかと思えますけれども、たぶん、議員は平成27年度に子ども・子育て支援新制度というのがございました。これは認定こども園関係のものがその当時平成24年ぐらいから話題になっていたかと思えますが、それを受けて平成27年度の8月だったかなと思えますが、子ども・子育て支援新制度というのがございます。そのなかには、教育委員会絡みの話が少し出てまいります。と申しますのが、保育園につきましては教育委員会の監督といいますか、その中にはございませんので、幼稚園のことが非常に関連しております。私立幼稚園であっても教育委員会としっかり連携を取るようになっていきます。ところが、この認定こども園関係になりますと、その幼稚園と保育所等が一体化するということがあって、そこで初めて教育委員会も関連が出てくるのではないかと考えてございます。現在、小国町ではその認定こども園もございませんので、直接私どもが関連するということはありませんけれども、ただ就学前教育の充実ということにつきましては、私たちもしっかり考えていく必要があるということで、例えば読書活動あたりで今、事務局員が一人必ず各園に行って読み聞かせをすとかですね、具体的にこうしたことで連携を図ったり、そのほか当然町の保育所でございます。やがて、小国小学校に入学しますので、いろいろな面で情報を共有し合ったり、あるいは連携を図っていきなというふうには思っております。

以前より、こうした制度もございますので、しっかり連携を図っていくという部分はあるかなと思っております。そうしたことで、3園ございますけれども、保育所あたりの保育、教育の充実ということにつきましては教育委員会としてもしっかり待っているという言葉がちょっと違うところがあるかもしれませんが、しっかり同じような気持ちで共有できるところはしっかり共有して連携を図り、協力をしていきたいと思っているところでございます。

以上です。

1番（時松昭弘君） 1番、時松です。

今、教育長からいろいろ答弁をいただきました。保育所の保育方針というのが示されていると思いますが、子どもの健全な心身の発達を図って、生涯に渡って人格形成の基礎を養う重要なものと言われております。こういったなかで、今現在の小国の保育園の体制を見たときに、以前からプロジェクトチームを作って、先ほど総務課長からも答弁がございましたが、非常に財源不足ということでその後中止になっている。しかしながら、今年の住民課の課長にお願いをしまして、今の6歳までの人口の数字を見てみますと、6月1日現在でございますが、268名なんです。失礼しました、5歳までが268名です。6歳については51名おられます。6歳の51名の方たちが全て1年生になる方となられない方もおられますと思いますので、トータル的にしますと約300人近い方たちが保育関係に関係をしているというふうに、数字的には見れると思います。こういったときに、今の体制の中の保育園の在り方の中を見たときには、非常に先生方も大変ですけれども、やはり先ほど申し上げましたように、子どもの安全そして安心するような保育を行うということになった場合は、この施設が小国町の管理である以上は、行政の管理である以上は、それなりとしてやっぱり行政の責任としてこれに対する対応をしなければならないというふうに私は考えます。

そこで町長にお尋ねをしますが、この保育園に対する町長のお考え、就任して間もないと思いますけれども一つの思い、構想、そういったことを聞かせていただければありがたいと思います。

町長（渡邊誠次君） 今回、この一般質問をいただきましたあとに、保育園長それから総務課長と話をさせていただいたところです。まずは宮原保育園、それから北里保育園、下城保育園、3つの保育園がございます。これから人口の推移と共にまたいろいろと考えていかないといけないというのはよく分かります。また、この建築をされたそれぞれが宮原保育園が昭和61年ですね、北里保育園が平成2年、下城保育園が昭和52年と。それぞれ築34年、北里保育園が28年、下城保育園が築45年というところでございます。数字的に見ますと、鉄筋コンクリートで34年という数字は先ほど建っている場所等々のことも勘案しなければいけませんけれども、数字上見ると、最近の国の方針それから耐震化の基準等々を考えましても、もう少し頑張っていた方がいいのではないかなというふうには思っております。ですけれども、現状ですね、先ほど268名の子ども達のことがこれから考えられていきますので、しっかりとその辺を含めて考えをまとめ

させていただきたいと思っています。

1 番（時松昭弘君） 1 番、時松です。

町長の考え方はよく分かりました。一つ提案でございますけれども、一つの今の行政が行う保育園の在り方。そしてこれを例えば法人化、あるいは民営化、民間のほうに移行するやり方、2つの方法があると思います。ただ民間のほうにやるとすれば、これは委託先の応募をしなければならない。あるいは学校法人とか社会福祉法人あたりが対象になろうかと思っておりますけれども、いわゆるプロポーザル方式とかいいますが、そういった形で選定をするような形になろうかと思っております。しかしながら、今の状況のなかからしたときに、これは今度11月に木のまちサミットが小国のほうで開催されるようになっております。今回町村のなかの中身を調査をさせていただきました。その一つのなかに約200名の定数のところですが、こちらのところで大体公設の場合の金額が3億4千万円、そしてこれを民設のほうにしたときは大体8千500万円ですという状況です。でも、運営費が毎年要るわけでございますけれども、公設の場合で大体年間約6千万円ほどの金額ですね。そして民設の場合でも約1千970万円ですから、約2千万円。その差が約年間4千万ほどの差が出て参ります。しかしながら、これ一つの町の政策の方針ですから、公設でいくぞという候補もあるでしょうし、いわゆる民営化にしていくというようなことも考えられると思います。昨日の一般質問の中でも、町長の答弁の中にも法律上の税収の確保というような話をされましたですね。そういったことを考えたときには、今の状況の中からは、そういった2つの方法があるから、あくまでも提案ですけれども。それと、この今の段階の公設の場合にしたときには、3億4千万円まるまるというような数字になりますけれども、こちらを逆に、いわゆる今の平成22年にできた公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律というのがあります。平成22年にできて平成26年にまた改正になって、そしてまた平成28年にも改正になっております。これはどういうことかと申しますと平成28年の改正の部分については、いわゆる国が進めているCLT等の部分を、いわゆる構造材ですね、そういった公共物における構造材を使用しなさいというような中身があります。その中に、そういったことをしたときには、全部CLTを使いなさいということではありませんが、RCとCLTでいくと、いわゆる地元産の木材を使うというようなことにも、この利用促進の場合は2分の1のそういった適応範囲があるわけです。しかしながら、例えば3億円の事業をしたときには、1億5千万円の補助の対象になるということですね。ですから、そこらあたりも一つの提案であります。場所の選定、建築の絡み、そういったこともしっかり考えていかなければならないというふうに思います。これが、例えばいわゆる同じ利用促進のこの中でも、この金額を例えば工事の事業設計費まで含めたときにも、この15%補助というものがあるんですよ。これは建物を例えば3億円の場合だったら、4千500万円しか補助がない。これともう一つ、いろんなところに確認をさせていただきましたが、環境省が政策課あたりが関係があると思っておりますが、省エネ対策事業という

ものがあります。これは非常に予算が国の中でも年間予算というのが非常に少ないですけど、国家予算の中がですね、これを見るとこれは3分の2の補助があります。例えば極端な話ですけども、いわゆる利用促進あたりの分でやって2分の1なのか、環境省あたりの予算を使ってする3分の2なのか、そうした場合は3億円の場合は単純計算しますと2億円、残りの分が1億円ということになって参ります。そういったときに、例えば残りの分の1億円の分について過疎債等の適応を反映したときには、約7割がまたバックとなりますから、極端な話が約3億円の場合でも3千万円ほどで計算上はなるというふうになります。しかしこれが果たして適応されるかどうかは分かりませんが、そういった一つの構想をしっかりと作り上げて、どういうことやるのか一つ基本方針あたりをこの際作り上げていただきたいと思います。そしてまずは、これらのことをもしやるということになれば、まず今年度の9月あたりに、いわゆる保育園の調査、補正等の予算をですね、やっぱり保育園の先生たちだけではなくして、保護者も含めた形でプロジェクトチームあたりを作成していく。そういった形で、一つの方向性を場所の問題、いろんな今後の問題、いろんな先ほどからもお話しがありましたように、スクールバス等の問題等も話が出ておりましたが、そういったことも一緒に一つの点だけではなく、全部すべてを結びつけるような在り方が、一つ方向性としてはいいのではないかと思います、町長、そこらあたりはいかがでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 先ほどから幅広いところの補助金等々のお話しをさせていただきました。地域再生計画に基づいて地方創生拠点整備交付金のお話しも先ほどされましたし、最後の環境省の事業に至っては、地域循環共生圏事業というところの部分であると思っております。実は、地域循環共生圏事業はもう政策課のほうで手を挙げておまして、これは今SDGsの部分で使わせていただいております。今、事業等々のFSとあって、この地域循環共生圏モデル地域フィージビリティ調査事業という調査の部分の事業の申請をしています。もちろん先ほど言われたように、取れるか取れないかは分かりませんが、そういった形でこの事業が取れば、その次の実際イノベーション事業というハード施設にも使える事業にも参画できる。その権利が発生するというような感じの事業です。議員、言われましたように計画に基づかないと、そこまでなかなか全ての事業が辿りつかないところがありますので、将来性を持って考えていかなければなりません、なかなか現時点で保育園のことにしまして、まだ住民の皆さま方の意見等々も平成27年のときまでは少し伺ったのかもしれませんが、現時点の方々の御意見等々はまだ把握できておりませんので、そこからしっかりと把握させていただいて、そのあと計画性をもって先ほどの計画等々に手を挙げさせていただいて、その計画に基づいてたぶん何年かかかるかもしれませんが、交付金事業をいただくような、そんな議員御提案のような形で、たぶん事業自体は進めていくのが一番私もいいのではないかなと思っております、それがやはり最少の町の持ち出しで最大の効果を得れるような事業なのではないかなというふうに思っております。

1番（時松昭弘君） 1番、時松です。

町長の答弁をいただきました。今、保育園のほう在北里、西里、宮原と3園があります。これらのことも将来的に一緒にされるのか、あるいは今の北里、宮原だけでやるのか。いろいろな方法は検討されると思いますが、まずはいわゆる保護者の方たちとしっかりと話し合いをしていただいて、これから先に保育行政に対する在り方というの、子どもさん達が今、夫婦共稼ぎ等の方たちもおられます。0歳児の入園者もおりますので、こういったことについてはしっかりと形を取り組んでいただきたいと思います。

それと宮原保育園のことにつきまして、34年経過しているということですが、一部RCもありますけれども、これは耐震関係あたりが非常に残りの期間と50年ほどというような形になっておりますので、残りの期間にするともう1年、2年ですぐ期間がきます。

それともう一つですね、こういった耐震関係がありますが、一つ提案しておきますけれども、2018年に国土強靱化法という一つの法律ができております。こういった中でも、国土強靱化に対するアクションプラン2018という数字が出ておまして、これも基本計画等がしっかり出来上がっております。この予算の中でも今、全国で今年の平成31年度の補正から令和元年、2年、3年までの間に数字的な部分が約7兆円という数字が出ております。熊本県のなかでも先般ちょっと申しあげましたように、県のほうにも確認をしましたところ385億円の数字が出ておりますが、ここに該当するには今熊本県の場合は、熊本市と熊本県が地域計画書を作っている。この前ある県議の方とお話しをしましたけれども、そういった中で今後検討しているのが、合志、あるいは大津、菊陽、そしてもう一つは菊池市あたりが今後検討すると。総務課長、そういったことも頭に置きながら、調査をされてそういった町に、例えば小国の中にも河川等がしっかりありますので、河川等に強靱化の中に値する部分があるかもしれませんし、建物の分についても当然あるわけです。この中身を見ますと、ハウスですね、いわゆる耐光性ハウス等も強靱化のなかの一環に入っております。こういったことをもう少し調査をしながら、いろんな町の中に財源不足ということであれば、財源をいろいろな形で毎年国家予算もしっかりとした予算を組んでいるわけですから、そういったことにしっかりと形を向けて、何がどういう予算が出ているのか、そしてそういった形をですね、あるいは全ての項目に当てはまるような形で町の行政運営も執行をするということが、一番大事なことではないかと考えます。その点、十分強く要望するものであります。しかし、なかなか必ずそれが実現できるというものではありませんけれども、一步一步前に進んで、そして着実に足をつけて前に進んでいく。そういうことに対して、私たちもしっかり今後目を向けていきたいというふうに思います。

また今後、町がそういう形でどういうふうな取り組みをまた今後進めていくかを、もう一度お尋ねをしたいと思います。

町長（渡邊誠次君） 5月31日に地域振興局におきまして、主要事業の説明会を私も受けて参り

ました。その時に、先ほど議員が言われました国土強靱化関係の計画予算案のお話しも聞かせていただいたところです。先ほどおっしゃられたように熊本市と熊本県のほうがお伺いをうかがいながら、計画を立てている段階だというふうにもお聞きしております。町といたしましても、それが当てはまる場所があるように思いますので、建設課を中心になると思いますけれども、またその計画をしっかりと上げさせていただいて、採択ができるような形をお願いしたいなというふうにも思っております。またこの国土強靱化は、平成31年関係予算の概要としましては、平成31年の2月ですね、3カ月前に内閣官房の国土強靱化の推進室から出ております。そのときに、近年の自然災害の教訓を踏まえて、防災・減災・国土強靱化のための3カ年の緊急対策というところで、先ほど7兆円というふうに言われておりましたけれども、これがポイントでございます。町といたしましても、これすごく言われましたように、幅が広うございます。その中で当てはまる場所をしっかりと携わっていきまして、計画に盛り込ませていただきたいと思いますと思っております。

1番（時松昭弘君） 1番、時松です。

今、今回の補正予算、3月の当初予算ですけれども、非常に一般財源のほうがかんたん厳しいような状況になってきております。今、いろんな国のほうの動きもありますし、そういった予算をしっかりと把握していただいて、そして財源不足と。そして本当に地方自治の基本原則にある暮らしのための予算に使うような形にも持って来るとというのが、行政の大きな役割であるというふうに私は考えます。どうぞ、そこあたりも十分検討して、再度各課で検討していただいて、私の質問を終わらせていただきます。終わります。

議長（松崎俊一君） それでは、予定しておりました4人の一般質問が終わりました。

これで本日の一般質問を終わります。

議長（松崎俊一君） 日程第2、「閉会中の継続審査の件について」を議題といたします。

議会運営委員長及び総務文教福祉常任委員長並びに産業常任委員長並びに広報特別委員長並びに議会活性化推進特別委員長並びに人権啓発男女共同参画特別委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」並びに「総務文教福祉常任委員会の所管事務調査について」及び「産業常任委員会の所管事務調査について」及び「議会広報に関する件について」及び「議会活性化に係る検討について」及び「人権啓発男女共同参画に係る検討について」、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 異議なしと認めます。

したがって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

それでは、お諮りいたします。

本定例会の会議に付されました事件は全て議了いたしました。

したがって、小国町議会会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これで、本日の会議を閉じ、これをもって令和元年第2回小国町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

(午後2時35分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（2番）

署名議員（8番）

会 議 の 顛 末

1. 会議録署名議員の指名

2番 江 藤 理一郎 君
8番 松 本 明 雄 君

1. 会期の決定

今期定例会の会期を 6月10日から 6月17日までの8日間とする。

1.	議案第 25 号	小国町税条例等の一部を改正する条例について 令和元年 6 月 10 日 原案可決
1.	議案第 26 号	小国町環境にいいこと推進会議設置条例を廃止する条例について 令和元年 6 月 10 日 原案可決
1.	議案第 27 号	小国町課・園設置条例の一部を改正する条例について 令和元年 6 月 10 日 原案可決
1.	議案第 28 号	小国町介護保険条例の一部を改正する条例について 令和元年 6 月 10 日 原案可決
1.	議案第 29 号	熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について 令和元年 6 月 10 日 原案可決
1.	議案第 30 号	令和元年度小国町一般会計補正予算（第 1 号）について 令和元年 6 月 10 日 原案可決
1.	同意第 2 号	小国町監査委員の選任について 令和元年 6 月 10 日 同 意
1.	同意第 3 号	小国町固定資産評価審査委員会委員の選任について 令和元年 6 月 10 日 同 意
1.	同意第 4 号	小国町教育委員会委員の任命について 令和元年 6 月 10 日 同 意
1.	諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて 令和元年 6 月 10 日 適 任
1.	報告第 2 号	専決処分事項の報告について（公共工事請負契約金額の変更（荒倉地区林地荒廃防止施設等災害復旧治山工事） 令和元年 6 月 10 日
1.	報告第 3 号	平成 30 年度小国町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について 令和元年 6 月 10 日
1.	発議第 2 号	議会活性化特別委員会設置に関する決議について 令和元年 6 月 10 日 原案可決
1.	発議第 3 号	人権啓発・男女共同参画特別委員会設置に関するについて 令和元年 6 月 10 日 原案可決
1.	発議第 4 号	新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）について 令和元年 6 月 10 日 原案可決

《議案外》

令和元年6月10日

1. 議員派遣の件について

令和元年6月12日

1. 閉会中の継続審査の件

議会運営委員会
総務文教福祉常任委員会
産業常任委員会
広報特別委員会
議会活性化特別進委員会
人権啓発・男女共同参画特別委員会

に付託

《行政報告》

令和元年6月10日

1. 令和元年度職員採用試験について
1. 土砂災害から命を守る警戒避難対策の推進について
1. 自主防災組織リーダー会議について

《一般質問》

1.	今後4年間を見通して、町政運営の方向性等について	P 1～10
1.	働き方改革について	P11～13
1.	小学校部活動について	P13～14
1.	未成年者への心のケア（過去登校拒否等）について	P14～16
1.	乗合タクシー拡大化について	P16～16
1.	町営住宅の方向性について	P17～18
1.	学校教育について	P18～24
1.	歳入の減少・ふるさと納税・町有地の利活用・コンパクトシティの取組・宮原（火災跡地）の振興策について	P24～30
1.	北里柴三郎博士の今後の取り組みについて	P30～34
1.	熱田神宮の現状について	P34～37
1.	小国町情報の発信について	P 2～ 7
1.	小国型教育の実践状況と今後の展望について	P 7～15
1.	日本国憲法と地方自治法について	P15～17
1.	国民健康保険について	P17～23
1.	子ども医療費の補助について	P23～26

1.	内部統制について	P26～28
1.	小国町総合交流促進センター（ゆけむり茶屋）について	P29～30
1.	地域交通について	P30～32
1.	介護支援について	P32～35
1.	保育園の建設及び今後の取り組みについて	P35～41

小国町議会会議録
令和元年第2回定例会

令和元年6月発行

発行人 小国町議会議長 松崎 俊一
編集人 小国町議会事務局長 藤木 一也
作成 株式会社アクセス
電話(096)372-1010

~~~~~  
小国町役場議会事務局

〒869-2592 阿蘇郡小国町宮原1567-1

電話 (0967) 46-2119